

翻
刻

否塞録

水戸藩幕末抗争の日記

茨城県立図書館

郷土資料整理ボランティアグループ

翻刻について

本書は、茨城県立図書館蔵書に基づいて、同郷土資料整理ボランティアグループが、原文の読み下し、ワープロ入力および編集を行い、翻刻したものである。グループ作業に関する事務・とりまとめについては図書館情報資料課のお世話を受けた。製本にあたっては同じく同県立図書館の図書修理ボランティアグループに指導をいただいた。

平成二十四年三月

茨城県立図書館
郷土資料整理ボランティアグループ
唐沢矩子
木村寿子
辻 雅子
中山真一
堀江克己
山崎弘道
柚原俊一
綿引文子

序

「否塞録」がいつ書かれたものかは、冒頭部分に記されている。「幸にして禍を免かれ一身を全ふしたり。依て当時見聞の事情を記して」とある。「当時」の水戸藩における天狗党・諸生派の抗争、藩内仕置、幕府による統制等の覚書をもととして日録のように振り返ったものである。

記録の最後は、「筆を投する時は明治元年辰の正月なり」となっている。明治と年号が改まったのは九月八日である。実際に「筆を投した」のは、その後であろう。記録の期間は、文久三年九月四日からのおよそ四年半、明治元年正月にわたる。

元治元年を主とする天狗諸生の乱を記録したものには「否塞録」のほかに、「石河明善日記」、「南梁年録」が知られる。前者は名のとおり、彰考館員石河明善の日記であり、後者は、同館員小宮山昌玄、号・南梁の記録である。

二人は、共通して彰考館員であり、弘道館訓導であった。立場として、諸生派であろうし、無事に明治を迎えているから、いわゆる鎮派であったのであろう。

さて、「否塞録」の著者であるが、残念なことに明らかでない。明善・南梁と同様な立場の人であろうとは推測する。しかし、記録の中では諸生派を批判し、天狗党に同調する。

冒頭に、「南容の言行はなけれども」と記す。「南容」とは、中国春秋時代の魯の人で孔子の弟子。姓は南宮、字は子容。言葉を慎む人柄を見込まれて、孔子の姪を妻とした人を指すらしい。つまり、何事を見聞しようが表面上、学究を貫いているような態度でいたのであろう。「否塞録」の中でも、人事異動など事実関係を主として、淡々と記述している。しかし、押えきれない感情が所々に出てきている。時に遭遇して、これらの感情を表に表さない努力は大変なものであったろう。

「否塞録」の名は、（上巻1ページ）「嗚呼甲子の乱天地否塞して奸人志を得て正家退けらる」、（上巻65ページ）「国家の否塞此極に至る」、（上巻90ページ）「国事の否塞此極に至る」、（下巻257ページ）「天地否塞し大道湮晦する事殆ど五年」からつけたものであるう。

平成二十四年三月

堀江克己

写録注

読者の便を考慮し、本書では以下のように標記しました。

- 原本の二行書きの部分は、本書では（ ）を付けて一行に書き下した。
- 原本欄外の頭書は、（以下頭書）（以上頭書）に挟んで本文内に挿入した。
- 原本の行間の傍書は、（以下傍書）（以上傍書）に挟んで本文内に挿入した。
- 日記体の記述であることから、本書では日付ごとに段落を設けた。そのため原本の段落は保存されていない。日付が前後することがあるが、内容を考慮して、あえて日付前後のまま改行している。
- 本文中の引用文は二字下げとした。
- 旧漢字は原則として常用漢字とした。
- 異体字、変体仮名は正字に直した。
- 漢文体は読み下し、また送り仮名（ひらがな）を付けた。
- 仮名づかいは、原文の歴史的仮名づかいのままとした。
- 明らかな誤字は「ママ」とルビを振り、正しい字を（ ）内に示した。また明らかな脱字は（ ）を挿入して補った。
- 原文は句読点がなく書き継いでいる。読みやすくするため、句読点をつけるべきところを一字あけとした。

目次

否塞録	否塞録
卷下	卷上
(慶応二年一月～明治元年一月)	(文久三年九月～慶応元年十二月)
170	1
～	～
257	169

否塞録卷上

易に曰く 天地否の卦なる者は天地交わらず万物通わす君子の道消し小人の道長するを云ふなり 嗚呼甲子の乱天地否塞して奸人志を得て正家退けらる

余此変に処して豈微力の竭尽するなからんや 南容の言行はなけれども幸にして禍を免かれ一身を全ふしたり 依て当時聞見の事情を記して奸政中の始末を後世へ示すなり

文久三癸亥九月四日 南郡宰矢野唯之允巡村として湊村辺へ出張の所 百姓共二百人計り出先に於て歎願の主意は 何卒攘夷事引受尽力する様成功これ無き内は帰村相成らすと切迫の様子ゆへ 抛無く歎願の筋取受百姓共は湊の郷校へ入たり

其後 神官百姓等大勢小川潮来の両館へも屯集 右同断の存意なれとも 多くは大義を口実として金作登楼マムの遊ひに流れけり 有志の士にても是へ同意し

たる者これ有り 米穀は要路取扱にて三館へ贈り或は村掛りにしたり 君公頗る憂ひ玉ひて 三館屯集の者速に退散する様にとの御下知なれとも 少しも帰宅の模様相見えす 十月十一日中に至りては悪業相募り 郷村市店迄踏込み押借等これ有り 遂に他邦無頼の悪徒迄も御領内へ紛れ入りて三館へ合し 夫より水城下横行暗殺の暴行を仕出したり

同九月十八日 矢倉奉行鮎沢伊太夫奥右筆頭取となる

同二十六日 召命にて江戸へ登る其節同人の見込は江水要路を入替る意なり 然る処 執政武田伊賀守 側用人美濃部新蔵異論にて其事行はれず

十月十六日 水戸へ下る (鮎沢は鎮家にて要路に居る者を除くの意なり)

十月中 一橋公御付黒川嘉兵衛 東海道小田原駅へ止宿の処 同所へ斬込たる者数人あり 後日幕府にて召捕吟味する所 水戸監府の下役先鋒同心加り居たる由 扱其節の風説は 黒川は鎮家にて水戸激家より忌まれたるゆへ 右の危急に逢たるなるへしとの説あり

十月十九日 小十人目付塙清之允 平野七五郎同府組頭となり 小監金子七之允 三浦鎌吉小十人目附となり 土井市郎衛門 石川惣三郎大番より小納戸となり 鈴木庄兵衛小十人より吟味役となり 宮本辰之介は普請奉行となる
同九日 先手同心頭田丸稻之衛門町奉行となり 山国淳一郎小納戸より小姓頭取となり 加藤伝十郎 長(谷)川通之介 大番組頭より先手物頭となる
十一月中 小十人森三四郎交代馬廻となり 町方勤榊勇介は系纂方勤へ転し其跡へは田原彦三郎管庫より町方へ入る 南郡元締庄司弥三衛門蔵方勤となる
十一月比 水戸の悪党宍戸領を乱妨したるゆへ 先方より御家へ届けあり依て 乱妨人をは御家の手にて召捕たる由

下総佐原に八州惣代高橋善左衛門と云者あり 去る人同人方へ大金を借したる所返金これ無きに付借したる人 木村幸之介並弟某方を訪ひて 右の寢金取立呉候様頼たるゆへ 木村兄弟早速高橋を尋て金談に及んたる所 大争論となり高橋を縛したり 同人倅大に驚き早鐘を撞候ゆへ 村々より馳集り木村兄弟

を打殺す 木村同志の者助太刀して 木村の末弟に兄の復仇をしさせんとしたる所 内々金を取り内済にしたる所 其後高橋を殺したるゆへ 幕府へ引張りとなりたれとも 稍く復仇に押付たり

十二月十六日 府中に於て 高橋友泰斬殺さる 是は同人義激家へ組したる所 何か機事を泄したるゆへ 口留の為め小川館の者にて斬殺し 捨札の面へは 久木直次郎へ同意して金作をなし 人民を驚かし候に付天誅と記したる由

同月中 幕府より達には

近比浪人共の内水戸殿浪人或は新徴組と唱 在々立廻り候者共 追々増長に及び捨置難く候間 別紙の通り仰せ出され候 右は御家来等仕成候義これ有り候へとも 他所の者共へ懸合筋等出来候間 権威ケ間敷これ有り候へは 右等の徒に紛敷候間 自然混雑を生し候義もこれ有るへく 元来御三家の義は 御家門は勿論諸家一体の模範とも相成候間 当時の形勢にては 弥公辺を御尊敬これ無く候ては相成り難く 殊に御上洛中は中納言殿

御留主御委任の義もこれ有り 万一前書の徒に類候義等これ有り候ては殊更御不都合にも候間 若他所の者へ御対し御申分これ有る節は 従来御制度の通り其筋へ御申聞 公裁を受候義と御心得 他所へ罷出権威ケ間敷掛合等致さす候様 家来末々迄篤と御申諭成らるべく候 右の趣申し上げらるべく候

十二月中 幕府より達し

近比浪人共水戸殿浪人或は新徴組と唱所々身元宜敷者共へ攘夷の義を口実に無心申掛け 其余公事出入等に携り 彼是と申威し金子指し出させ候類これ有り候所 追々増長に及び猥りに勅命等と申触 在々農民を党類に引入候類もこれ有る哉に相聞 今般御上洛仰せ出され候折柄打捨難く これに依り以来御料私領村々申合置候間 帯刀指浪人体にて怪敷見請候分は用捨無く召捕 手向致候は、切殺候共打殺候共致すへき旨仰せ出され候間 悪事に携わらざる者共は 早々旧主へ帰参の義相願神妙に奉公致すへし

若悪事に携り 或は子細これ有り同主へ立戻り難き分もこれ有り候は、訴
出候様 其始末に応し罪を論し 又は難儀相成らざる様取計り遣わすへく
候

十二月二十七日 諸向達し

戊午御国難以来 攘夷の儀切迫に存詰他出等致候族もこれ有り候条 此度
公辺に於て諸家家来の内国事慷慨の余り一時の心得違を以て 亡命等致候
類 其家々に於ても悉探索の上得と教諭致引戻候様致すへき旨仰せ出され
候に付ては 寛大の思召を以て是迄の過失御宥免御召使遊はされ候条
頭々並親類の者共 居所相尋引戻候様致すへく候 尤近来水戸浪人と唱
不法の所業致候者もこれ有る趣に相聞候処 万一心得違右へ紛敷振舞これ
有り候ては屹と御処置振りこれ無く候ては諸家の模範とも相成御立場柄
別して御不都合少なからす候のみならず追々仰せ出され候厚尊慮にも相背
き 以の外相済まざる義に候条 其旨精々教諭相加へ帰宅の上慎ませ候様

致すへく候 方今時勢品々御配慮在らせられ候折柄 猶今度御上洛遊はされ実以て容易ならさる御時節 御留守を深く御心配遊はされ 御家の義は関内にて御領知遊はされ 御定府に御定遊はされ候へは 神祖厚き御趣意も在らせられ候御義にて 且源烈殿 御在世中御忠勤の御次第もこれ有られ 旁以今般 御留守御心得これ在られ候様仰せ出され候に付 御家来末々迄 御趣意得と仰せ含ませられ御留守中の義 分て御配慮御忠勤これ有るへく候様仰せ出され候事

元治元年甲子正月 執政武田水戸へ下る 是は潮来館詰の徒 佐原辺へも押出し金作の所業これ有り追々不正の振舞増長せしゆへ 幕府よりも館詰の徒速に引戻候様にと命令これ有り 武田は幕府より鎮撫の命を受けて下りたる所 人心を取ん為め寛大の説得したるゆへ 却て彼か勢焰を増けり

正月二十四日 大監察谷鉄蔵側用人となる

正月二十九日 参政富田三保之介書院番頭へ除かれ 南郡宰矢野は書院番へ

外補したり 是は兩人を退けずしては 三館引払兼候旨館詰の徒より頻に暴論起りたるゆへ 激家にもこれを幸にして除きたるとそ 正家鎮激の党論逐日烈敷相成 大に国事の損となる

二月十六日 小監佐久間善太郎小普請となる

二月朔日 三木左太夫陣屋掛りとなる 此比 執政杉浦羔次郎 戸田銀次郎 奥右筆柳瀬八十太郎 林了蔵等 鎮家の名ある者ゆへ黜けんとの目論ありしとそ

三月六日 大監佐野清六徒頭へ外補となる 右は鎮家ゆへ転したる由 此比 遠山熊之介江戸へ微行せしとの風説あり(傍書・浮説なるへし) 石川吉次郎 寺門政次郎兩名にて 一橋公の後宮へ封書を出したる由 何事か審らかならず 幕府閣老板倉侯へ無名の呈書したる(傍書・浮説なるへし) 者ありしとそ 是も寺門の説有り (以下頭書) 石川寺門の事は林了の説なれとも寺門と林了は平日不和なれば暴徒の所業を訴へたると云も信しかたし 殊に後宮へ出すは如

何なり 確説を俟て記すへし（以上頭書）

三月二十八日 岡田新太郎 三木左太夫 梶又左衛門 金子勇次郎 梅沢鉄次郎 森三四郎江戸へ登る 右は潮来小川の両館の者南上の模様あるゆへ 右の事情言上の為の由

書記頭取坂場彦介喜連川御付となる

館詰の徒にて切迫の者大勢出来 遂に野州大平山常州筑波山へ楯ママ（立て）籠りて 尊攘の大義を唱ひ 或は烈公の木像を拵ひて神輿に乗せ奉り 所々横行金作乱妨の暴行は筆紙に尽し難し

田丸稻之衛門攘夷の歎願として無願出府の処 府中に於て波山勢に引込まれ已むなく其仲間入したり

三月晦日 久貝悦之進水戸より南上の処（是は私用の往来と覚ゆ） 牛久駅に於て暴徒の為に殺害に遇たり

扱右様悪業増長したれば 当路に於ても何とか取締方もこれ有るへくとの所

打捨置は如何の所存そや 国家の大患此上無し苦心々々

三木左太夫参政となる

武田南上し 三月晦日 大城へ登りて事情を申述たり

四月朔日 岡田三木閣老役宅へ出る

四月八日 藏奉行より小林三次郎小十人目附となり 大学様御附田沢弥之進使役となる

同十二日 目付栗田八郎兵衛徒頭へ除かる（是は鎮家ゆえ除かれたれとも余程意味ある事なり 事柄は別冊にあり）

四月八日 幕府より隣国の諸侯へ達しには 水戸殿家来田丸稻之衛門 多人数引連暴発の趣容易ならさる事に付 事に寄り御人数御指向にも相成候間 手当致候様にとか大意の由

四月二十二日 徒目付平塚亥之允 丹羽恵介奥右筆となり 軍用掛り見習住谷寅之介小納戸となり 小十人目付菊池富太郎交代馬廻となる

神官農兵等百五十人計り 一橋公守衛の為上京仰せ付けられしゆへ住谷は右の指引にて上京す

是比吉野英臣江戸へ微行したる由
大平山へ籠居の徒差出候廻文

尊王攘夷は神州の大典なる事 今更申迄もこれ無く候へ共 赫々たる神稜の盛なる 実に万国に卓越し後世に至る迄 北条相州の蒙古を塵し 豊太閤の朝鮮を征する 是皆神州固有の義勇を振ひ 天祖以来の明訓を奉せし忠にして実を感じるに余あり 東照宮大猷公には別て深く心を尽くさせられ 数百年太平の基を御開き遊され候も 畢竟尊王攘夷の大義に基かれ候にて 徳川家の大典尊王攘夷より重きはこれ無き様相成候は 実にゆゝ敷事ならずや 然るに方今 夷狄の害は一日より甚敷 人心は目前の安を偷み 是に加るに奸邪勢に乘し庸懦権を弄して 内外憂患日に切迫し 天朝の叡慮御貫徹の程も覚束無く 祖宗の大訓振張の期もこれ無く 実に神

州汚辱危急今日より甚敷はこれ無く 仮初にも神州の地に生れ神州の恩に浴する者 是おめおめと傍觀座視するに忍んや 僕等幸に神州の地に生れ又危難の際に処し候上は 及はすなから死を以て国家を裨補し鴻恩の万分に報し申すへきと覺悟仕候 依て熟慮致候処 必至の病は固より尋常藥石の療する所にあらず 非常の事を為さずは非常の功を得ず 況や今日に当り 上は 天朝の宸襟を慰め奉り 下は幕府の武断を助け 従來の汚辱を一洗するに於てをや 斯に於て痛憤黙止難く同志の士相共に東照宮神輿を奉し日光山へ相会候 其志相立東照宮の遺訓を奉し奸邪誤国の罪を正し醜夷外窺の侮を禦き 天朝幕府の鴻恩に報せんと欲するに在り 嗚呼今日の急に臨み 誰か報効の念なからんや 又誰か夷狄の鼻息を仰き 彼か正朔を奉するに忍んや 既に報効の志を抱き 又夷狄の狡謀を憤りなから おめおめとして因循姑息に日を送り 徒に神風を待候義 實に神州男子の恥る所ならずや 冀くは 諸国忠憤の士早々進退去就を決し 同心戮力して

上は 天朝に報し下は幕府を補翼し 神州の威稜を万国に振候様致度 我徒の素願全く此事にあり 東照宮在天の靈も御照覽遊はさるへし 是将何をか陳せん

四月九日 戸田銀次郎大寄合頭へ退けらる 中奥小姓松平藏之允目付となり 戸田跡へは榊原新左衛門執政となる 戸田外補に付 大夫人（貞芳院様御事なり）より美濃部へ 右を拒き留候様にとの御書下る 美濃部も何分尽力したる所拒き兼たる由

四月四日 執政鳥居瀬兵衛 大森多膳表勤となり 柳瀬 林了は交代馬廻へ 転し 小姓頭取新井源八郎南郡宰となる 是比松山閣老より尾崎豊後 飯田総藏兩人再勤の吹かけこれ有る処 政府にて拒きたる由（兩人共鎮家ゆへなり） 此時に当り 太平山へは暴徒屯集して他邦の憂をなし 内には朋党論起りて 鎮家なる者は皆外補となりて国力を損し人心調和せず 尚又奸人外に在て同家の変を伺ひ 実に危急の世態と云へし 昔し宋の元祐の年間 高太后朝に臨て

群賢を撰用して国事修明 然る処君子の党互に門戸の争を生し しかのみならず熙豊の小人外に居て其機を伺ひ 高后崩後 小人共紹述の論を唱て元祐の正人を黜け遂に靖康の国恥を引出したると同様の形勢 実に長太息に堪えず

四月(傍書・十日方) 美濃部又五郎(新蔵改名) 御目附山国兵部 太平山鎮撫の爲め野州へ出張す 太平山より攘夷の事備前侯へ呈したる由

君公よりも 備前侯へ家来共大勢太平山へ指配置候ゆへ 御同様攘夷の事周旋すへしとの御文意にて 御運ひになりたる由

四月二十六日 矢倉奉行梶清次衛門寺社役となり 鹿嶋又四郎寺社役より梶の跡へ転し 金子勇次郎大番より郡宰見習となり 交代馬廻列軍用掛り見習下野隼次郎も 金子と同断となる 普請奉行宮本辰之介小十人目付となり 小監今井英三郎 片岡為之允も 宮本と同断となる 梅沢鉄次郎小十人 池原米太(徒士) 小監となる 瀧口正太郎 照沼恒太郎小監召出し

四月十一日 岡田 三木下る

同十七日 横浜鎖港御伺として 幕府監察一人(姓名忘却)軍艦にて上京 御家よりは岡部忠蔵(大寄合頭) 上京す

此時に当り幕府の形勢頻りに因循に流れ 閣老へは阿部豊後守 松前伊豆守 松平伯耆守等出現し 唯正義の人は松平侯一人(板倉伊賀守の事なり) 芙蓉間へも追々小人奸吏出現したれば 中々以て鎖港の模様にも相見えす鎖港の義伺ひたるとも 眞の情実は審らかならず 多くは開港論になりたる由

扱先年来より奸人隙を伺ひ居たる所 此節社宿志^{ママ}を達する時来れりとして 三館破却太平山追討に事を託し 正義の士一統太平山へ同意と云廉を以て一掃せんと巧み 幕府奸吏へ打合せたる所 幕府にても 太平山をは何分掃除し度思ひし所なれば 渡りに舟と乗込けり 太田道淳第一に奸の手引をしたり 奸人も流石名目を恥けるにや 結城の党類を挙用の事は奥の巻にして 先づ表は正論の振りしたるに付 松山侯始め有志の吏と雖も 是か為に欺かれ図らすも奸へ同意せしとそ

既に打合せ極りければ 五月初旬より奸生大勢岩船願入寺へ会合す奸人より幕吏へ文通は 大抵内藤弥太夫執筆の由 其以前より矢部醒軒江水微行奸策を施し 甲子の乱は矢部の奸計居多なりと云 昨年来より政事不行届暴徒の悪業益盛んになりたるゆへ 国内の人心相背き 何卒岩船山の存意貫徹致させ度しと 郷村市中は勿論士林迄も大半企望したる由 此至変に至るも畢竟は 激家の失策より事起りたるなり 実に終天の遺憾と云へし

五月十三日 山野辺主水正 水戸城下の紛擾を聞て出たる所 鎮撫届かすして又候助川へ帰る

同十六日 武文師範の人々 杉浦羔次郎宅へ推参して 国内鎮撫の方引受尽力する様にと攻込たるとそ 表御家老(市川 佐藤 朝比奈等なり 其外の姓名忘却したり)よりも 国内取締人心安堵する様にとかの文意にて建白したる由

同十五日 太平山の巨魁山田一郎脱走して 大目付渡辺甲斐守へ自訴したる

由

同十六日 生熊治衛門 国分膳介鎮撫の命を受けて水戸へ下る

太田道淳小石川へ参上 君公へ数度謁見奸説を入れければ 邸中議論起り

道淳入邸の義御指留となる 其後川越侯（大老松平大和守の事なり） 松山侯
参邸して 君公の御腹を直したり（松山侯へは正家よりも手を入たれとも十分
に行はれざる由）

同十七日 川越侯参邸したり

五月十二日 幕府より御家へ達し

近来浪人体の者御領内へも横行致し 攘夷の名義を借り猥に富家へ難題申
置 金子等を貪乱妨ケ間敷振舞致候者これ有る趣相聞 甚以如何の事に候
先達ても相達候通り 公方様御上洛御留守中御取締筋の義御家へ御委任の
御砌りと申 猶更御行届に相成らす候ては 公辺に対せられ相済まざる段
御配慮も在らせられ候事ゆへ 右様の者これ有るに於ては用捨無く搦捕訴

出若し手に余り候節は打捨候共苦しからさる旨 其向へ相達候条心得違これ無き様 家来々々へも屹と申付けへく候

五月十六日 松平播磨守様より鈴木石見守へ御文通

一筆申入候 向暑の節に候処 弥御多幸珍重存候 然は岩船辺へ多人数集居動揺の模様もこれ有る由の処 如何の存念にこれ有るへきや計り難く候得共 御上洛御留守中御委任の義 中納言様へ厚く仰せ出され候御義にも在らせられ候御砌 御領分に於て右様の事これ有り候ては 実以御配慮遊はされ候義恐入候次第にこれ有り 当今大切の御場合 別て御心配遊はされ御目付生熊治衛門 御小姓頭取国分膳介へ仰せ含ませられ 御指下相成候御義には在らせられ候へ共 猶間柄の廉を以て厚く申遣候 右様仰せ出され候に付ては 幾重にも精々御骨折の義は申迄もこれ無く 兎も角も御下知を請け奉り 上下強弱老少貧福各身分相応の御用 聊虚飾にこれ無く 真実に相勤申すへき時節に候 左候は、御満足にも思召さるへく 且又忠

孝の道にも相叶申すへき義と存し奉り候 且太平山へ相集候者共 夫々引
取方の義に付 精々御骨も折らせられ候折柄に候へは 猶更あれ〇〇動揺
穩やかならざる事相聞候ては 公辺へ対させられ甚御配慮遊はされ恐入奉
り候義 且拙者に於て 甚心配痛心致候に付 前件の義種々御心配遊はさ
れ候折柄 万一存切候義決断致候ては 第一中納言様御為筋にも相成らす
且各方為筋にも相成間敷義 至然の事にも候得は 得と中納言様御配慮の
義恐察奉り 速に鎮静致居候様遊はされたく日夜御心痛遊はされ候義ゆへ
幾重にも精々御骨折御座候様 呉々も御尽力致度存候 依て此段申入度
此の如くに御座候 不備

五月二十日 播摩守様より願入寺へ御手紙来 右に付 奸人共何か得意の様
子ありしとぞ 願入寺詰の奸人 朝比奈千次郎 松村栄次郎江戸へ微行太田
道淳を訪ひ密事を計る 何事か審らかならず

小生瀬村の永林寺江戸へ微行し 幕吏杉浦正一郎 木村敬蔵を訪ひたる由

大発の時のために 道中の印鑑並に袖印迄も杉浦より請取 五月二十四日 下着す（杉浦は監察にて正家の由なれとも奸人に欺かれ印鑑を渡したるよし）

大番頭渡辺半介は鎮癖家にて 丸て奸へ同意にはこれ無けれども 暴徒を除かんと志なるゆへ 右へ同意の者には 佐野順次郎 秋山長太郎 菊池為三郎 立原左兵衛 斉藤銀四郎 吉田於免三郎等を始めとして 鎮癖家の者七八十人計りも応したり 渡辺派の者も 折々は岩船へ臨みたり 渡辺方にては奸人を先に使はんと意なれとも 奸の方にては 渡辺方を先に使はんと意なりとぞ

前にある如く 奸よりは幕へ十分に手を申し 奸策行はれたれとも 正家にては内情知らざるゆへ唯々別ての事もこれ有る間敷と見侮り うかうか居たる段は油断此上無く国家の傾く時節とは云いながら 是非なき次第なり

五月二十五日 幕府より御達

浮浪の徒取締に付ては 追々相触候趣これ有り候処 先達て以来 野州太

平山常州筑波山に多人数集屯在々所々へ横行致し 右は水戸殿御家来並に御領分の者共 ○○○^マ既に贈大納言殿遺志を継候等と申唱候由相聞 捨て置き難き筋に候へ共 水戸殿於て御手限りにて 御取鎮成られたき趣仰せ立てられもこれ有り候間 御任せ置かれ候処追々増長 此程に至りては右場所辺にも罷り在らず異形の体に致し 二三十位つゝ(傍書・誤字あるカ)若年歩行 中には無宿悪党者も相加り 金銭押借等致百姓共難儀少なからず これに依り太平山筑波山罷り在り候者 速に水戸殿御領内へ引取候様成られ 其余異形体にて徘徊致し 軍用金等と唱て押金指し出させ候類は勿論の義 都て旧獵相触候趣を以て往来相改 浪人体にて怪敷見請候分は 仮令水戸殿御名目相触候共召捕 手向致候類は切殺候共致すべく候旨厳敷相触候段 水戸殿へ相達置候 右の趣相心得 銘々領分知行○○^マ家来指出時々見廻せ 万一不法者等これ有り候はゝ 擲取又は討取 多人数党は 隣領へ申合相互に助合 差掛り

候分は村々の者共申合 擲取候様にも致し 尤手余候は、是又打殺候共苦
しからず候 御料寺社領並小組所等にて家来組合これ無き分は 最寄領主
地頭にて別て心を付 注進次第人数指出し 浮浪の者の為村々難儀致さる
候様厚世話致さるへく候 右の趣 関八洲並越後信濃国領分知行これ有る
面々へ洩れさる様相触れらるへく候 (此書付は御城付へ渡る)

五月二十五日 御家老を以御呼出しにて 幕府より書付渡る

御家来並御領分の者共 外夷を攘ひ 御国害を除き 贈大納言殿の遺志を
継よし申唱 筑波太平等へ多人数屯集罷り在り候段 穏やかならさる所行
にて人臣の道 其君を輔佐致候事当然の義に候間 国家の為存付の義これ
有り候節は 第一主君へ建白に及び 再三聞入これ無く共百諫千争死を以
て相争ひ 誠意を以て相感候様取りはからうへき筋に候 然るに 中納言
殿へも申立も致さず 彼等自ら先君の遺志を継等と申候時は 中納言殿に
は 先君の遺志を継候事相成間敷と見侮り 多勢の威力にて上を劫制致し

候筋にて 人臣の道に相背き 不屈の至りに候 殊更自国領内に罷り在らす 他領へ押出 神輿通行等と申唱 旅宿へ御紋付幕を張り 宿村の人馬を遣ひ 諸方の騷擾公法を犯し しかのみならず諸家脱藩の徒も同類に相加へ候ゆへ 既に右等の者共機に乘し 軍用と号し他領にて 押借同様金子数多指し出させ候等 以の外の事に相聞 元來攘夷と申立候上は軍律をも弁え居るへき筈にて 軍律に於ては士卒末々の者たり共民より聊の物をも借取等致候は、直様典刑をも正すへきは勿論の事に候所 右体の次第にては仮令後日に攘夷の命下候共軍律相立たず 成功の程覚束なし 況や堂々たる御親藩にて 軍用の御蓄これ無き浮浪の徒を相語ひ 諸方より金子借り集候様世上の嘲を受候は、水戸家の恥辱此上無く候 それ我主君を蔑如し公法を犯し恥辱を取り此三罪に陥り候ても 贈大納言殿の遺志を継と申すへきや 銘々自省候は、其理は明白に相分かるへく候 一体右様の輩速に嚴刑に処さるへき筋に候へ共 其初報国の心より事起候趣に相聞

聊取るへき所もこれ有り 且中納言殿より何れにも御取締罷り成るへく暫時御猶予これ有り候様成られたき段思召これ有る由にて 御任せ置かれ候処 今以て御鎮静これ無く追々増長 百姓共難儀少なからず候間 前書の趣能々説諭致し 一同速に水戸表へ引取候様御取計りこれ有らるへく候

五月中 岩船山屯集の奸人存意書指出す

恐れながら先君烈公告志篇を著して広く士民へ諭し玉ふ 其大(第)一条に忠孝の本意を述させ玉ふ 次に人々天祖東照宮の御恩を報んとて 悪く心得違ひ眼前の君父を指置 直に 天朝公辺へ忠を尽さんと思は、却て僭乱の罪遁れ間敷旨を述させ玉ひし事 我藩の臣子たる者何れも心得罷り在るへき事に候所 近来狂暴の士民等尊王攘夷の名を借て 累代厚恩の君上を指置き 各其身の分限を忘れて 天朝の御明德を誣り奉り他国浮浪の悪徒をかたらひ國中無罪の良民を苦め 徳川家御親藩の臣下として妄に將軍家を軽侮し 昇平の至恩を忘れて反乱の大逆を企 無体の暴論を以て数君

上に逼り奉り 種々の流言を作りて多く異論の良臣を退け賄賂を貪り私党を張り 祖宗の法度を破り士民の礼分を廢し しかのみならず東西の間に奔走しては公武の御中を妨げ奉り 上下の情を壅塞して君臣の通路を絶ち 其他の悪業枚挙に遑あらず 是を以て先君烈公の御遺志と稱し我水国眞の義勇を転して虎狼の国となし 貪乱無礼の盜民を集めて忠孝篤実の世臣を用ひす 終には一国の君臣上下悉く反乱の賊に陥ん事眼前にて 士民の恥辱千載の汚名此上無し 臣子の身分決て等閑に打過くへき時節にこれ無く 且我々は迄日々弘道館に出入し文武の業を勤めて 以て君上の恩に報せん事を謀る 今此時に当て 国の逆臣を除き賊の横行を制するに非ずんは何を以てか地下に烈公に見へ奉らん これに依り面々忠憤黙止難く自然一同集会仕候上は 共に心を一にし力を合せ是非黒白を弁明し 是を天下に明にし年来の誠心を相達し 眼前君上の御配慮を安んし奉るへきか一同の本意に御座候 依て此段申上置候以上

右は内藤弥太夫 石川幹次郎両人の内にて執筆の由

五月二十六日 諸向へ達し

横浜鎖港の義 公辺へも御委任仰せ出され候上は 御事跡に相頭れ候様に
御所置の義 贈大納言御遺志継かせられ右御成功御助勢遊はされ候様 別
紙の通 天朝より仰せ出され候段 去る二十二日 御書付相渡候所 是迄
とても勿論精々御尽力遊はされ候御義に在らせられ候へ共 今般厚仰せ出
され候付ては 別て御忠誠尽させられ叡慮安んし奉るへきとの尊慮在らせ
られ候付 所々へ屯集致し騒力敷相聞候様にては 公辺に対せられ御不都
合相成候条 何れも夫々引取謹慎罷り在り 非常の節に御下知待ち奉り忠
勤抽んすへき旨仰せ出され候条其旨承知奉り父兄並師範等より屹と教諭致
さるへく候

横浜鎖港の義 幕府へ御委任仰せ出され候上は 事跡に相頭れ候様速に所
置致すへきは勿論に候へとも 人心向背容易ならさる折柄 深く御尽力も

遊はされ候付 兼て御沙汰の通り贈大納言遺志を継

右成功の助勢厚尽力致し 屹度実効相立叡慮徹底候様忠勤抽んすへき旨

尚又松平大和守へも申合 厚く励精さるへき御沙汰の事

五月二十六日 鈴木縫殿 岡部忠蔵 山口徳之進（山口は此時監察なり）江

戸へ下る（三人上京致居候所此度下たる訳は何か鎖港の事の説あり）

同日 岩船山の奸人大発南上す 大将には市川三左衛門 朝比奈弥太郎 佐

藤図書なり 右へ同意の士民数百人附従て南発

同日 渡辺半介を始め同意の徒大勢南発す 此度渡辺の進退に至りては是か

非か後世の論を俟なり

美濃部 山国 太平山へ赴き説得すれとも 少しも承伏せされは抛無く江戸

へ帰る（五月十五日の比帰邸と覺たり） 其後事情益切迫に付 五月二十五日

美濃部再ひ命を受けて太平山へ赴き尽く説得したる所 漸く屈伏して御領内へ引

退の筈になりけれども 奸人大発して礫邸変革の説を聞て一際怒気を生し 領

内へ引退くの議論も忽ち変して筑波山へ楯マ(立て)籠りたるとそ 美濃部も進退窮り 今更江戸へ帰るも如何と思ひ 六月六日 水戸へ着す 扱彼徒御領内へ引退きたらは国家の大乱には至りぬけれども 施設する所万事齟齬したる段氣運の傾類する節と見へたり 噫

五月十九日 京師より 公方様江戸へ御下着となる

幕府より太平山鎮撫の義数度命令あれども 御家にて取締御不行届ゆへ 幕府にても最早捨置き難きゆへ 五月二十六日 御目附中山備中守大城へ呼出して 執政除の事達になりたる由

同二十八日 礫邸に於て除目 執政武田伊賀守 興津藏人 中山与三左衛門 慎隠居となり 山国は蟄居となる 先手物頭朝倉清七 輕部熊太郎目付となり 田沢弥之進 浅沼四郎八郎小姓頭取となる 輕部 浅沼 田沢何れも奸気ある人なりとそ 国政の变革此より萌したり 浩歎に堪えず

五月二十八日 鈴木石州召登の処 大夫人の御正議にて破れたる由

扱奸人江戸へ登りし所 一時に宿志を逞せんとしては却て破れを取も計り難しと邪推して 先づ鎮家と力を合せて暴徒を退けんとの狡計を運らし 二 三の鎮家を推用して除目左の通表発す

六月朔日 江戸に於て市 佐 朝三人執政 渡辺参政 戸田執政 名越用人となる(戸田名代を指出て相済む) 戸田の除目は事情のある事なり 其訳柄は奸人の底意は 此度の大発は戸田等を始め鎮正家の士主謀の振りにせされは幕も牛込大夫も(中山備州の事なり牛込御門付近ニ住居なり) 応援すましと悪察し 幕へは鎮家主謀の振りに通しければ松山侯並牛込迄右へ踏込 暴激の徒を掃て鎮家を引出し国事を挽回するの見込となりしとそ 夫ゆへ戸田は必定登りたるへしとて執政仰せ付けられたるなり 然るに奸家の申立とは大に相違し奸家のみ登りしかは 松山牛込大に失望したるとそ 右の如く激論家なる者は幕よりも忌まれる様成行も畢竟は政体不取締と追々過失のみ出来しゆへ 荷担する人も少なくなりたるか 扱々是非もなき次第なり

六月朔日 水戸に於て除目 執政岡田信濃守 杉浦羔次郎慎隠居となり 岡田新太郎（参政より）大寄合頭となり 大久保甚五左衛門（大寄合頭より）執政となり 勘定奉行原十左衛門隠居 倅熊之助（吟味役より）馬廻り格勘定奉行見習となり 森三四郎大番となる

六月朔日 君公御登營の処松山侯より何事か言上したり 公帰邸し玉ひし処へ 奸太夫三人より大封の黜陟書指上しか 公にて用ひ玉はす破れたる由

同二日 水戸にて屏居の奸人太田丹州等慎御免 奸家の巨魁某々等召登りと成るへき模様なれとも 牛門建議して破りたる由

同二日 朝倉清七先手物頭へ帰役す 石川清衛門（小姓頭取より）金奉行となり 斉藤金六（小納戸より銀四郎改名）奥右筆頭取となり 坂場彦介右同断 秋山長太郎（大番訓導より）今井与左衛門（表右筆組頭より）奥右筆となる 斉藤 秋山は渡辺一手にて南発人 坂場は鎮家なり 此除目は奸家の調和論と見へたり

六月四日五日と 君公御登營の処 太平山征伐の事閣老より申上たる由 依て水戸の政府へ申来りしか 是は容易ならざる事に付政府にて拒き留たる由

同日 監察生熊治衛門 今井新平 岡部城之介先手物頭へ除かれ 大井介衛門（先手より）楠悌之介（使番より）監察となり 肥田新八郎 小柳津太郎 八（馬廻組頭より）小十人目付組頭となり 鈴木茂衛門 加藤孫三郎 野村喜左衛門（三人は大発の奸人なり）小十人目付となり 高倉平三郎 高根秀三郎 奥右筆となり 佐々木雲八郎 渡井伊介小監となる（四人は南発の奸人なり）望月四郎太夫（寄合指引より）側用人となり 亀井津衛門（書記頭取より）勘定奉行となる

右の通り要路へは追々奸人出現し邸中破壊の勢なり 去りながら政府にては鈴木縫殿 岡部忠蔵 原田誠之介等を始め 正論の士未だ残り居れば 定て力を竭し拒きたるなるへし 然れども奸人は破竹の勢を増し しかのみならず恐れなから 君公も姦説を信し玉ふゆへ邸中僅かの有志の微力にては所詮敵しかた

く 遂に要路へ奸人出現したるなり 小柳津 肥田は正議を執て引込たるゆへ
遂に外補となる

大老川越侯正氣堂々として撓まされは 奸人頗るこれを忌み 君公へ邪説を
入れ 公の思召にて川越をは御引かせ成られしとそ 君公には 朝廷より鎖港
の命を受け玉ひたれとも 川越を退けて勅命に御違背成られたる段 臣子の身
分にては痛心に堪えず実に国家の存亡に係るなり 是も皆姦人の悪計より 公
を不義に陥れたるなり 奸家の謀計甚可悪々々

六月六日 鈴木縫殿 岡部忠藏執政御免 小野角衛門（徒頭より）小姓頭と
なり 菊池善左衛門 荒槇政衛門小納戸再勤 寺社役小瀬弥一衛門御国大番へ
貶せられ 武石伝之允（奥右筆より）交代馬廻へ外補 多田直四郎金奉行より
小姓頭取となる

六月六日 水戸に於て尾崎豊後（表御家老より）執政再勤 藤田建二郎（徒
頭弘道館教授より）側用人となる 此除目は奸毒の気頗る熾になりたれば 唯

激家の力のみては恢復覚束無きゆへ 鎮家と合体して除奸の力を尽すより外はこれ無しとの論にて右の除目発したる説なり 此時に当つては国病既に腹心に入たれば 扁倉の名医と雖も救うへからざるの形勢なり

和合論は最早手後なるへし せめて正月の比 併合論起れば国政少しは持張事もあるへけれども 事破れたる跡の調和論にては 如何とも詮方なし

六月八日 目付山口水戸へ下る

六月六日方か 江戸より除目来る 鈴木石州を執政にし 原主一郎 佐野藤衛門 野沢儀衛門 松原亨蔵をは大監へ入れ 香取助十郎をは町奉行にし 書記頭取へは桑原力太郎 石川新吉 柳瀬八十太郎を入れ 平書記へは山内豊太郎 館野冲衛門を入れ 郡宰へは荻清衛門 桜井小三郎を入れ 書記頭取野村彝之介 鮎沢伊太夫をは慎小普請に貶し 書記頭取高嶋雄之介外転 長谷川作十郎免職 監察小池源太衛門 蔭山四郎兵衛 松本平左衛門郡奉行 新井源八郎 真木彦之進 村田理介をは外補にすへしと来るよし (是は政府の秘談なれ

とも 少は異同あるへし）此除目を察するに 奸と鎮癡家と調和する論と見へたり 奸人共未た奥の巻は繰出さすと推せらる

此除目表発しては水戸表も崩れるゆへ 是は政府の力にて此度は拒きたる由
六月六日 幕府より達し出

浮浪の徒取締方の義に付 関八州越後信濃国領分知行これ有る向へ 先般相触候趣もこれ有り候 付ては右太平山筑波山等罷り在り候者共 所々へ散乱致し先々に於て 如何様の挙動致すへくも計り難く候間 右国々の外も右の趣に相心得 銘々領分知行限り家来指出時々見廻り厳重取締方致し 関所これ有る向は別て心を附往来相改め 尤水戸殿御家来にて用向等これ有り上方筋其外所々へ旅行致候者は 其段道中奉行より相達候筈に付 一と通り御同家印鑑のみ持参致し候分は指出通行致させ間敷 若押て罷り通るへく仕掛け候者これ有り候は、差押申さるへく 万一手向等致候者これ有り候は、 討捨候ても苦しからず候 但し水戸殿御家来当節京都へ罷越

居候者も 右に付右帰国の分は是迄の通り印鑑を以て相改相通すべく候

右の趣関八州外領分知行これ有る面々へ洩れさる様相触れらるべく候

渡辺手の者奸人とは元来丸て同意にこれ無きゆへ遂に大異論を生し此度の大变も 皆太田道淳奸の手引をしたるより事起りければ 道淳を攻附けへしとの論にて

六月十日 道淳宅へ出てたる徒には 菊池三右衛門 同五郎衛門 鈴木安之進 小山田平之允 国友忠之允 川村松太郎 佐野徳之允 鈴木竹三郎 近藤軍四郎 吉川辰三郎 木内案左衛門 鈴木熊蔵 鈴木八十吉 佐久間善太郎 同寅次郎 長瀬秀二郎 名越寅吉 鈴木甚一郎 鈴木十太郎 天海留次郎 柴山鉄太郎 馬場勇次郎 蔭山千太郎 金沢誠太郎 野村辰次郎 宮川巳之太郎 安積誠介 芳賀庄吉 関長次郎 余語慎三 市毛五郎衛門 益子勇吉 小室小三郎 里見平次郎 岡田菊次郎 小松崎壮蔵 吉田於免三郎 高木久衛門なり 渡辺手の中にも道淳へ出たる者は 奸徒より別て悪まれたるとそ 右の徒の

中にも 始終正義を執て濁流中を押抜きたるもあり 又は進退振宜しからざる者もあり 或は奸人へ組したるもあり 後巻にて知るへし

扱道淳へ出たる事忽ち小石川へ知れしかは 君公頗る憂ひ玉ひて 市川始めへ御筆下る

太田道淳宅へ三十人余も罷出候は 如何の義にこれ有るへきやも計り難く候へ共 多人数他家へ罷越候様にては 以の外宜しからず候間早々引取申すべく候 存意も候は、我等にて承度候に付早々罷帰り申し聞けべく候 右の御書を以て御使ひの者道淳宅へ来りしゆへ 皆帰邸したり（鈴安 国友 小山田は小石川住居の人にて大発したる人にはなし）

同十四日 鈴安 小山田は小普請となる

奸大夫三人君公御前に於て 岡田信州 武田賀州 大場主膳正 原市之進

梅沢孫太郎 鮎沢伊太夫 住谷寅之介をは 切腹の御所置にて然るへき旨言上したる由（此件は六月五日の事と覺たり大場 原 梅住マヅ（沢）は此節京地に勤め

居る)

奸人中より 武田をは是非自殺仰せ付けられ然るへきとの議論蜂起し 既に死を賜るの処 牛門周旋にて拒き留 尚又君公にても此件は許容し玉はず却て 武田 邸中に居ては危き事ゆへ速に下り候様内々御下知ありければ 六月十五日 水戸へ下る

六月十五日 書記魁新家忠衛門金奉行へ転し 坂場は書記魁より寺社役となり 斎藤金六大炊様御附となり 今井与左衛門書記魁 川辺重左衛門(寺社役より) 右同断 堀江久左衛門(吟味役より) 小納となり 小姓頭取渡井量蔵矢倉奉行となり 山中新左衛門(大炊様御付より) 水戸小姓頭取となり 杉山惣兵衛 山下吉左衛門平書記となる

同日水戸に於て諸向き達し

此度思召を以て 御政体向改革仰せ出され候に付ては 是迄の通り面々派党を立何派々と互に隔居候様にては 自然上の御為筋に相成らさるのみならず

御家中は一体の事に候へは 第一熟和を結御為筋専用^ニに心懸け候様致すべく候
若心得違の族これ有り候は、 厳重御沙汰これ有る筈に候条 頭々の族は勿論
の義右御趣意厚く相心得 支配々々子弟等へも得と教訓致し 決して心得違これ
無き様末々迄洩れ無き様相達せらるへき事

六月十五日 (以下頭書) 六月十五日の除目は皆奸を進め正を退くの目論と
見へたり(以上頭書) 石川忠之進(小十人目付より) 吉見喜代八郎(同上
より) 馬廻りとなり 小泉左十郎(馬廻りより) 河合伝次(奥番より) 佐野
孫次郎(小十人より) 小十人目付となり 川辺重松小監より小十人となる(小
泉河合は大発の奸人なり)

同十八日 渡辺半介大番頭へ転し 三浦賛男(城付より)寄合指引となり 太
田十郎左衛門(寄合指引より) 側用人となり 戸祭大膳(徒頭より) 城付とな
り 国分膳介(小姓頭取より) 喜連川御付となり 吉見治左衛門(同上より)
大納戸奉行となり 荒槇政衛門(小納戸より) 小姓頭取となり 奥右筆原田誠

之介 郡司孝介 日置熊次郎馬廻へ除かれ 那須寅三 高橋重太夫(小監より)
小十人へ外転 相田友弥 西村次郎兵衛小監となり 小林三次郎(小十人目付
より) 蔵奉行となる

六月十日 幕府より達し出る

野州大平山屯集の者共 所々横行狼藉に及び捨置き難く候間 鎮圧方水戸
殿より御人数指し出され候筈に付 近領諸家へ相達候趣もこれ有り候間
居城これ無き面々へも 在所又は陣屋これ有家来指置候向も 人数指出力
を合〇〇討程遠の分は模様次第〇兵指出 御府内へ立入らざる様取り計ら
うへきは勿論の義外々へも放乱致さず候様弥領分知行所取締嚴重相立
川々も別て心を付 怪敷者共相正し 時宜次第搦取討取申すへし
右の趣関八州領分知行これ有る面々へ相触れへく候事

六月 市川三左衛門太平山追討の命を受け野州へ赴く 随従の徒には徒頭芹
沢祐七郎 目付大井介衛門 使番渡辺伊衛門 先手同心富田理介 奥右筆高根

秀三郎 小監佐々木雲八郎 軍用掛り友部八太郎等を始めとして 奸生百人計り出陣す（大井の外は皆大発の奸人也） 礫邸へは 佐藤 朝比奈を始め奸人大勢残り留る 市川出陣の節 君公より市川へ御直書下る

此度武田伊賀守始め嚴重申付候に付 其外宜しからざる者もこれ有り候は、 嚴重申し付けす候ては此先取締方相立たす 依ては品により水戸表迄も相越浮浪の者嚴重所置致すへし 尚又伊賀守同意の者役替申付候義を 彼是相拒き候者もこれ有り候節は 其方決断を以て取計り苦しからす候

（此御親書は写も拝見致さす 全く聞書なれば異同もあるへし）

六月十七日 太田道淳登城指留 大目附大久保豊後守 菊池伊与守御目付

杉浦兵庫頭（正一郎任官と覚へたり） 星野金吾勤仕並となる

同十八日 大老酒井雅楽頭 閣老松山侯参政 諏訪因幡守 松平縫殿頭御役御免となる（右は水戸国政向へ携り 却て国乱を引出したる事不調法の廉となり右の如く仰せ付けられたるとの説なり）

六月十九日 使番西郷監物目付となり 河原田忠次 加藤藤介小納戸より小十人目付組頭となる

同十八日 執政大久保召命にて登る 江戸よりは君公御親書を以要路入替除目の御催促 打續きて水戸の政府へ来る

六月二十一日 用人酒泉新三郎馬廻頭となり 大番組頭猪飼伝衛門使番となり 荻昇介(大番組頭より) 先手同心頭となり 書院番石山彦吉 小沢寅吉中奥御番となり 片岡雄太郎 稲垣平太郎 岡見彦五郎徒目付となる (以下頭書) 拾遺するに鳥居 六月二十三日 執政再勤 大森は七月五日なり (以上頭書)

同二十五日 小納戸武田魁介大番へ転し 徒目付篠善吉 亀井宇八 多賀谷力之介 桧山源藏徒士となる 大関八十吉 富岡縫殿之介 太田千之允 青木卯之吉 岩崎鉄太郎 安藤泰次郎小監となる 何れも正人を退け奸家を挙る除目なり 扱江戸の模様大破となりければ 詰り御家の浮沈にも係る事なれとも

尋常の周旋にては反正の力伸ひず国力を以て押抜く方然るへしと有志の士一統議論を決し 執政参政番頭監察郡宰を始め 外路の士より神官農家に至る迄何れも必死を極めて 六月二十日方より追々南上 惣人数三千人程と唱ひたり (執政尾崎 大森は守城の為残る 此時鳥居 大森は既に執政再勤したるなり)

六月二十一日朝 太平波山屯集の暴徒土浦辺乱妨放火戦争あり 大発の徒は其折にて道中混雑に付 一旦小川館へ引取たる所 波山勢土浦を引拂ひ西北を指て退きたるゆへ 大発の徒夫より道を急きて南上す

六月二十日夜 暴徒数人 石河幹次郎宅へ踏込 倅某を斬殺す

六月二十二日 川越侯退役す 其他幕府有志の士数人退けられたり 同人退役は君公の御建白の由なれとも 元来正義を張たれば 幕人もこれを忌しとそ夫以来は幕府の正気益衰頹して振るわす 実に天下の為憂焉

六月二十五日 持同心佐藤久太郎小金駅に於て大発人の為に殺されたり 執

政鳥居 大久保 榊原は大発人より余程先へ小石川へ着したり（執政は六月十七日方水戸出立と覚ゆ） 直に御前へ出て諫争したれとも 邪説既に御腹に染入ければ 少しも正家の申上候事件御用ひこれ無きのみならず 君公の怒りに触れて退出す

大久保は変心して却て尾崎 戸田兩人を除くの命を受けて 榊原 鳥居と同道にて小金駅迄下りしか（榊原は大久保の変心は知らざるか 鈴木縫殿 岡部忠蔵も小石川へ出立 大久保 榊原と同道にて下る） 大発人と小金駅に於て出遇しゆへ夫にて喰留たる由 大発人一統右の五大夫を先鋒とし南を指て登りし所 千住駅に於て幕府の手にて指し留められたれとも 弁折マヅ（説）して通り抜け残らず江戸へ繰込む

武田伊賀守も正家大発の時同く南発す 尤慎中の事なれば 江戸へ繰込ます 松戸辺へ滞留す 同人如何の存意にて出府したるや 何程国事切迫なれとも未だ天目山の危急には至らず 然るを慎中をも憚からず南発したる段相済まさる

進退なり 小宮山内膳とは雲泥の相違なり 南方の模様を聞に 激論の正家は最早敗軍の将なれば 激家より言上したる事は君公も御信用薄く 殊に幕の用ひも宜しからず候へは 戸田 藤田等南上せされは恢復六ヶ敷との事なり（是は牛門よりの某々等への密文 水戸へ来りたる様に覺へたり）

両田は別に船路にて登る（六月二十四日の出立なり） 右へ鎮家の者大勢附従して登る

同二十七日上着 皆小石川へ繰込 激家は道中混雑にて上着の事手間取れたれども 両田一手の者は船路ゆへか 却て早く着到して小石川の先登となる

右の諸生直に佐藤 朝比奈を攻付 如何なる心得にて川越を退け鎖港を破り 公を御違勅に陥れたるやと 烈敷攻詰られて半句の申開きもなく閉口せしとそ 奸太夫忽ち慎仰せ付けらる（是は牛門大城へ呼出され 命を受けたる様に覺へたり） 一旦は挽回したり 此時は市川等野州辺へ出張の跡にて奸も少人数にて微力になりたるのみならず 小金迄正家大勢登り来りたる由を聞て 大に畏縮

せしとそ

右の如く正家大発したれとも 万一除奸六ヶ敷節には 執政尾崎を大将として水戸へ残り留りし正家残らす南上する筈に評議を極め 首を企て日夜江戸の報を俟 頃日幕府にては小金に詰め居る大発の者は皆波山助勢の為めなれば 兵隊を指向け討取へしとの論頗る起りけるとそ 是も内奸より幕へ附出したる由

六月二十八日 御城書横浜鎖港の義松平大和守退役に付ては 兼て御委任に付 水戸殿専ら御引受繁々御登城遊はされ候間 此段心得として向々へも相触れらるへく候事 右は全く水戸の人心を慰する一時の策と察せらる 鎖港等は思ひも寄らさる事なるへし 江戸へは有志の士追々繰込み恢復の模様となり

七月五日 小石川に於て鈴木縫殿 岡部忠蔵執政となり 野中三五郎（参政より）執政となり 名越十蔵側用人トリ 太田十郎左衛門寄合指引となり 楠悌之介 西郷監物 斉藤金六 秋山長太郎皆要路を除かれ先役へ帰る 武石伝

之允 小林三次郎 石川忠之進 吉見喜代人郎 川辺重松 亀井宇八 篠善吉
要路へ再勤し 原田誠之介は奥右筆頭取となる 此頃春日町に於て奸人木村左
太郎暗殺せらる

七月十三日 谷鉄藏参政となり 三浦賛男用人となり 岡部城之介 朝倉清
七目附再勤 寺門政次郎訓導再勤 (寺門は大番へ退けられたる所 恢復になり
たるゆへ再勤したり) 渡井量蔵 高橋重大夫 多賀谷力之介先役へ再勤 荻
昇介 加藤孫三郎 相田友弥 片岡雄太郎 岡見彦五郎 西村次郎兵衛 稻垣
平太郎 太田千之允 青木卯之吉 (以下頭書) 山中新も再勤す (以上頭書) 岩
崎鉄太郎 安藤泰次郎先役へ帰役 猪飼伝衛門 小泉左十郎 佐野孫次郎帰役
す 石山彦吉 小沢寅吉帰役す (以下頭書) 片岡より安藤迄は徒士へ帰役す
(以上頭書) 富岡縫殿之介小十人へ帰役 大関八十吉御徒へ帰役す
七月十九日 水戸に於て生熊治衛門 今井新平目付再勤
七月十日夜 暴徒数十人千波原の調練倉を破り 百目筒を盗み取る (筒数は

七挺の由)

七月二十七日 江戸に於て吉見治左衛門 那須寅三再勤 小林三次郎小十人
目附組頭となる

七月十八日 逆川の倉を破り炎硝を盗み取 暴徒の所業なり

同二十一日 暴徒神勢館へ忍入合藁盗み取り 又は湊村の倉に儲へ置く合藁
も盗みとりたる由

同二十日 田丸手の者下町富商家に於て富商家八百両の金作をしたる由 波
山勢の中にも田中愿蔵へ附従したる者 大勢にて此一手は別て暴を極め頭髮
皆さんきりゆへ 是を世上にてはさんきり組と唱ひたり 右の勢太田菅谷天下
野を乱妨非道の金作ゆへ 民家よりは毎日郡府へ訴へ出れとも 郡吏省みす此
上は已むなきゆへ幕府へ自訴すへし等と 百姓等切迫の議もありしとそ 右の
如く乱妨狼藉実に盜賊の所業なれば 遂に世上より賊名を附けられたり (暴徒
の所業今始まりたる事にあらず 昨冬三館へ集りたる以来の事なり)

然る処 要路にて取締せざるは 如何の存意か相知れず候へとも 畢竟はあまり飴をなめさせ尾大の憂を生したる様なり

扱市川等追討の命を受け江戸出立したる所 浮浪の徒太平山引払ひ筑波山辺へ屯集したる由に付 先づ常州下妻に宿陣す 幕府よりも追討として歩兵隊御指出となり同村へ宿陣す

七月七日の深更に 浮浪の徒より市川の陣へ夜討をして火を放ち打て掛りたる所 不意の事なれば奸人大に周章し大勢死人これ有る由 奸の方にて士分の戦死は 斉田金之介 安生鎌三 安松万次郎なり 浮浪方も数人戦死ある由 奸党は此敗軍にて大に胆を寒し各打寄評議して居たる所へ 朝比奈 佐藤を始め礫邸に残り居たる奸徒等 邸中を逃出し来りて邸中の模様を話しければ 市川等益恐怖し最早進退窮りたれば此所にて切腹するか他邦へ脱走するより外これ無く 去りなから水戸表も此節は定て手薄と思はるれば 幸ひにして繰込む事出来たるならば此上なき次第なり 何に致せ一旦は帰陣の方然るへしとの評

議となり 夫より水戸を指て引来ルママしか 城下手薄にして備え無き事を聞て一層の力を増し

七月二十三日に横行して城下へ繰込む 其時向井町二夕葉屋 泉町伊勢彦久 米屋 下谷川崎屋に止宿して居たる百姓を召捕り 其日は評定所へ繰込む

二十四日には 金町安達屋に隠し置たる武器類を引上る 夫より奸諸生所々取締相始り 町家へ手荒の取扱あるゆへ 以後は監府附添にこれ無くては召捕相成らざる旨達しになる

七月二十五日 戸牧三三郎大将となり浮浪の徒四百人計り軒奸の主意にて吉田明神下迄攻来りし所 奸党は藤柄魂消橋辺へ大砲を配り砲戦となりたるところ 藤柄町家は兵火に罹りて焼失す 浮浪方大に敗走 戸牧は砲瘡を受けて引退く 夫より奸党は勝誇りたる勢ひに乘し 石州始め自分同意の者を要路へ入れ 有志の吏を除かんとの論起り 殊に市川は君公の御親書を懐中したる事なれば 奸徒は破竹の勢ひなり

大夫人にても石州等出現の件は 国家の一大事と殊の外憂ひ玉ひて市川を召して尽く御説得あり 尾崎 大森 美濃部へも幾重にも力を尽して拒き留る様にとの御意あり 監府にても必至の忠力を伸へ外路の士と雖も夫々防禦の策を施したれとも 僅に残り居たる有志の力にては彼か鋭鋒には敵しかたく 遂に二十七日に至りて石州執政となり 大監へは松原亨蔵（小十人頭より）小川喜衛門（使番より）出頭し 岡田佐次衛門（大番より）小十人目付組頭へ挙用せられ 和田善太夫奥右筆頭取となり 松崎新介（大番より）郡奉行へ登り 安松左一郎（槍奉行より）町奉行となり 真木彦之進（郡奉行より）大番へ貶せらる 城下是より土崩の勢となりて 奸徒大に志を得たり 尚更鈴木石見守人となり残忍嗜殺ゆへ 必ず国家の大害となるへしと 正家一統苦心するのみ

七月二十日御親書下る

此度諸生等多人数出府致候に付 頭々も鎮撫の為罷登候処 畢竟政事向変革の義を憂慮致し候事と存せられ候処 只今にては以前と同様の事にも候

間 右様多人數出府致し居候ては 国元は次第に手薄にて 第一貞芳院様御初 御住居遊はされ候折柄にも候得は 何事〇〇マッに付ては甚心配の事候依ては罷出候頭々諸生に至迄 速に半丈け罷下り貞芳院様御初 守護奉り候様致すべく候也

鎖港の義は 公辺にても精々御世話も在らせられ 此節追々御手続きにも相付候場合ゆへ 一同にも心配等致し申さす早々引取候様致すべく候也

右の御親書御下けになりたるに付 両田は命を奉して小石川出立 七月二十八日下着す 先月随従して登りたる桑原力太郎 武藤善吉 荻清衛門 豊田小太郎等同道して下る(其他下りたる者数人あれとも筆記に違いしあらず) 又両田と同道して登りたる者の内にて 栗田八郎兵衛 林了蔵 矢野唯之允 戸沢誠之允 伊藤源太郎等は 七月二十七日 江戸発足船路にて下り 既に潮来鹿島辺へ来りし所 潮来館に残り居たる暴徒押来りて 右の人々を無理に引連小川館へ引込む 栗田等は鎮家ゆへ暴徒よりは 奸家の見通しにせしとなり(其他

栗田等と同道して下りたる者あれとも記すに違あらざるなり)

又榊原等を始め激家にては 川越侯も未だ再勤せず 鎖港の事も覚束なければ 今少し留まりて周旋する見込にて残りたる由

田中の悪党野口の館に居たる所へ 百姓大勢攻寄せ田中勢を追散し又那珂の才宝幢院にも浮浪の徒集り居たるゆへ 是をも追散したる所南を指て敗走す

(七月晦日方と覺たり)

同二十六日 三浦鎌吉監察府に於て忠憤に堪えず自殺

同晦日 平野七五郎 宅に於て切迫の余り自殺す

七月晦日 蔭山四郎兵衛徒頭へ外補(目付より転したり) 村田理介は郡奉

行より留守居同心頭となり 大番組頭児玉園衛門郡宰へ補せらる(村田 真木は大発の人にて宅に居りされとも 奸徒の決断にて此の如く取計りひたり)

八月朔日 宇都宮の藩人にて浮浪徒に同意したる者 湊村に数人居たるを伊藤辰之介の手にて召捕し所連判帳出る 其中に大場 武田の姓名ありしとそ

七月（二十日の比と覚ゆ） 松平大膳太夫家来大勢京都へ乱入 禁闕に向て
発砲容易ならざる模様ニ付天機御伺ひとして 執政鈴木縫殿 奥右筆頭取野村
彝之介 奥右筆長谷川作十郎上京す （監察山田も此比上京したる様覚たり）

八月二日 諸向達し（是は公辺よりの達を 諸向へ出したるなり）

御上洛御留守中 野州太平山へ浮浪の徒相集り 其後筑波山へ楯（マ立て）籠
り 民家へ押入財を奪ひ猥に横行の致方もこれ有り 且小金原へ多人数屯
集致居候者は 浮浪の一味にはこれ有間敷候へ共 穏やかならざる模様ニ
相聞 なかんすく筑波山の者は水戸殿家来にて浪人致候者 多くは主謀に
相成 攘夷の義未た成功に至らず心外に存候との義にもこれ有るへく候へ
共 遠大の思慮これ無く遂に無謀の攘夷に陥り候ては 勅命に背き恐多き
事に候 方今の急務武備更張の外これ無く候処 其義に堪え難く屯集致候
者は又憎むへきにこれ無く候へ共 水戸殿家来浮浪と等敷暴行これ有り候
ては 水戸家御名義相立たさるのみならず其俣指置候に於ては 幕府の御

職掌も相立ち難き義に付 扨なく御人数御指向相成候条其意味篤と相弁へ
官兵と共に暴行の者を誅滅致し常野人民の害を除き報国の赤心を顕し政府
と一致尽力社御親藩の臣と申すへし 且又長州の者共京師へ押入恐多くも
御所近く乱入砲発致 朝敵の賊等即時に過半誅戮に及び 凡皇国に生るゝ
者誰か尊王の道を知らざる者はこれ有る間敷 然るに長州人の暴行の如き
は甚是を憎むへし これに依り長州一藩討取申すへき段京師より仰せ出さ
れ候に付 篤と相弁 心得違これなきよう精々御申諭なられ候様申し上げ
へく候事

八月初方より 奸民蜂起して義民の家々をは無残打潰したり 其悪行言語同
断なり 其元取は薄井友衛門 寺門登一郎等なり

八月二日 姦民桧沢村へ押行義民井戸井政之允宅へ砲発し 遂に政之允をは
槍にて刺殺したり 登一郎尤も暴を極め 正議の郷士宅に（郷士の姓名忘れた
り）烈公の御親書を桐の箱へ入れ仕舞置たるを持出し 土足にて箱を蹴破り御

親書を檜にて突抜きたるとそ 其後瑞龍山に於て烈公の御石碑へ繩をかけて縛りたる由 登一郎の悪業実は大逆無道君を弑するも同様なり

八月四日 伊藤七内（大寄合頭より）執政となり 寛助大夫（大番頭より）参政へ転し 美濃部は寄合指引へ貶せられ 平松茂介書記頭取となり 大木善之進平書記へ補せられ 余語慎蔵小監となる

八月五日 六日の比より 百姓等大勢評定所へ来りて暴徒征伐の御加勢仰せ付けられたきとの申立の処 右は小幡駅へ出張させ 大発の正家下りたらは打ち殺すへしと奸生より指図したり

八月八日 諸向達し

当節容易ならさる形勢に付ては 中納言様御取敢えず御帰国遊はさるへきの処 京地に於て長州人共乱妨に及び候始末容易ならさる次第にこれ有り 猶又江戸表の義も紀伊様には御留守中 且穏やかならさる時勢御暇の義仰せ立てられ兼候御程合に付ては御抛無く御取締筋の義は勿論 諸事大炊頭

様へ御直に仰せ談せられ御名代として 今般御同所様御下向相成候条 此段承知奉り申迄もこれ無く候へ共 子弟等万一心得違重役へ対し不敵の所業これ無き様心懸らるへく候 一御家中の族近来自然党派相立 人心区々相成居合兼候段深く御憂慮遊はされ候 御家中は一体の義に候間 一統熟和致し文武相励候義は勿論 御奉公筋専一に心かけ 御家中一統至誠を本として 忠孝の風に赴き候様にとの尊慮在らせられ候間 頭立候族父兄別て思召の程感戴奉支配にて子弟等に厚く説諭致し候様致さるへく候 一此度御下向に付ては存意これ有る族は封書を以て申立候様致さるへく候 尤封書は支配頭手許へ指出 子弟等其父兄を以て其支配頭へ指し出すへく候 猶又近来御城御殿中へ子弟等相詰 存意申立候為め御役筋へ内談等申入候族これ有り手越の致方相成候条 存意申立候は、其支配頭へ申し出らるへく候

八月九日 笥助大夫大寄合頭へ転し 天野伊内 芦川市兵衛大番頭より参政

へ補し 松平原之允（馬廻頭より）書院番頭となり 加藤彦太郎（大番組頭より）先手物頭となり 加固巳之吉 千賀三大夫奥右筆再勤となり 中川彦八（御徒より）奥右筆へ擢られ 細谷仲衛門 額賀次郎吉 大内信藏 松浦金藏庄虎次郎 岸周平徒目付となる 皆小人共挙用せられたるなり

右の如く追々奸党出現して根も深くなれば 一朝夕には抜くへからすの勢なれば大発の正家一日も早く下り相成様日夜南望に堪えず

小石川の議論は 水戸表の模様容易ならさる趣なれば宍戸侯（松平大炊頭様御事）にても御下り相成らされは 回天の力伸ひすとの事にて宍戸侯御目代として御下りに決す

八月三日 江戸御出立大発の正家一同随従して下る 先日小石川館へ引かれたる栗田等は 宍戸侯御下知にて小川館をは脱れ出る事になりけるとそ（八月二十八日に 栗田等は湊村へくり込み 大発正家と合体し共に力を尽したるとそ） 武田始め暴徒も宍戸侯へ附きて下る 既に八月十日には吉田迄御下り

宍戸侯は薬王院へ御繰込 其他の人々は吉田明神辺へ屯す

然処 宍戸侯は全く偽物なれば速に打取（宍戸侯偽物の説紛々したる所 奸家も真の偽物と思ひたるか又はわさわさ右様の奸説を出して諸人を動かしたるか 奸の真情瞭と知れず）へし 又罪状なき者は入城をは許すへけれども 武田等暴徒何れも波山の賊と同意なれば 一切入城をは拒き留へしとの論にて 奸徒鉄砲を紺屋町辺へ備ひ置たり

武田等の徒は奸の備を斬破り 無二無三に繰込むの主意なれとも 飯田惣蔵等は謹慎論にて 理非を弁折（説）し応接の上静かに繰込たれば 何程奸の暴と雖も拒き留る事は なるましとの論なれとも 武田等に破られたる由（飯田の論尽く城下に流布したるゆへに満城の士林皆至誠の心を感じたり）

城中よりは 参政天野伊内 目付大井介衛門 使番渡辺伊衛門 小十人目付鈴木八衛門（茂衛門事改名）御迎えの為薬王院へ赴き 御付山中新左衛門と御入城件々応接中 吉田明神の山上より砲発したる者あるに付 奸の方よりも砲

發 双方砲戦となり 夫より大騒になりければ 宍戸侯御入城これ無き所に御迎に出たる天野等は漸く命を助かり 城下へ逃来りたれとも 鈴木は暴徒の虜となりて遂に殺されたり 扱此時正家の方より砲発の事なければ 随分御入城にも成るへきの処 右の始末になりたる段痛歎の至り也

宍戸侯等入城所詮六ヶ敷なりぬれば 八月十二日 吉田を引払ひ礪浜へ退き玉ひしか 奸徒跡より追掛け来りしに付 小監梅沢鉄次郎塩ヶ崎に於て戦死其節奸民益子軍蔵は梅沢これを討取ける 岩船には奸徒大勢屯し居たるゆへ礪浜より押寄尽く打破りける 祝町は兵火にて焼亡す 又小川館へは幕府の歩兵隊攻来り 詰め居たる暴徒を追散したり 暴徒は礪浜へ引きたる由

八月十五日 田中勢ひらす村こふ木村を放火乱妨したる所 是亦歩兵隊追散したれば 皆礪浜を指して逃走す

湊村には 市川一手 渡辺一手 並に軍艦奉行石川竹之介一手の水手輩相詰め 祝町と川を隔て双方より砲発するゆへ砲声夥しく聞へけり

八月十六日 遂に湊村へ攻込たれば詰居たる人数は皆城下へ敗走す 其節奸生共湊御殿へ放火して引しとそ

先の一御備 先の二御備も 政府より達しにて指出しなれとも 是は城下の固めなり 然る処右の両備の中には少々有志の士も打交り居れば 其時密々談するには 此度の出陣は同志の者へ向て砲発する事なれば 誠に苦心此上無く夫のみならず 御目代も在らせられ候上は 勿論砲発する事相済まさると雖城下にある身なれば政府の命を受けざるを得ず 尚更幕府よりも兵隊御指出にもなりければ出陣も已むを得ざる次第 然るを病を称して引込か存意を建白し引込たらは 一身の奇禍は勿論一家を潰ふして父母迄の難儀となるも 父子の情にては亦忍ひさるの事なり 縦ひ身を殺すとも国家の為に成る事ならば 元より甘する所なれとも空しく奸の毒手に中りて犬死するもあまり拙ければ已む無きゆへ出陣するより外これ無く 有志の者は成丈け身を全ふし隠然と恢復に力を尽す方然るへきと 意中に決定し憤りを抑て出陣す（前文御備部田野へ出

張したるは宍戸侯湊村を御引離れの跡なれば 御目代へ対しては砲発せず神勢館と戦争の時は城下を固めて砲発せず)

八月初方より奸生軍装にて上下町々を巡邏し 町木戸へは番兵を置き夜中は篝火を焼かせ 往来の人をは尽く姓名と往く先きを糺問するゆへ 容易に同志へ往復も出来ぬ様になりける 実に残念なる次第なり

城中には大夫人御指図にて長倉侯並に執政衆命を受けて 宍戸侯御入城の御迎として東行の振りになりたる所 奸徒暴論を主張し 宍戸侯と雖も激家一同御引連入城の思召ならば 矢張賊徒の見通しにて侯をも打ち奉るとの事なり 此件も正家微力なれば 遂に奸論の為に破られけるとそ 頃日奸の事情を聞に市川始め奸生等湊へ総押にて一時に賊徒を滅し度思へとも 城下を空虚にして出陣すれば 府下の天狗等恢復の旗を揚ぐるも計り難く 一の御備陣将芦沢惣兵衛は 軍事に張込みす しかのみならず天狗も少々交り居れば 如何様の謀計を運すも相知れず 渡辺一手の者と雖も是以深意疑うへく 就ては府下の天

狗を掃除して内を固めたる上にて出陣の方良策なりとの評議にて

八月十六日には 尾崎 戸田 大森執政御免表勤となり 芦沢は御役御免

(跡陣将は寛介大夫となる) 朝比奈 佐藤執政再勤

同十七日 佐野孫兵衛 荻昇介先手物頭となりて 先の一御備へ入る 御先

手物頭矢田登衛門 加藤伝十郎先の一御備へ出張して居る所 有志の者ゆへ留

守居物頭へ貶せられ 其跡へ佐野 荻兩人仰せ付けられける

其他佐野藤衛門 市川市平目付となり 蔭山又十郎 名越大八郎 丹藤衛門

小十人目付となり 渡辺長兵衛徒目付となり 本郷金衛門 皆川小伝次小十人

目付組頭となる 本郷人となり陰狡多方なれば必ず後日国家の大害をなすへし

と 正家一統憂ひたり

八月十七日 公辺より松平主税頭様へ御達し

隠居の身分にて彼是容易ならさる事共に關係致し候次第もこれ有り候間永

蟄居仰せ付けられ候 右の通り仰せ出され候間此段申し上げらるへく候

就ては取締の義は 水戸殿より嚴重御取計り成られ候様申し上げらるへく候

同十八日 君公より大炊頭様へ御親書下る

昨日別紙の通仰せ出され候間 名代として御下りには及はず候間早々御登上屋敷にて御慎成らるへく候 尤其方御人数のみ御召連御登の義は苦しからず候へ共 水戸表の者一人にても御召連成られ候義は決て相成らず候 万一にも水戸表の者御召連成られ候様にては 此先如何の義に相成候も計り難く候に付 呉々も屹と御心得成らるへく候 依て此段申進候

八月十九日 大番石川新吉 石河幹次郎郡宰となる 武藤善吉（武庫奉行より）大番となる（奸人共武器類を持出す妨げとなるとて除きたるなり） 郡宰新井御役御免 小田部幸吉大番へ眨せらる（新井小田部は大発の人なり）

同二十日 監察生熊小普となり 中村彦兵衛（先手物頭より）目付再勤 額田久兵衛は書院番頭となり 香取介十郎（徒頭より）町奉行再勤 信木縫殿進

(大番より) 寺社役(香取 信木は鎮癪家なり) これを用ひたるは奸家の調和論と見へたり) 藤田繁蔵(書院番組頭より) 先手物頭へ補し 石山彦吉 小沢寅吉中奥御番となり 酒井平衛門 大橋斧八郎書院番組頭となり 野沢儀衛門(小十人頭より) 目付再勤 清水久三郎奥右筆頭取へ入り 高田清吾奥右筆となり 水野外記軍用掛となる 榊勇介(ちんへき家) 柏原壯衛門 杉浦伝十郎 宇野作左衛門(ちんへき家) 齊藤所八郎郡方元締となる 何れも小人共を挙用する除目なり

八月二十日 大炊様始め一同神勢館へ繰込む 飯田総蔵御入城件々応接として評定所へ来る 尚又細谷新町辺へは市川一手渡辺一手陣取したる所へ 神勢館より諸有志来りて繰込ませ候様にと応接すれとも 何分六ヶ敷折柄 神勢館より青柳へ押出し同所に詰居たる奸徒の軍勢と戦争始まり 応接益々六ヶ敷なりければ 渡辺一手方へ福地勝衛門来り 最早已むを得ざるゆへ決戦に及ふ旨申述 夫より戦争となる(二十一日の事なり) 右に付飯田は囚はれとなり 洪

田御用長屋へ幽閉せらる（応接手切れとなりたる事色々の風説あり 市川一手より応接を破らん為 わさわさ神勢館へ向て発砲して手切れにしたるとも云又武田は慎中出府したれば 此一人は諸人も繰込む事は許されさるゆへ 武田の指揮を受けたる者あつて青柳へ押出し 軍を仕掛応接を破りたるとも云 実否如何なる哉） 国家の否塞此極に至る 真に悲憤に堪えす

八月二十三日には 神勢館にて正気盛なる者は必死を極め 奸徒の陣を破り府下へ押入へしとの大儀論なれとも 武田等異論にて其議止みけれとも 憤怒に堪兼たる勇士立原朴二郎等先陣して打て掛れば 渡辺手にても防戦す 斉藤金六砲丸に中て死す 立原も遂に戦死す

八月二十七日 富田善衛門（新番頭より）石原主馬（寄合指引より）用人へ補し 三木陸衛門（用人より）新番頭へ転し 岩上勝衛門（書院番より）蔵奉行となり 増子三郎太夫（小納戸より）書院番となり 大竹勘次郎（小十人目付組頭より）大番へ貶せられ 田嶋勝之進（徒目付より）小十人へ転し 岡田

熊太郎（土蔵番より）奥右筆となり 高須藤七郎 相川元次郎 森秀之介 柏
朔次郎 若林衛門四郎徒目付となり 高嶋雄之介（書院頭取より）書院番へ除
かれ 大井久米太郎 佐々幾之進 片岡七郎次（平書記より）馬廻へ外転 生
井秀三郎御徒格町方勤となる 大久保久八郎 飯田道啓 田辺長悦与力となる
政府監府の正家此（に至より）て地を払て退けらる

二十三日より 下町中の河岸又は新町辺等にて砲戦 神勢館より打出す砲丸
は 城中又は評定所迄も飛来りけるとそ

二十八日 神勢館より青柳へ押出し川を隔て打合ける 連日砲戦すれとも繰
込む事六ヶ敷ゆへ 二十九日の暁天に神勢館引払ひ湊村へ退きける（昨十二
月中 京師に於て 佐衛門佐様御逝去の処 御遺言の廉を以て京師へ御葬とな
り 御神主様をは御付の士御守衛して江戸へ下りたる処 其節は宍戸侯御目代
として水戸へ御下りの時なれば 御同道にて下りけれども御入城六ヶ敷なりけ
るゆへ 矢張り宍戸侯始め大発の人と同じく湊村へ繰込みける様に覺へたれと

も 御神主様御下りは宍戸公の先か又は後とにも覚ゆれとも睨と覚えす後日聞
繕ひて記すへし)

前文の如く砲戦に及びける処 城中には貞芳院様御始め庶公子迄も入らせら
れ候所へ向て発砲したる段 大胆の致方なりと万口一談したり 成程此件は正
家の失策なれとも 石州市川等皆府下を固めければ これを打破らんとすれば
所謂城狐社鼠の勢にて 城中へも砲丸落たる事已むなき次第なり

八月二十九日 武田 山国 田中並に斉藤佐次衛門の妻子等揚り屋入となる
幕府よりは 浮浪徒追討の為め参政田沼玄蕃頭御目代として 軍勢一万五千
人計り引率し 八月初方江戸出立下館迄押出し 歩兵隊は筑波山辺迄押出し
ければ 浮浪徒同所引払ひ皆磯浜辺へ引きけるとそ

神勢館砲戦中 富田三保之介より美濃部へ一書来る 府下の有志御入城の義
幾重にも力を尽し呉候様云々文意なる趣 大炊様よりも大夫人へ御書来りける
とそ (御書の写し拝見せされとも 何か御入城云々を御認め成られたる様に

其節泄れ聞へける)

美濃部宅へは追々有志の士来会密議して曰く

此危急に当り 府下正議の精兵寥々として少く せめて戸田 渡辺の諸生にても同意すれば 市川の後陣へ打掛り前後より夾み撃もやすけれども 右の諸生も追々反覆したる者もこれ有る趣にて一和せず 先づ精兵を数ふるに百人に満たさるへし 軽率に事を起し万一敗を取る時には 却て容易ならさる大變を引出すへし 如何成良策を以て此国難を救はん等と評議しける処 日向定之介 武藤善吉兩人は其席に列したる事泄れければ 美濃部 武善 日定揚り屋入となる(美武兩人は九月十一日揚り屋入り 日定は四五日後れて入牢したる様覺たり) 其外会議したる者数人あれとも姓名泄れさるゆへ禍を免かれける

扱又 神勢館の戦争始まりけれども 未だ勝ち軍とも見へず 動もすれば斬込まるゝ模様ゆへ 奸徒よりは一日も早く援兵領内へ繰込追討致呉候様にと 櫛の齒を引か如く催促の急使を幕府へ出し 尚又上公よりも御筆を以て幕府へ

援兵の義御頼みなされける由

八月末九月初方より 援兵として追々御領内へ繰込む 面々には丹羽左京太夫（奥州二本松なり） 戸田越前守（野州宇都宮なり） 鳥居丹波守（野州壬生なり） 堀田相模守（下総佐倉） 松平右京亮（上州高崎） 水野日向守（下総結城） 松平下総守（武州忍） 板倉内膳正（奥州福島） 安藤対馬守（盤城平） 溝口主膳正（越後新発田） 松平周防守（奥州棚倉） 人数なり 並に幕府の兵隊には大番頭神保山城守 書院番頭織田伊賀守 小姓組番頭井上越中守 持頭和田伝衛門 徒頭遠山三郎衛門 土屋駒之允 森川久衛門 御目付高木宮内 設楽弾正 同代役牧野銚太郎 酒井励吉 使番日根野藤之介 御目付戸田五介 使番小出順之介 作事奉行岡部駿河守 歩兵頭並北条新太郎 城織部 平岡四郎兵衛 小十人頭多賀外記 大久保新五衛門 歩兵頭河野伊予守 大砲組頭万年鎮太郎 御持小筒組頭松平左門 深津弥左衛門 歩兵指図役頭取都筑鐮太郎 香山栄左衛門 松田平三郎 軍艦奉行矢田堀景蔵等なり（其外

にも援兵として来りたる人あるかも知れされとも 残らすは心中に覚へす)

神勢館戦争中成敗未だ見抜けされは 奸家の中にも存分なる事は口出しせずして居たる処 援兵追々繰込来りければ 最早万全の勝と思ひたるにや 今迄深入せず又は調和論等唱ひし者も 十分に踏込て正家打の謀計を運らしけるとそ

八月十九日 鳴海何衛門奥右筆頭取となり 高倉平三郎 小室善兵衛奥右筆となる

同二十四日 村田正五郎(蔵奉行より) 大番となる 広瀬元八郎郡方元締となる

幕府より城織部 高木宮内 万年鎮大郎 松平左門 小出順之介へ奉書来る
神勢館逃去候者共 那珂湊辺へ屯集致居候趣に付 急速歩兵隊並に丹羽左京
大夫 鳥居丹波守人数差向追討致さるへく候 尤磯浜辺へは北条新太郎 河野
伊与守並に松平周防守 戸田越前守 堀田相模守人数差向 追討致候様相達候

間其旨を得らるへく候事 八月晦日午の上刻出す

神勢館引払は二十九日の曉の処 一昼夜半計りの内に江戸へ知れたると見へたり 水戸表に於て正家敗軍して湊へ退きたる趣小石川へ聞へければ 邸中の模様も追々変革有志の士又候除かるゝ事になり 岡部忠蔵 岡田新太郎御役御免慎(月日忘却す)

八月二十三日 根本三四郎(小姓頭取より)広間詰へ貶し 遠藤介九郎 渡井量蔵(兩人共小姓頭取より)主税様御付へ転し 吉見治左衛門(小姓頭取より)左馬頭様御付へ遠けられ 楠悌之介 西郷監物 近藤小金吾大監となり 岡部城之介使番へ除かれ 朝倉清七先手物頭へ帰役 横田与左衛門 小柳津久七 富永兼太郎小納戸となり 川辺重左衛門大番となり 依田喜左衛門目付となり 小林三次郎御徒へ除かれ 石川忠之進 吉見喜代八郎馬廻りとなり 多賀谷力之介同断 鈴木鎌次郎 堀江三次郎小十人目付組頭となり 中村弥平 佐野孫次郎 富岡縫殿之介 瀬谷三十郎小十人目付となり 太田千之允 青木

卯之吉 岩崎鉄太郎 安藤泰次郎 平野甚次郎小監となる 川辺重松 那須寅三小十人となり 鴨志田伝五郎（勘定奉行より）隠居となる

八月二十五日 太田十郎左衛門側用人となり 望月四郎太夫（側用人より）馬廻頭となり 川辺十左衛門寺社役となり 小瀬弥一衛門（大番へ貶せられしか七月中恢復の節寺社役へ復す）広間詰へ貶せられ 原田誠之介訓導へ転し 日置熊次郎（七月中恢復したる時書記へ再勤）武石伝之允 藤田伝八郎（蔵奉行より）馬廻へ転し 高橋重太夫小十人となる 嶋田静六 青木又四郎 大関八十吉奥右筆となる 佐野孫次郎小十人目付組頭となる 篠善七 亀井宇八小十人へ外転 菊池鼎介 瀧口正太郎（小監より）御徒となる 堀江三次郎吟味役となる（佐野以下は二十八日の除目）

八月晦日 三浦賛男寄合指引へ貶し 西郷監物留守居物頭となり 幡鎌与衛門小納戸となり 坂場彦介金奉行となる 何れも君子の道消し小人の道長する除目なり

諸家人数幕府兵隊礮浜へ押寄ければ 同所に屯したる暴徒は九月三日 残らす湊村へ繰込む

九月三日 奸家にて慎仰せ付け置かれたる者一同慎御免 太田誠左衛門 久木直次郎 笠井権六迄慎御免 唯御免にならざる者は白井伊豆守一人なり 同日除目には 友部八太郎軍用掛となり(友部野州出張の節は自ら軍用掛にて出張) 北河原常衛門郡奉行となり 鯉渕幸藏郡宰見習となり 大古庄兵衛軍艦奉行となり 藤田健二郎御役御免 松崎新介 石川竹之介書院番となり 余語慎三土蔵番となり 今井新平使番へ貶し 中村三五衛門(御勝手勤より)土蔵番へ貶せられ 塙左五郎(吟味役より)小十人へ転し 根本勝藏(中間頭より)吟味役となり 内藤儀左衛門奥右筆頭取へ出現し 松葉伊衛門 小泉左十郎小十人目付となり 吉田七平 館野彦衛門 岡見彦五郎 五百城縫殿介 片岡雄太郎 稻垣平太郎小監となる 名越平蔵御蔵奉行再勤

同七日 皆川八十吉(小姓頭取より)小普請となり 板橋源介(勘定奉より)

書院番へ除かれ 高野九郎兵衛 河津楠内勘定奉行となり 加固祐介 皆川左平次 加治金三郎吟味役となり 礮野源四郎御勝手方勤となり 和田善太夫土蔵番組頭となる

同十四日 江戸に於て平塚亥之允（奥右筆より）小十人へ貶せらる 鈴木鎌次郎吟味役となり 吉見治左衛門（小姓頭取より）新番へ除かれ 岡部城之介 安藤奎之進 中野清太郎 吉見喜代八郎 石川忠之進 高橋重太夫 那須寅三 慎小普請へ黜けられ 石川卯之吉 処秀之介 綿引栄次郎小普請へ貶せらる

同十二日 鯉渕幸蔵郡宰となる 福王又吉吟味役となる

田原彦三郎家内の者渋谷館舎へ幽囚せらる 高橋皞民同断幽囚

同三日 江戸に於て井上孫三郎小姓頭取となり 斉藤市衛門（奥右筆より）馬廻へ転す

同六日 江戸に於て浅羽熊蔵中奥小姓となり 佐野幸三郎 豊田金蔵 加藤木賞蔵 梅津城介慎小普請となる

同十一日 水戸に於て長谷川軍之衛門好文亭守となる 渡辺富之進 山崎伝四郎 佐治省太郎小姓頭取となり 大津伊八 井上藤太郎小納戸となり 安藤秀太郎 人見玄之介 渡辺八百蔵 松田半左衛門使番となり 相羽惣太夫 麻田源五衛門先手物頭となる

同十七日 津川伊大夫 酒井平衛門大監となり 齋田佐左衛門小姓頭取となり 大橋斧八郎使番となり 小田部津衛門吟味役となる

同二十日 内藤弥大夫御用調役兼軍用掛となる 遠山熊之介弘道館教授となる 内弥 遠山等の深意は浮浪の徒をは尽く征伐し 右同意の激家をは罪の軽重を糺して成丈け寛典に処し 鎮癖家と云われたる者を挙用して人心を調和する見込なり

就ては内弥等要路に居る内は格別の暴政も吹出すまし 殊に正家嚴刑を蒙る様の憂ひはこれ有るましと内弥の要路に居るを頼みとする様になりける浩歎

其外藤咲伝之允 吉村直三郎 中山吾作 立花源六 生駒誠蔵 樫村民之進

出現し 藤咲は大番 吉村 中山は馬廻となり 立花 生駒 櫻村小十人となり
相羽九十郎馬廻召出し

九月日 江戸に於て井坂昇太郎（矢倉奉行より）広間詰へ貶し 小池水之介
（小納戸より）矢倉奉行となる

九月二十日 吉野英臣定江戸用人へ出現し 鈴木三郎左衛門（奥番頭より）
新番頭となり 久世十太夫（寄合指引より）奥番頭となり 加固祐介奥右筆へ
転し 相川元次郎同断 今井英三郎 大関彦七郎（小十人目付より）杉浦辰藏
長尾純一郎（小監より）小十人へ除かれ 佐藏大八郎（小監より）御徒となる
埴清之允蟄居となる

九月日 江戸に於て名越十藏寄合指引へ左遷 古川吉郎衛門（小姓頭取より）
小普請となる

九月二十三日 中根藏之介 中村彦之進 赤井忠衛門（小姓頭取より）書院
番へ左遷 佐藤兵介（小納戸より）小普請となり 石川惣三郎（小納戸より）

大番へ遷る

同日 石川伝蔵（小納戸助教より）楊進介（訓導より）慎小普請 本間救 西
隼人 篠本直 本橋貞遠慮小普請へ廃せらる

同二十四日 村松彦六 綿引次郎兵衛小姓頭取となる 古沢平之允小納戸と
なる

同十五日 横山忠兵衛江戸用人 同兵蔵江戸小姓頭取となる 大森金八郎江
戸小姓となる（横兵 大森は上公御手調にて江戸より申来るよし） 松本金之
介 岩上松太郎 小泉彦次郎小監となり 井出平之進（金奉行より）書院番と
なり 天海団衛門（大番より）金奉行となる

同二十七日 鈴木長門守千石下され江戸執政となり 太田丹波守八百石下さ
れ執政となり 内藤弥大夫十五人扶持下され御先手物頭列書記頭取となる

九月中に至りて 番頭白井忠左衛門 太田原伝内目付 岡見甚内 其他美濃
部菅三郎 石川東之介 楊孝之進 安食五郎七 杉原源蔵 鈴木祐太郎 金子

安次郎等は 公辺御人数へ敵対しては相濟ますとの存意にて 密に湊を脱し城下へ来りて自訴す 然る処皆渋田の官舎へ幽囚せられ 右の人六月中 大発の時には定て死生をも共にする約束にて南発したるへし

然るに此度危急に臨み 同志の者を見捨て湊を脱走したる段 朋友の信を失ひ甚不進退と云ふへし

尤白井は自訴とは少し違ひ 自分宅へ来りて麻上下着用し 何か登城の上太夫人に言上する筋これ有るとの事にて 常光寺御門下迄来りしか 奸徒の爲めに指し留められ遂に渋田へ幽囚となる

湊へ屯集したる者は 其居屋敷引上げられ家名断絶所持の品欠所となる

九月十七日 諸陣中並持場固の面々へ達しある

当六月中 出發の族追々悪徒共へ同意致し 既に御城へ向砲発等致候義に至り候へ共 先非を悔ひ自訴致候者これ有り候処 介川辺屯集の義に付ては 公辺より訳て嚴重仰せ出され候旨もこれ有り 其俣指し置かれ難く候

付此節に至り 自訴の趣申唱 陣中又は固場へ罷出候者もこれ有り候は、
早速召捕評定所へ指出候様致さるへく候 尚又夜中等自続を以て忍帰り候
様の義も計り難く候付 得と心を付厳重取り計わるへく候

水野哲太郎駒込牢へ繋かる（月日忘却）

是より下は九月中戦争の始末大略を記す

九月五日 銚田に於て三木源八の倅某討死す

同四日 波山勢三百人計り額田村を押領し 其勢ひに乗して太田村をも乗取
んとの趣に付 先の一御備は同所守衛する様達ありければ

同六日 御備 御人数は菅谷村迄押出たる処 波山勢は既に額田へ屯し通路
を遮りたるゆへ 壬生人数と打合せ前後より夾み撃にし 其上にて太田へ赴く
へしと軍議を決し 御備人数は菅谷の間道より西へ廻り酒出村へくり込し処

日暮に及びければ其夜は同所へ野陣を張る 壬生勢は菅谷へ宿陣す

同七日暁天 御備人数は未だ朝飯も食わさる内に波山勢酒出へ攻来りければ

御備人数敗走 鉄砲玉菓迄捨置逃走して中河内村へ退陣す 鉄砲玉菓は皆波山の有となる 御備人数と壬生勢と前日睨と打合せ届かす且又壬生勢は地理も不案内ゆへ 酒出村砲戦中は空敷菅谷へ控居たると壬生勢の話しありけるとそ

同日 宇都宮勢酒出へ繰込波山勢二十人計り討取しとそ

九月九日 宇都宮勢田彦村に於て前後より焼打に逢ひ 宇都宮勢大敗 枝川迄退陣す

里見夫婦は家名断絶になり栗崎村に潜み居たる所 捕亡の人押寄来りしとの風説に驚き 切迫の余り自殺（四郎左衛門の父隠居なり）

湊勢の内より介川善之介 宮本長次郎兩人 宍戸侯より大夫人への御書を懐中して府下へ忍入たる所 不幸にして番兵の為に見附られ召捕となり入牢す 御書は囚はれとなる時寸裂したるとそ

九月九日 田中勢村松より久慈へ押出し 石名坂大橋にて二本松勢と合戦 寄手敗走しければ 是より田中勢介川を攻落しける 尤介川には田中勢と同意

したる者あるゆへ忽ち落城したる由 尤も山野辺主水正は水戸城下の乱を聞き
介川より押出せしか 途中にて右落城の事を聞て介川へ引返しけれども 田中
勢に既に入城したるゆえ如何とも進退窮し 二本松勢の陣所へ来りて降人とな
る 主水正は山野辺外記へ預けとなり 家来十六人計りは榎本五左衛門へ預け
となる 其時奸家の説には 介川落城にも構わす水戸城下へ来たれば一家を全
ふするの処 途中より暴徒（山ノ辺の家来）の為に誘かれ引返したるゆへ 遂
に一家を潰したるなりと云しとなり

九月十二日 関戸渡場辺に於て幕府の兵と波山勢合戦

同十三日大野に於て合戦

同十四日 囚はれたる波山勢四人上下町引廻し磔罪となる

九月十四日 湊村辺に於て市川一手合戦

同日 思召を以て御家中交代御止め 定府に遊はされ候旨諸向へ達しあり

同十五日 先の二御備太田駅守衛の達しを受く

同十七日 立原朴二郎 梅沢鉄次郎 大津彦之允 川又茂八郎首級 藤柄へ
梟首となる(川又 大津は北郷にて囚はれたる様覺へたり)

山辺大夫幕府へ呼出の義申来りしか 家老兩人自殺したるに付其廉を以て
同人指出の事御猶予の事を願ひたる由(九月十八日聞込)

九月十七日 森山に於て二本松勢と波山勢合戦 波山敗北のよし田中勢介川
を攻落し同所に屯したる処 諸家人数押来りしゆへ 田中勢介川を逃去八溝山
辺へ籠り 夫より四方へ散乱し行え知れざるよし 大将愿蔵討死の説あれども
睨と分からず

幕府より諸侯の妻子江戸へ詰め候様達しあり

九月十八日 柳沢に於て壬生勢並に歩兵と波山勢と合戦

同日 大貫に於て鯉渚勢合戦 松崎豊吉討死(松崎は寄手なり 鯉渚勢は多
く奸民集り波山追討の事を働きたる百姓等なり)

同十九日 市川一手中根村に於て合戦 加倉井某討死(寄手の人なり)

同十八日 部田野に於て歩兵指引星野庄之介と云者 竹内百太郎を討取たる由 (湊勢なり) (以下頭書) 竹内討死は睨と突留す (以上頭書)

同二十二日 磯浜に於て高崎勢合戦 波山敗走したれば同所陣屋を乗取たる由

同二十三日 関宿人数繰込 (久世大和守なり)

同二十日 渡辺一手合戦 水車場を乗取る焼払たる由

九月二十五日 御目代相良侯 (田沼玄蕃頭) 繰込む

同日 部田野に於て市川一手合戦 諸生大敗のよし

弘敏書取の写し (弘敏なる者は何藩の兵隊なるか忘れてたり 苗字も忘れけり)

九月二十三日朝六ツ時 村松村に 兼て賊徒多人数屯集致居候に付 平磯方へ押掛り 時々後より襲掛り候風聞これ有り 亦太田辺へ横行致すへき旨申触候由に付 弘敏並駿河守新太郎弥左衛門 市川三左衛門 鳥居丹波守

家人数引連れ出張致候処 賊徒今暁平磯へ繰込候段土人申出候に付 水戸殿先手富田理介人数を指揮致所々探索の処 村松大宮司山中の大穴の中より賊首沢田恒之介並家来一人隠居候に付生捕申候 白木長持二棹武具入種々 外に陣太鼓麿松皮菱紋朱高張十八 恒之介大小刀井上奇峯小無銘美事の品也 兩人並分取品品水戸殿評定所へ引渡申候 村松放火致度段土兵申出候得共 弘敏差止且市川三左衛門へ談し 当場所奥州海辺要用の事故 農兵多人数差置候様申付け八半時一統帰陣

同二十四日 五手打合せ攻入候軍議は 那珂川を隔小泉村より反射炉開門へ砲発は 大砲隊小出順之介 平岡四郎兵衛 松平左門 板倉内膳正人数 柳沢より峯山の台場へは 御目付高木宮内 大番頭神保山城守 部田野村通に館山台場並平磯へは 歩兵頭城織部 大砲頭万年真太郎 久世謙吉人数 御目付代日根野藤之介 前浜通平磯へは 歩兵頭北條新太郎 小筒頭深津弥左衛門 市川三左衛門 鳥居丹波守人数と相極め 明二十五日暁天 五手一時に出発致候

振りに決定

明れは二十五日未明 惣軍支度相整ひ部田野村へ押出候処 新太郎出発以前
市川鳥居人数出陣 新太郎隊部田野へ押出候比 最早平磯村にて丹波守人数賊
徒と戦争に及び候に付砲声頻りに相聞 新太郎隊は右原を左へ取り細道を通
致候所 湊平磯の敵帰路を絶切候往還これ有り 惣軍一時に進み兼候に付 香
山栄左衛門 橋本弥一郎付添半隊 部田野村より左り右の方へ押へとして相廻
り 新太郎義は直に館山へ押寄候処 兼て真凶面並所案内の者相糺置候地利の
模様よりは大に相違に付 惣軍全頭殊に谷間深田の悪道にて 容易に相進候は
は 弾丸擲般の患懸念致候処へ 敵より百目玉一貫目玉或は柘榴弾等数発打出
駿河守藤之介胸壁築立仕寄に致候様夫々差凶致候所 新太郎部田野村方へ早三
四町引上たり 相糺候所 前条の悪道故万一敵掛り候節は 惣軍の費に相成る
へきにて引上げ候段申聞候間 速に悪路の覆胸壁を以て築立相構保護致居候
爰に又鳥居人数は 馬渡より六軒家へ攻掛り 大小砲を以て賊徒陣小屋打破り

雲雀塚へ攻掛り 大砲中筒組小筒を以て攻寄打合敵敷砲発 賊徒仮陣小屋放火
す 鳥居勢勇み進て追討す時 横合より敵の先手四五十人筒先を揃へ打出す
鳥居家軍事掛り兼先手頭渕本半蔵 奮激して槍を入れよと下知す 鳥居家足輕
小頭一人胸に玉(彈)当り討死 續て足輕二人迄留め面を打れ討死す 其時前に
逃去候多くの賊徒 一度に取て返し小筒にて打立候 其玉(彈)渕本半蔵の向脚
に当り馬より下り立槍を取て突入る 續て仁本宮蔵 篠原三郎 北条仙吉 志
賀安之允 穂積宗三郎先へ進て奮激突戦す 敵両方より引包て必死に成て攻戦
半蔵甥安之允に申候は 足賊に討たれ引退事難し 我首切て退けと申候ゆへ
安之允も共に討死せんと又々進む 半蔵怒りて又々我首賊の手に懸んは残念と
て頻りに頼むゆへ 余義無く安之允伯父の首討落し引退く 宮蔵 三郎兩人共
深入して討死す 鳥居家隊長松山十兵衛 松本五郎兵衛 残る玉(彈)葉尽しを
見ける味方を雲雀塚迄引揚相まとめける折 賊徒追討に襲掛り一度に鯨波を揚
て進來る

前書悪道の様子並陣の模様等相達すへき旨歩兵頭下役久保田忠次郎を原の方へ差遣候処 鳥居家人数弥苦戦に及候間数援兵の義申乞候に付 栄左衛門指揮致し要路の押へとして 大砲並小隊等夫々手配の上谷主計と申談 同人持隊の小隊を以て丹波守人数と相戦居候敵の横合より相掛けさせ候処 主計頻りに勉強歩兵三人手負候へ共 益相進敵の陣取候悪所を追退け 又一手は香山栄左衛門 友成猪三郎松原の切間より押出し 敵の横合へ引色に成時 鳥居家隊長磨を打振官軍御加勢討すな一統進め進めと下知をなす 頗る香山奮激発して前後を顧みず打立たり 終に敵惣敗軍と相成右往左往に散乱す 速に香山栄左衛門橋本弥一郎 友成猪三郎敵陣所数ヶ所火をかけ焼立 十五トイムユルテホーツモル筒車台一挺 十二斤ヘルトカノン車台一挺 其他品々分捕致し 鳥居家にても 賊首三つは上条軍多討取 百目筒車台旗陣太鼓舞等其外分捕致 猶鳥居家人数は平磯上手放火

又一手は水戸殿御人数市川三左衛門 未明より前浜を指て押掛る 五つ半時

平磯明神社に賊徒見張所打破り賊三人討取 今朝三左衛門出張の砌り 北条へ相頼武田八郎持隊一小隊先手に借用致し 御持小筒組差図役並重野竹次郎 同人は兼て放火懸り北条命置候 同人を一小隊へ付添出張平磯へ攻掛候処 賊徒酒店に相集り肴取乱し居候処 百目筒打掛け驚き騒ぎ逃去所を打散し放火致し折節北風烈敷平磯一図に火焰相広り賊巢尽く焼失致候間に 重野竹次郎かけ廻り戸前打候土五ヶ所これ有るを相開き候処悉兵糧藏なり 竹次郎五ヶ所共に火をかけ引取候節賊徒一人向ひ来る 重野刀を抜きさま六丁筒を持打かけ候処少しも恐れす向ひ来る 重野ねらひ打候へ共当らす つけ入所を敵の腕を切引退く

此節賊徒百人余備を立て市川勢に打かけ 味方も大砲打出し双方敵敷打合青雲の如く凡二時余敵手負数知れず 敵將新田義太郎を打倒しける故右往左往に散乱す 水戸殿内菊池房太郎右首を取る

又爰に市川三左衛門備 横合より四五十人必死に成て突てかかる賊徒これ有

り 不意の事故市川勢旗本色めく処 三左衛門少も騒かす自身槍を取て敵に向ひければ 諸生無二無三に突崩す 少し追討して市川勢をまとめ引退く 敵追て慕ひ来る 小筒にて打かけ責マヤ(攻)寄る

此節 弘敏遠眼鏡を以て遙に敵陣を見るに 湊平磯反射炉館山四ヶ所合図の号砲 黒雲雷鳴し追々小旗馬印を押立 平磯の方へ集る事数百人 是は柳沢村より峯の山台場へ高木宮内 城織部隊 小泉村より反射炉へ小出順之介 平岡四郎兵衛より攻撃に及び候砲声相聞へ候へは 両所共至て少く氣とる勇氣更にこれ無き故 敵其様子を見切一統平磯へ繰込也 右は後生取の者も同様申聞る 右様子を見て 弘敏 市川 鳥居家人数深入甚掛念致 水戸殿より弘敏へ付添の使番若林角兵衛を以て 一統引上げ候様速に通達致候所 香山栄左衛門隊は其前鳥居家と共に引上たり 若林馬を飛して市川勢へ告く 三左衛門喰付く敵を打払ひ引退く 馬渡り近き場所にて水戸殿先手大砲組賊に包まれ苦戦なす友部八太郎 松田半左衛門周旋して 車台は捨て人数をまとめ引上る 惣軍も

無事に帰陣す

九月二十六日 戸田五介祝町へ来り同人周旋にて 宍戸侯城下へ繰込となる

夫より江戸へ御帰り成られる思召にて 既に府中辺迄御登り成られ候処 御同

人南上しては必ず正家の勢ひを増すへしと悪察して 奸人共相良侯へ入説 同

人の命を以て途中より宍戸侯を引戻し 南三の丸松平氏屋敷へ預けとす

宍戸侯へ附従ひ来りたる鳥居瀬兵衛 大久保甚五左衛門 山中新左衛 丹羽

恵介 片岡為之允は赤沼牢へ入る

扱石州宅に於て奸人等会合し 宍戸侯切腹の義評議に及ひ 其件を以て石州

宅より矢部醒軒早駕籠にて南上す

君公よりも右の件幕府へ御申立遊はされ候ゆへ 幕府にても速に評決し

十月五日 大目付黒川近江守宍戸侯切腹の義を以て下る

同六日 松平氏宅に於て遂に御切腹となる 御同人家来数十人忠憤に堪えず

下町会所に於て自殺したるとそ

同日 岡田信州自殺す

同十六日 鳥居 大久保 山中 丹羽 片岡 其他宍戸侯家来並に諸士以下の者迄死罪 都合四十三人の由

有志の徒これを聞きて切齒扼腕天を仰て大息するのみ 嗚呼 宍戸侯何等の罪にて此の如くの御所置あるや 国事の否塞此極に至る 是誰の過与所謂人多勝天の時とは云とも 豈天定勝人の日なからんや 噫

十月朔日 天野伊内執政となり 近藤義太夫側用人となり 大森弥三左衛門寺社奉行 小山小四郎大番頭 松葉伊衛門奥右筆となる 結城の党類追々出現の勢ひ痛歎に堪えず

同三日 大竹勘次郎揚屋入となる

同四日 大番頭興津市郎兵衛 小納戸増子幸八郎 御徒佐蔵大八郎御役御免となる

十月五日 神保山城守 城織部人数並鯉涇勢 峯の山を攻落しける湊勢の中

にて 徒目付菊池鼎次郎同所に於て砲丸に中り討死 寄手は歩兵七人奸正宇田川銀平討死

十月四日 渡辺半介へ本勢の方相勤候様達しとなる 右は渡辺一手の勢ひを削る為なり 右一手は是より市川手へ附て出陣す

同六日 三宅十衛門小納戸 松本十兵衛 矢部宗七 高野新平 安藤彦太郎 徒目付となる 何れも奸人なり

同八日 森太郎衛門定江戸小納戸となる

同日 津田真平 佐野順次郎遠慮小普請となり 富田彦衛門 日向幾之進立原左兵衛 長谷川彦八 平方彦八郎 朝倉源七 戸牧勘兵衛 菊池秋平 大竹源三郎慎小普請となり 中村三五衛門 柿栖次郎衛門 吉田於免三郎 原十左衛門 真木伝衛門 大森惣衛門揚屋入となる 正義の士追々廢黜せらる模様なり

同十日 市川一手先の一御備鳥居板倉宇都宮人数部田野原へ押出し大合戦

寄手敗走板倉人数は三十八人即死 大砲残らず取られける 鳥居人数十六人計り討死 宇都宮は十人計り怪我人あり 御家人数の中にては 逸見弥左衛門 菊池扇三郎討死 怪我人数人ありとぞ

同十八日 野中三五郎（執政より）表勤 名越十藏馬廻頭となり 浅羽甚五衛門用人となり 吉野英臣 大森金三郎側用人へ上転し 国分膳介大番へ貶せらる 笠間善兵衛小納戸となり 興津所左衛門 三浦賛男御国勝手となる

同十二日 斎藤市衛門 日置熊次郎小普請となる 今井与左衛門表右筆組頭 渡辺安太郎徒目付となる

十月八日 諸向達し

大炊頭様御事 御官位召放され且又公辺御人数へ敵対に及はれ候に付 重き御咎仰せ付けらる旨 主税頭様御事は戸沢中務大輔殿へ御預け 大炊頭様の奥様は 小出伊勢守殿引取置候様 御家来は讃岐守様御家来へ御預け 仰せ出され候旨御書付渡候間 其旨心得らるべく候

十月四日 高嶋雄之介遠慮小普請

鳥居右近洪田官舎へ入る 鮎沢伊太夫 林忠左衛門 林五郎三郎家内の者洪田官舎へ入る

十月日 児玉園衛門 藤田主書大監となる 内藤弥太夫御用調役再勤兼軍用掛りとなり 尾羽平藏奥右筆となる

十月初方 榊原新左衛門より文通の写し（公辺御人数へ運ひたるか）

松平大炊頭殿 去る二十六日 公辺御目付戸田五介殿同道にて出府致され候に付 一左右これ有り候迄は御堅場よりの発砲も差留候間 鎮静罷り在り候様五介殿御通達これ有り候に付右の段相守居候処 今日頻りに発砲成られ候は如何の行違にこれ有るへきや 若又柳沢辺寄手方より打出候砲丸当所打越 御堅場着丸致候様にも見請候 右等の行違より御不審にも相成候半か 此方に於ては公辺御目付御達の趣相守居 御堅場へ向ひ砲発致候義一切これ無く候間 此段御掛合に及び候否御挨拶承知致したく御座候

以上

十月十七日十八日と兩度 部田野原合戦に於て先の二御備の中にて 加藤彦太郎 大関族之介 望月与五兵衛討死 其他怪我人大勢あり

九月中より今日迄数度合戦 湊勢の中にて討死の人々は 川野東之介 三橋六衛門 林忠左衛門 林五郎三郎 野嶋佐三郎 小池平八 舟橋松之介 根本六三郎 瀧田鉄平等なり(其外の人は忘却したり)

十月十日方より 堀田一手並平岡四郎兵衛等 内密湊勢を降参させるの周旋に取掛りける 尤是は湊勢より内意を通したる由 堀田一手より降参取計ひの義相良侯へ掛合し所 速に同意し同人より市川三左衛門へ問合せしか 是亦同意なり 扱右応接役には相良侯より戸田諸生へ頼みたるこそ

十九日の夜 湊勢の中より 富田三保之介 栗田八郎兵衛 林了蔵 戸沢誠之允 谷晋太郎舟に乗り祝町下迄来る 戸田諸生の中にて 久木直次郎 笠井権六 藤田健次郎 豊田小太郎 桑原力太郎等 舟を乗出し船中にて応接 同

二十日には 富田 林了 栗田 戸沢 並に矢野唯之允来りて応接

同二十日 右五人来り応接して降参の事決定せしとそ 降参する人へは 公
辺より前日に赤たすきを渡し置 右をかけて先陣して和田の台場に屯し居る波
山勢を追討すへしとの規定なり

二十三日未明に 戸田銀次郎諸生先登平岡四郎兵衛一手 多賀外記一手 松
平右京亮一手 堀田相模守一手 並松平左門 小出順之介等湊へ打入 降参人
は何れも赤たすきをかけ 和田の台場へ馳向て波山勢を追散しける 戸牧三三
郎は深手ゆへ右台場へ捨られしゆへ召捕られ入牢となる 後日牢死に付梟首と
なる

降参前日に相良侯より触出したる書付

那珂湊屯集の者元来正義の者に候処 全く賊徒に引入られ余義無く加り
居候者もこれ有る哉に相聞候 右様の者共愍然の事に候 速に改心し降参
の上は格別寛宥の御処置可これ有るへき事 降参の事異論にて湊を脱した

る人々には武田伊賀 同彦衛門 同魁介 三木左太夫 梶又左衛門 鮎沢
伊太夫 山国兵部 田丸稻之衛門 長谷川通之介 藤田小四郎 朝倉源大
衛門 井田平三郎 村島万次郎 浅田富之允 岩間久次郎等なり（其外数
人あれとも記すに違あらざるなり 右の内 三木 梶 浅田 鮎沢は 京
都へ潜みけるとそ）

二十三日 湊落着の節御神主様御付の人々は 城下へ引渡しとなり 皆渋田
官舎へ入る 御神主様は 君側兩人請取の為湊へ赴き 平岡四郎兵衛より請取
たるとそ 御付の姓名は 石川吉次郎 増子三郎太夫 小松甚之允 佐野源三
郎 市川沼之允 増谷菊次郎 小川留之介 塩谷八百之介 大内市五郎 渡辺
甚蔵 橋本米吉 金子七之允 兼子鉄次郎 桜井恵之進 大橋彦左衛門 長山
縫殿等なり（其外数人あれとも忘却したり）

降参人は皆公辺御引人数へ引渡となり 夫々諸大名へ配して預けとなる 郷
村の者は大抵佃島へ安置となる

扱降参したる人々には 榊原新左衛門 谷鉄蔵 富田三保之介 山中民部
谷弥次郎 渡辺宮内衛門 門奈三右衛門 里美四郎左衛門 福地政次郎 栗田
八郎兵衛 松本平左衛門 小池源太衛門 三木孫太夫 伊藤源太郎 入谷六郎
衛門 鈴木庄蔵 三好右衛門八 村田理介 市川善太夫 新井源八郎 戸沢誠
之允 飯田米太郎 岡部七十郎 山野辺秀之介 肥田金蔵 小田部幸吉 真木
彦之進 福地勝衛門 沼田久次郎 小川源六郎 立花源太郎 鹿嶋又四郎 梶
清次衛門 三浦平太郎 本沢平太夫 岡崎唯衛門 埴和角之允 矢野唯之允
檉村半蔵 尼子扇之介 伊藤田宮 永岡勇次郎 埴市左衛門 小池安之允 矢
野正彦 金子勇次郎 下野隼次郎 小山田介七郎 石野源左衛門 成瀬広之介
谷晋太郎 平戸喜太郎 岡本直次郎 向坂宗十郎 森三四郎 鈴木徳太郎 大
関庸之介 矢野与介 里見平三 原熊之介 林忠左衛門 小沢龜之介 林了蔵
片岡勝蔵 佐々与衛門 服部久太夫 手塚金八 近藤友吉 天野藤次衛門 市
川養四郎 黒沢忠之進 中嶋金平 照沼平三郎 綿引宇八郎 大湖聿蔵 里美

直之進 小泉靜衛門 遠藤秀之進 森本喜藏 伊王野又六郎 鈴木藤三郎 宮
本辰之介 薄井十兵衛（以下頭書） 田尻新介 木村円次郎 興野介九郎（以上
頭書） 檜山又五郎 飯村銀八郎 内藤彦之允 久方彦介 間々田長十郎 菊池
治衛門 床井庄三 大関亮之介 中村新平 栗田藏次郎 石川彦衛門 長久保
權三郎 鈴木金次郎 沼田藤次衛門 皆川三輪吉 相沢庄吉 跡部金太郎 伴
七之介 広岡卯之四郎 松下源太夫 横山喜衛門 国松銀太郎 高橋多一郎
五十嵐惣四郎 浅田忠之進 小池千太郎 向坂進之介 渡辺吉太郎 浅利正之
介 青木栄次郎 鈴木虎太郎 小田部人之允 大野幸之介 和田政之允 小田
倉龍之允 服部熊五郎 西郷鉄太郎 深沢道太郎 山岡正太郎 桐原源藏 伊
藤源三郎 尼子長藏 同久四郎 石川孝三郎 師岡亀之介 高島孝藏 今井英
吉 大森敬之介 水庭源介 初瀬兵太夫 小野崎藤兵衛 平方金五郎 佐藏純
之介 川崎献之介 池原米太 岡部藤介 照沼恒太郎 小山平次衛門 小泉静
衛門 佐藤奎之允 植原伊平太 鯉木万衛門 佐久間貞介 前野謙介 佐藤鉄

三郎 山本万次郎 中村宗藏 小山田将吉 久木幸太郎 加藤熊之介 小原恒
五郎 永井惠次郎 菊池秀次郎 石川虎吉 安積健之介 吉田栄寿 里美一三
郎 大胡羊次郎 関強介 篠本亀松 伊王野秀太郎 高筒吉太郎 川崎平之允
伊東留吉 渡辺徳次郎 櫻村彦太郎 平山留四郎 増子重之介 林亀之介 竹
内常太郎 片岡五郎介 鈴木誠次郎 柴田源次郎 平方金三郎 瀧田三之介
本間豊之介 酒泉金三郎 岡見仲 大竹与平 増子謙藏 堀口捨吉 原隼之介
福地定吉 天野小次郎 岡崎仙藏 佐藤藤五郎 永井卯之允 白石新五兵衛
河西辰次郎 鈴木勇介 肥田安次郎 根本孝五郎 近藤卯之介 武藤秀三郎
河西銀三郎 伊藤源次郎 岡田留藏 門奈左近 安松仙介 佐野次郎九郎 三
田寺秀太郎 入谷鉄三郎 瀧川善太郎 本沢藤吉 相沢雄次郎 松平栄次郎
梶仁介 瀧田鉄之介 岩間力三郎 太田原寅吉 安松晋介 谷勇次郎 浅利七
次郎 岡本勇三郎 平山得三郎 村田忠四郎 照沼泰三 大関直四郎 古川吉
藏 沼田順三郎 岡山卯之次郎 小平辰三 村田長三郎 前野信之介 田村徳

三郎 川嶋豊吉 同徳太郎 武石権三郎 遠藤恒彦 白石坦蔵 介川英太郎
海野人之進 武田謙介 舟橋寅之介 米川留次郎 関内政介 立花平太郎 国
友吉五郎 岡部忠三郎 神永鉄蔵 大塚新衛門 長谷川豊次郎 大内孝太郎
菊池忠之介 酒葉壮三郎 楠寅之介 桧山辰太郎 川崎内蔵 大関八五郎 小
山田醒吉 同七之介 野嶋斧太郎 鯉木鐘吉 磯部秀之介 塙彦四郎 川崎長
蔵 園部俊雄 黒沢覚介 雨宮鉄三郎 木村三保介 同勘兵衛 江橋五衛門
関内彦四郎 中村任蔵 加藤徳太郎 鈴木徳五郎等也

其外諸士以下神官郷民に至る迄大勢あれとも筆紙尽し難しゆへ略して記さず
湊落着の跡へ奸生等押込 市店土蔵等へ封印を致し 雑穀類を分捕と号して
自宅へ引取たる者これ有り 真に窃盜の所業可唾々々

扱又 武田始め波山の暴徒は湊を脱し 村松へ赴き石神額田へ掛り大宮山形^{ママ}
へ落ち 夫より大子へ屯集したる注進ありければ 市川一手先の二御備追討と
して押出し 市川一手は大子へ赴き 先の二御備は馬頭迄追掛けたれとも 其

節は最早暴徒野州へ脱走せし趣 黒羽に於て合戦 夫より上州へ赴き信州を指し落たる由

十一月十日 市川一手は太子より帰陣 先の二御備も馬頭より帰陣す

奸人共取計ひにて水戸政事向 総て文政の度に引返し度旨幕府へ申立たる処 閣老水野泉州異論にて取請さるゆへ 君公も幕府へ御不都合になりたる由

十一月中に至り 奸生郷中金作相始り 又は市店へ集り酒宴を催し或は義民を脅し 其方元来心得宣しからず候へ共 金を出せは其罪を免かれる様尽力すへし等と云ひて義民より金を貪り 郷中黜陟の取調政府へ附出したる処 十か八九は諸生の附出し通りに行われけるとそ 郡宰は唯其役に居る迄なり 又此比郡府三奇事あり 郡宰の議論にて義民の家を打潰したる奸民の巨魁数人を召捕けるとそ

政府にて降人立場の者某々等断頭にて然るへしとの評議相決し 十一月二十日 近藤義大夫 佐野藤衛門 佐倉へ赴き 夫より降人を預りし大名の国へ往

きて取調を致し幕府へも申立 尚又小石川よりも鈴木長門守尽く⁺降人断頭の
義を建白せしとそ

十一月朔日 遠山熊之介弘道館教授兼軍用掛りとなり 岩上勝衛門小十人目
付組頭 小室善兵衛寺社役となる

同三日 荻庄左衛門側用人となり 山野辺外記（側用人より）寄合指引 丹
藤衛門奥右筆となる

十一月七日 諸向達し

明六日 田沼玄蕃頭殿追討御用として爰許発足 笠間筋へ相掛かられ候処
右に付ては御領中御取締りの為御目付衆始御役々残り居られ候間 此上
面々厚相心得弛これ無き様心掛けらるへく候 右の趣支配々々

十一月七日 岩渕末吉 浅香三次郎 近藤介太郎 佐々八次郎小監となる野
沢藤太郎次番 加藤孫三郎 野村喜左衛門（小十人目付より）森藤之允（普請
奉行より）馬廻 檉村民之進小十人目付 戸祭久之允 朝比奈新衛門目付 岡

田佐次衛門吟味役となる

同八日 江戸に於て三浦贇男慎となり 江原清衛門（奥右筆より）御国小十人 石川忠之進同断

同九日 松本十兵衛 渡辺長兵衛 吉田七平 高須藤七郎（小監より）小十人目付となる 山野辺主水正 岡田信濃守 白井伊豆守 武田伊賀守官位召上となる

同十一日 村上源五郎 河方作左衛門（大番組頭より）先手物頭となり 松原亨蔵（目付より）徒頭 岡嶋雅楽小姓頭取再勤 岡崎内膳 長尾熊之介（大番組頭より）使番 塩津四郎左衛門 今村喜之介 河方竹之介大番組頭となる 何れも小人を喜はしむる除目なり

同十二日 立花源六蔵奉行 小沢寅吉矢倉奉行 藤崎伝之允金奉行 三宅十衛門役金奉行 高田九八郎徒目付となる

同十五日 太田巳之太郎馬廻頭 朝比奈靱負小姓頭 藤田主書（主膳倅なり

主膳は神勢館と砲戦中流丸に中て死す）小十人頭 親康松軒定江戸御側医師
荻昇介徒頭 小川内蔵介先手物頭 横山九郎衛門小納戸となる 小人共登用の
除目なり

十五日 市川三左衛門 荻庄左衛門 太田巳之太郎 藤田主書 荻昇介 額
田彦三郎 大井介衛門 津川伊太夫 猪飼伝衛門 松田半左衛門 村上源五郎
河方作左衛門 富田理介 芦沢祐七郎 友部八太郎 吉村主殿 中主吉次郎
遠山熊之介 高山為之介 檉原留三郎 長嶋雄蔵 三谷政弥太追討御用仰せ付
けられける

同十七日 久木直次郎 笠井権六百五十石下され中の寄合となる 其外奸生
大勢引立の除目あれとも記すに違あらず 久笠兩人引立の義は内弥周旋にて出
来たる由 同人存意は前に記す通りにて鎮奸を合体さすのの見込なるゆへ 右
兩人の除目表發したるなり（是迄正家の人々へ鎮激の二字を記したるは 元来
好まさる所なれば成丈け省き度候へ共 右を記さされは事情分らさる所もあれ

は抛無く書加へたり 殊に此度大乱の起源は 激家にて鎮家を退け三館の暴徒を庇護する所より彼等益相済まさる所業増長し 遂に国乱を引出したるゆへ 鎮激の訳をは記したるなり 以下これに倣いて已むを得ざる所へは右の二字を記して事情の知れ易き様に記すなり)

十一月十七日 馬頭より注進書の写し

賊徒金崎へ逗留の処有馬兵庫頭領地吹上陣屋へ押入乱妨 金子奪取梁田八

木通り 十四日 太田宿大光院寺中へ止宿の由

田沼殿御人数三千人程にて 十五日 宇都宮出立小山宿泊り佐野辺へ繰出

し 新発田宇都宮三春人数 松平伊豆守殿日光相堅居候処 新発田三春其

所へ繰出し 歩兵隊宇都宮人数は追々上州筋へ繰出し候由 佐野辺より井

伊の人数嚴重相堅め 賊徒七八十人討取候趣の由

十一月十九日 市川三左衛門へ地方千石下されとなる 相羽九十郎江戸中奥

御番となる

十一月二十九日 諸向達し

鎌倉英勝寺久々御無住に付 此度正姫様御事御住職の義公辺より仰せ出され候間 其旨承知奉り支配々々

此件大夫人へ御相談申し上げさるゆへ御同人尽く御立腹にて 我か娘を他へ指遣すを相談これ無きは あまりなる政府の取計ひなりと御意ありしとそ 内弥も英勝寺云々の義は大に異論にて 正姫様御一身 何れにも御むこき事ゆへ是非御見合然るへしとて 一旦内弥の建議にて江戸へ押返したれとも 其議遂に行はれさりしとそ

十一月末方 真野鉄次郎小納戸 根本三四郎大番 小沢彦四郎(徒目付より) 小十人 井坂昇太郎 原田誠之介慎小普請 小林剛次郎 菊地鼎介 瀧口正太郎 小林三次郎御国勝手となる 皆有志を退る除目なり

加藤八郎太夫伝馬町牢屋へ打込まれしか毒殺に遭ひたるとそ憐むへし 岡部忠蔵も幕府の牢へ引かれたる処 牢死せしとなり 此比中村三五衛門赤沼獄中

に於て病死す

此頃菊池善左衛門鎮奸合併の儀 君公へ封事を呈せしとそ

十二月中に至りては 奸人共追々定府仰せ付けられける 何れも暴論を主張して大に毒気ある者を撰み登らせける 姓記すに違あらず右様定府を撰みしは君公へ正議の入るを拒く手当なりとそ

十二月二日 松平藏之允(目付より)使番へ転し 高山勘左衛門小姓頭取 井坂喜太夫(小監より)御徒となる 友部八五郎倅徳之介 根本新八郎倅清藏並に白石又兵衛へ二人扶持下されとなる 近藤軍四郎 近藏秀次郎(小監より)小十人となる

十二月三日 安松元衛門 松原亨四郎 岡野庄次郎 代田銀次郎別家召出し江戸御徒となる 安松は小十人召出 佐久間善太郎御徒召出 同日達し御用に 吉村直三郎 宮田金藏 山崎嶋之進 村松信藏 藤田千之允 生駒誠藏 本郷精一郎 小田部壮三郎定江戸勤となる 右は諸生の中にも頗る毒気ある

者なり

同五日 岡田新太郎 同謙藏 岡部城之介 同雅楽 佐野幸三郎 安藤奎之
進 那須寅藏 石川忠之進 吉見喜代八郎 高橋重大夫 齋藤市衛門揚屋入と
なり 雜賀勘解由洪田の官舎へ幽囚となる 朋党の論日を逐うて熾となり如何
とも救うへからさるの形勢 有志の士相對して憂憤するのみ
頃日 江戸にては 鈴木長州 吉野英臣 大森金八郎 中村彦兵衛等頗る暴
論を張り 其議遂に行われしか 正義の士某々等三十人計り 是非嚴刑に処し
候様 江戸政府より申来る

然る処 水戸政府にては 内弥を始め異論にて拒きしとそ

十二月六日 大森弥三左衛門執政となり 近藤義太夫参政となる 大森は江
戸政府の目論み 近藤は水戸政府の調へなりとそ

扱大森を執政へ入たる事由を聞に 同人人となり奇褊固陋にして 固く邪議
を執り 頑乎として動かさる人物ゆへ 正家打の決断をなさしむる為めに江戸

の目論にて出来たるとそ

十二月五日 諸向達し

御家中の族 賊徒へ組し候者共妻子間柄中へ御預け相成候付 多人数厄介
致し難渋の趣も相聞候所 右厄介の人別男女共年付取調早々申し出らるへ
く候

十二月五日 君公御親書の写し

水戸表賊徒追討方公辺に於て 厚き御世話もこれ有り 依て追々片付出張
の者も段々引取候趣 永々の難場粉骨尽くし候段喜色の至りに候 就ては
夫々賞功の沙汰にも及ふへきは勿論の事に候得共 未だ脱走の者共討取申
さす候へは 万一怠惰の氣を生し自然戦功等の為め 猥ケ間敷所業これ有
り候様にては 永々の艱難も水の泡と相成るへきのみならず 人心居合大
切の場合 如何成行申すへきやと深く心配致し候 申迄にはこれ無く候へ
共 此上幾重にも一致専一に心懸け 聊私意ケ間敷義これ無き様 公辺御

主意の趣厚相心得 弥以人の為人道を相守 面々身分の常を忘れさる様
精々心懸け 他の見聞旁 不都合これ無き様致度候也

十二月十日 郡宰石川新吉大番組頭へ転し 菊地善左衛門郡宰となり 小宮
山綏介 岡野庄七郎郡宰見習となる

同十二日 佐藤壮三郎小姓頭 浅香惣衛門 白須六郎衛門 小野瀬孫藏江戸
中奥御番 小幡又藏金奉行となり 小姓頭取渡辺富之進使番 渡辺伊衛門小姓
頭 朝比奈靱負定府となる（朝比奈弥太郎は九月中定府となる）

同十三日 諸向達し

武田伊賀始め不届の者共 御取締方御行届遊はされす 公边迄の御苦難に
成らせられ候に付 早速御指控等御伺遊はされへく候処 御取締旁御不都
合の段を以て 是迄其儀在らせられす候へ共 段々 公边厚き御世話を以
て 追々御改革に赴き候段有難く思召され 面々にも苦心骨折候付平穩の
度に至り 猶此上御行届き相成候様 精々御役人共へ嚴重仰せ付けられ

これに依り御慎御指控仰せ立てられ候所 御挨拶御座無く誠に以恐入り奉り候 斯御配慮遊はされ候御義恐察奉り 諸事相慎御安心遊はされ候様心懸けられ 子弟等へも申し含めへく候 且御慎中目当鉄砲魚鳥等殺生遠慮致すへく候 右の趣支配々々

十二月十三日 芹沢惣兵衛二百石召上げられ隠居 山野辺主水は中山備中守へ御預け 白井伊豆 同忠左衛門渋田官舎へ幽囚となる

同十四日 諸向達し

御家中の族郷中公事訴訟等其外の義立入申間敷段は 其度々仰せ出されもこれ有り 面々相心得居候事に候へ共 此度御変に付郷中賊徒共追討の爲め 諸向よりも廻村出張等もこれ有り 百姓共の内にも追々御人数へ従属罷出候者もこれ有り候付 右の義故に困ママ(困)み種々の造説等申入 賄賂を以て私意を達し候様の所業も少なからず 中には支配所に於て指許候者をも其節にさる者より勝手に召捕 又は役所にて召捕申すへく者をも私に隠

置候趣の弊風もこれ有るやに相聞 以の外宜しからざる事に候 左候ては
第一御政体相立たざるのみならず 御法令一途に歸し申さざる故 何とて
も人心一致の期これ無く 畢竟御領内は居合宜しからざる基に付 以後右
様の義これ無き様屹と相心得 若し百姓共の内心得違致 出入郷村の義彼
是申入候者これ有り候は、 夫々其支配所へ申出候様申付 一切取受申さ
ざる様相心得 以後右様の弊風速に相止み 郷中人心一途に歸し候様心懸
申すへく候 右の趣云々

十二月十八日 林十左衛門 安食六郎兵衛 師岡猪之允小普請 小田与三郎
谷佐之衛門 佐野清六 山野辺外記 岡本源左衛門中の寄合となる

同十八日 朝比奈千次郎別家召出し御徒となる 杉山伊三郎郡方勤とな

同二十一日 川辺重松 菊池鼎介 瀧口正太郎親へ御返慎となる

同二十二日 河西治左衛門 伊東忠太夫 小野崎左介 柴田政衛門 間々田
介九郎 西郷寅之允 渡辺喜介 永井弥八郎 浅利六之進 大野太兵衛 原政

之輔 吉田又彦 安積覺兵衛 深沢忠次郎 渡辺賢之允御役御免小普請となる
右は倅共賊徒へ組し教誨未熟のゆへなり（辞令の大意なり）

水戸表取締の為 井上越中守 織田伊賀守 日根野藤之介 和田伝衛門 土
屋民之允残り居たる所江戸へ帰り 其代りに大番頭丹羽長門守 御目付夏目次
郎左衛門 先手物頭水谷主水 使番村瀬平四郎 十二月二十五日水戸へ下着す
江戸政府より正家打の義再ひ申来りしか 内弥並に近藤義太夫必至の周旋に
て拒きけれども 藤田 尾崎 石川三人は拒き兼 遂に二十七日に至りて 藤
田建二郎渋谷官舎へ幽閉せられ 尾崎豊後は半知召上げられ慎となる 石河^{ママ}
（川カ）竹之介も右同断

同二十八日 松葉伊衛門江戸金奉行 大木善之進奥右筆頭取となる

武田伊賀始め浪士千六百人程 十月中湊を切抜け 野州より上州を経て信州
へ掛り 夫より美濃を押し 十二月十一日 越前国新保と云所へ来りけるか
諸官軍加州越前の兵を始め 諸家人数押寄取囲みける 折しも大雪降積り 浪

士難洩所詮防戦相成らさるゆへ 道路通行致させ呉候様加州の手へ文通に及ひしか 加州にては浪士趣意尤と存し 公辺より出張の御目付へ問合せし処 速に討ち取るへき旨挨拶に及ひ候ゆへ 加州にても扨無く一戦致すへき旨 浪士方へ通達せし処 雪中にて防戦も六ヶ敷ゆへ 十七日新保にて 降参状認め加州へ指出す

二十三日越前国本妙寺へ繰込となる

十二月 浪士より加州へ嘆願書の写し

手紙を以て啓上仕候 寒気の砌り弥御安静珍重候 扱段々伝承仕候へは道路御警衛成られ候趣御苦勞千万深察仕候 一体我々共通行の義は定て御承知これ有るへく候へ共 右は同藩結城寅寿の残党市川三左衛門等の讒悪により 恐多も 公辺の御嫌疑をも蒙り候儀 源烈公積年の素懐も今日に至り磨滅仕候段 臣子の情実遺憾に存候間 是非共主家の縁辺へ嘆願仕候心得にて御座候間 決て外々諸侯へ対し接戦の存寄毛頭これ無く候に付て

は 指し支え無く御通らせ下され候様願ひ奉り候 此段早々御意を得候
加州より浪士へ返書

御手紙披見致し候 然は御嘆願の趣これ有り候付 滞り無く通行の義且諸
侯へ対し接戦の存寄毛頭これ無き旨委細承知致候 御通申度存候へ共 加
州中納言殿人数当駅へ出張致候義 一橋殿御加勢候条是非無く一戦に及び
候存寄に御座候 尚後刻一戦を期すの節候 御報此の如くに御座候 以上
浪士より再び加州へ文通の写し

御營書の趣承知仕候先書申上候通り 今般我々共通行の義 一昨年天朝よ
り攘夷の勅諭 公辺へ下され候へ共 未に成功奏せられず候に付 我か源
烈公に於ても深く心痛致され候 遂に素志達せられず候段如何計り遺憾に
存候 就ては我々共非（以下頭書）非は菲と識す方穩か（以上頭書）力の
身ながら烈公の遺志継述致す存念に御座候所 奸人の讒説に逢て公辺御嫌
疑迄も蒙り候付 深諸侯の兵を動揺致候を相憚り 所々間道を通行致候

諸侯に於て兼て奸説流布と相見候間 道路拒塞致され候義これ有り扱なく
接戦に及び候へ共 実に不本意の事に御座候 然る所御藩に於ては一橋殿
へ御加勢の為 我々共道路拒絶致され候趣甚心痛仕候 先書王家の縁辺と
申候は 則一橋殿へ嘆願仕候存心に御座候間 我々共実情嘆願相通御嫌疑
等これ有り候へ共 事件逐一御熟談申上度 依て時宜により候ては 右の
趣一橋殿へ御通下され候ても然るへく存し奉り候 先つは拙意申上度此の
如くに御座候 頓首

加州より公辺御目付へ文通の写し

昨日 葉原駅着陣罷り在り候所 昨十二日八ツ時比 賊徒新保駅へ追々
相達候段探索に及び候付 人数押出戦争に及ふへき手筈仕り置候所 七ツ
半時彼より書面を以て申越候趣は 則申上候次第にて 当手合には此度御
加勢の為出張罷り在り候義 是非無く一戦に及ふへき所存に罷り在り候段
答置候所 重て申越候趣は 嘆願一条に付何分上達致候義専要の次第にて

時宜に寄候ては総督様へ 上達致度旨申越候に付 嘆願の趣等段々愚考仕候所天下を動揺の罪科遁れ難きとは存候へ共 嘆願の筋上達致さす空敷朽果候義は 武士の遺憾誠に以て惶るへきの情実に付 彼宿へ甚七郎相向段々応接に及び候所 実以同藩奸吏の讒誣に候哉に察せられ 畢竟諸国通行致候義抛なき体に聞請 具には諸手へ対し天朝迄も上達致候上は 尤決死罷り在り候義故 如何〇〇ママに押詰打取候義は実に武道の遺憾一応伺い奉り候 謝罪の御処置これ有るへきや 又は討ち取るへき哉 尚御指図御座候様存し奉り候 以上（公辺よりは速に討ち取るへき旨返書ありしとそ右返書は手に入り申ささるゆへ此に記さす）

浪士より降参状 加州へ指出したる書状の写し

私共多数引率は迄罷登候次第 先般書付を以て嘆願奉り候通り 聊素意上達仕度趣意に御座候処 当節の身柄に落入候上は 願書等御取上相成り難く段仰せ渡され畏奉り候 然る上は時実に行違ひ移来候義に候 恐れな

から公辺御人数打合候義もこれ有り 殊に軍装にて是迄潜行致し諸藩動揺致させ候段 実に天下の御大法を相犯相済まさる義深恐入存し奉り候に付尊藩軍門へ向一同降参仕候 何卒此義然るへく仰せ立てられ 如何様にも御所置仰せ付けられ候様 伏て願上げ奉り候

右様申立仕候上は 元より決死罷り在り候義 聊彼是申立候筋はこれ無く候へ共 先般の嘆願の通り此の如くに成来候事情は 実に其謂れ御座候間曾て公辺に対し奉り御後闇き意念を懐き大不敬の挙動相働き候義はこれ無く候処 今更空敷流賊の汚名を蒙候様にては千載の後死て遺恨有る儀に御座候 武門の情け此段は尊藩に於て 別て御酌取宜敷御弁解成し下され候様願上げ奉り候 決死の一語他に申立候義御座無く候 以上
浪士より又候加州へ嘆願書の写し

戊午以来 天朝より醜夷掃除の勅諭御下げ遊はされ候より 贈大納言殿日夜憂慮あり 計策数度建白致され候へ共 遂に行われず臣子の至情遺憾此

上無し 当中納言殿にも 去亥年上京の砌り公辺を補佐し攘夷の成功を奏候様 しかのみならず天等真の御太刀迄拝これ有られ帰府致候へ共 何等の効頭もこれ無く候に付 有志の者一同焦心勞思 是非共醜夷の汚辱を雪き御国体相立候との存込 決死尽力義気を鼓舞し罷り在り候所 当子の五月中 天朝より仰せ付けられ候段 鎖港の義公辺より御布告相成候処 奸臣市川三左衛門等江戸表へ登り 邪徒を報張し相妨げ候に付 有志の者一同申合領内湊へ引取居候内 右奸徒等兵卒を差向発砲致候に付 抛無く接戦に及ひ候処 公辺の御人数迄も願下け候趣後に承り 諸侯の兵を動し候段深く恐縮仕候 好乱畢兵の存意これ無く候は勿論に候へ共 有志の者因修罷り在り候ては 兼て攘夷勅諭も水の泡と相成 綸言汗の如く大義分毫相立たす候ては 臣子の分如何哉と深憂念仕候哀情より 右事件に差移申候 同穴の闘ひ 固より不本意に御座候に付 一と先湊村へ退去致し候事に御座候間 理非分明に相成微志貫徹致候様仕度至願に御座候 有志情実

御憐察 宜敷御取計り成し下されたく 尚一同に於て如何様の御所置蒙り候共遺憾御座無く候 以上

元治元年子十二月

武田伊賀守正生判

加州中納言様御内

永原甚七郎殿

慶応元年乙丑正月申 江戸より戸田等嚴重所置すへしと申来る 水戸にては近藤義大夫 内藤弥大夫公平論にて 右の除目行われては人心不居の基なれば押返すへしとの存意にて 正月十一日 兩人南上す 菊地善左衛門も同論なれば一尽力するの見込にて登る 然る処小石川にては 長州始め書記頭取清水久三郎 高田清吾に至る迄 奸癖論を主張して近藤等の論を破り 殊に近藤等は君公へも拝謁相済ますに付存意申上候事も相成らず 却て早速下り候様にとの上意にて下りの日一寸拝謁したれども 御前には執政側用等列座するゆへ 何事も申上候事相成らず 三人共空敷下りけるとそ 内弥は辞表を呈し引込む

正月二十九日に至り戸田等除目あり

戸田銀次郎へ御渡し辞令の写し

去る夏中 市川三左衛門等江戸表へ罷登り 御家中御為筋の義言上に及び候砌り 其方義表向同意の体に罷り在り 後々血氣の諸生等一同出府の上 大久保其五左衛門 岡部忠藏等申合 種々虚妄の義相構 三左衛門始め厳重御所置方の義遮て申上候処 深き思召の御品も在らせられ候付 一旦其義に御任せ遊はされ候へは 直様水戸表へ罷下り候へ共行われ難き時勢を伺ひ品々押隠し 三左衛門等へ同意の姿にもてなし 内密派党を結ひ衆人を惑乱致させ 御取締筋心付もこれ無く 却て御国難を増候仕末 立場柄には別て相済まさる所業にて 畢竟累代の御厚恩を忘却せしめ候故の義と重々不届の至りに候 厳重仰せ付けらるべく候所 追ては其方へ随従致し候者共賊徒追討戦争の地へ罷出 接戦に及び候義もこれ有り候に付 格別の御仁恵を以て倅雄之介へ十人扶持下され蟄居 其方義は居屋敷家作共

御引揚げ御用長屋へ遣わされ殿重相慎云々

渡辺半介へ御渡の辞令の写し

去夏中 市川三左衛門等江戸表へ罷登り 御家御為筋の義言上に及ひ候砌
り 同意の体にて 血氣の諸生を誘引出府致し 同伴の者共不心得の所業
これ有るをも憚からず 剩へ派党を引立種々表裏の義を申上候仕末 立場
柄云々(跡は戸田辞命と同じ) 倅吉麿へ云々(戸田辞命と同じ)

久木直次郎へ御渡し辞命

其方義 元來心得宜しからず候処 一旦改心致し候に付慎御免遊はされ候
所 其後賊徒追討方へ罷出接戦に及ひ候間 御知行をも下し置かれ候へ共
從來の私情又候相募り 笠井権六等申合内密派党を引立衆人を惑乱致させ
既に太子辺へ出張候砌も種々虚妄の言を以て 郷民を動揺致させ御改正を
妨げ候のみならず 容易ならざる企致候趣相聞 重々不届の至りに付 殿
重仰せ付けらるへく候処格別の御宥赦を以て 倅小太郎へ七人扶持下し置

かれ蟄居 其方義は御用長屋へ遣わされ殿重慎

笠井権六へ御渡し辞命

其方義 心得宜しからず候処一旦改心致し候姿にて進退致し候へ共 從來
久木直次郎等申合容易ならさる企致候趣相聞 畢竟私情相遂ぐへきとの陰
謀より戦争の地へ相進 又は東西に奔走致し御改正を妨仕末 不屈の至り
に付殿重仰せ付けらるへく候へ共 格別の御宥赦を以て 倅鹿太郎へ七人
扶持云々（跡は久木の辞命と同じ）

桑原力太郎へ御渡の辞命

其方義 心得宜しからず候処 一旦改心致し候姿にて進退致し候へ共 従
來久木直次郎等同意にて 御改正を妨候所業も相聞候に付 仰せ付けられ
様もこれ有ると雖 忘父治兵衛事積年の非を悔ひ改心の上 御為筋骨折候
義もこれ有る趣相聞候付 格別の御宥赦を以て御知行召上げられ七人扶持
下し置かれ蟄居 右除目の日には定て戸田 渡辺の諸生評定所へ踏込奪ひ

取るも計り難しと悪察し 奸生等切火繩にて評定所へ相詰め 執政等を守
衛せしとそ 可笑々々

真木伝衛門獄中にて大病ゆへ宿下けとなり程無く病死

正月八日 相羽九十郎郡宰見習となる

正月十二日 児玉園衛門先手物頭 市村治部介小姓頭取 中村彦八郎（吟味
役より）書院番 原壮之介使番 蔭山又十郎（小十人目付より）馬廻 柏朔次
郎（小監より）奥番 館野彦衛門（徒目付より）小十人組頭 松本十兵衛（小
十人目付より）奥番 郡司五三郎関昌太郎（小監より）小十人 栗原庄次兵衛
徒目付となる

同十三日 太田巳之太郎 岡本津大夫（馬廻頭より）書院番頭 小林多一郎
定御供となる 同十一日 平松茂介小姓頭取 大関八十吉（書記より）御次番
となる

同十三日 諸向達し

弘道館文武修行の義 賊徒追討中にて御止め相成候処 御慎御明次第例年の通御開相成候条 其旨相心得申すへき事 一文武共終日相詰候族へは弁当茶代として 一日銀五分宛二季下されに相成候事 但し出席のみにて修行致さざる族並家塾へは下されこれ無く候 一四十以下当主子弟共 一ヶ月丸々相引候族は過料銀一枚積り 父兄の御知行御切符の内より押へ上納相成候事 但病氣忌中等にて 相引候分は其時々相届けらるへく候 一カ年丸々罷り出す候族は 其年切屹と御咎の品もこれ有るへく候条 其旨相心得支配々々云々

正月十三日 大橋斧八郎（使番より）先手物頭 坂場彦介常光寺馬廻へ貶せられ 朝倉清七久米鉄之進（先手物頭）御国勝手となる 同十六日 額田将監大番頭遠山雲軒瑞龍御山守百五十石下されとなる 河方竹之介 今村喜左衛門 江戸中奥小姓 大関孝蔵（後に族之介と改名す）郡宰見習となる

昨七月以来入牢になりたる者三百人余もこれ有り候処 病死又は追放或は宿

下けとなり 此節は二百人計りに減せしとそ

同二十二日 郡宰より達にて 農兵と郷校と廃止にしたり 此は烈公遺志を破りたるなり悪むへし

同二十五日 寛介次郎勘定奉行見習 久貝十次郎（新番頭より）奥番頭 中村新介（奥番頭より）新番頭となる

同二十五日 林源太夫 瀧口庄蔵 加藤勘介慎小普請となり 鹿島又三郎

鈴木庸介 檉村平三郎 鈴木祐衛門 村田正五郎 川崎惣蔵 青木雄五郎 高

畠五郎兵衛 山岡陸衛門 竹内吉衛門 久木六左衛門 今井英三郎 浅田伝七

郎 中村大次郎 永井弥五左衛門 小平清 蔵岡見紋次郎小普請となる 右は子弟の賊徒へ組し云々に付てなり（辞命の大意なり）

同二十三日 大森金八郎用人見習 横山忠兵衛側用人 小池水之介（小納戸より）大番となる（大森下転の義は 近藤の論を信し公平論に変したるゆへなりと云 又は君寵に誇りたるゆへ仲間より忌まれて転せしもと云 或は青山

量四郎より一書を贈り戸田等救ひ取り候様にと運ひたるに付 青山の説を用ひたるゆへ転せしと云説もあり)

同二十八日 友部八太郎寄合指引格御用調役となる

同二月五日 小姓頭取荻清衛門書院番へ除かれ 山内豊太郎(小納戸より)

大番へ下転 鈴木三郎進(小姓より) 書院番へ貶す

同六日 松村栄次郎 宮田常之介百日閉門す 右は種々不正の所業あるゆへなり(何れも金銭へ拘りたる所業なりとそ)

此頃白井伊豆御用長屋に於て病死

二月朔日 藤田主書用人 皆川小伝次馬廻組頭格となる 其外には内藤弥太夫軍用掛りへ貶せられ 菊地善左衛門史館編集へ除かる 扱近藤義太夫は跡へ踏留り押出される迄は周旋するの見込なりとそ 内弥政府に居る内は追々当路の秘事を正家へ泄しければ 事情も少しは分りたる処 内弥外補以来は 政府の模様相知れす有志士唯苦心するのみ

同十日 大井介衛門寄合指引となる 鈴木藤兵衛（小納戸格普請奉行）常光寺馬廻へ下転 菊池富太郎土蔵番へ眨せらる

二月十一日 戸田 渡辺の諸生数人御用召夫々御引立となる 是は少しく人心を慰する為なりとそ

此頃公辺より御書付渡る

水戸殿御慎中に付 御長髪にもこれ有るへく候へ共 追々暖気にも相成御逆上御眼気等の御障これ有り候ては宜しからず候間 御慎中には候へ共 御月代成られ候て苦しからず候間 此段申し上げらるへく候事

二月十五日 大目付御勘定奉行小石川へ来りて 昨十二月八日 御所より仰せ出され候御書付持参して公へ指上げる 其書付の面は

水戸中納言義 贈大納言の遺志を継ぎ 尊王攘夷の事兼て申付置候処 朝命を怠棄し 却て邪曲の聞これ有り候者を挙用候故 国許混乱 家来多人 数禁畿近く罷越叡慮悩まされ 京師御手薄には候へ共 已むなく一橋中納

言以下御人数大勢御指出に相成候段 不届の至りに候 依て嚴重相慎居御
沙汰相待候様仰せ出され候

右の御書付にて公も余程御動き遊はされたれとも 君側には一人の薛居州も
なければ 又々邪説御腹へ染入更に御悔悟の体これ無き段 臣子身分にては日
夜憂苦に堪えず 扱小石川へ登り一封の諫草を呈したるとて 御採用これ無く
は指見のみならず一身奇禍を受けるは勿論 君公にて又々正家を打退け玉ひたる
様泄れ聞へ 此上にも天朝へ御不都合となりては 身を殺て国に害あるのみな
れは 容易に決断も相成兼 唯無念を抑へ悲痛するのみ

同二月二十一日 小瀬弥一衛門 川辺重左衛門 師岡猪之介 神代金四郎遠慮
小普請となる

二月二十四日 石川新吉小姓頭取となり 御足目五拾石下されとなる

同二十五日 内藤弥太夫物成百石下され弘道館教授兼 佐々木六太夫小納戸
列教授 柳瀬彦之介（八十太郎改名なり） 小宮山綏介 宇留野秋斎 津田繁太

郎助教 蔭山慎次郎 久米孝三郎 庄司政衛門 川上庄藏訓導となる 小宮山
壯次郎別家召出し御徒となる

是迄教官は皆武役より兼務したる処 此度教職を本役とし 士林を儒者にな
し 義公の遺志迄も破りたる段 奸人の所業 可悪々々

同二十七日 三田寺善太郎 平山主馬之介 矢野伊左衛門小普請となる 倅
賊徒へ組し云々ゆへなり

同二十七日 吉成勇太郎家名断絶となる

同二十八日 香取助十郎(町奉行より) 小十人頭 信木縫殿進(寺社役より)
大番へ貶す 右兩人は戸田諸生ゆへ内弥等の調和論にて撰用したれとも 此節
に至り内弥も外補して奸癖論行われ兩人除かれたるとそ 尤兩人も外補の義内
願せしとそ

三月初方 太田道淳より戸田 渡辺 藤田 久木 笠井等始め有志士を御退
け成られたる趣 夫にては御家の御為さす云々との事 君公へ呈したるゆへ

公も頗る憂慮し玉ひて吉野を御前へ召して 戸田等退けたる事何れより聞込たるか 探索する様にとの上意を受け 道淳方へ赴き云々申述たる所 道淳不平の色を顕はし 正家を退けては京師より如何様の御咎め仰せ付けられ候も計り難し等と説得せられ 英臣も閉口して帰邸 夫より戸田等帰廬 内弥復職の評議頗る政府に起りしとそ 右は内弥より道淳へ入説し同人の力を假マヤ(借)て 戸田等を救はんと周旋したる由なり

二月朔日 越前国に於て武田伊賀 同彦衛門 同魁介御所置 辞命は 其方共義元同藩市川三左衛門等申立候趣主家に於て採用相成候ては 故同藩結城寅寿存意貫き家政取乱れ候様相成るへしと存込愁訴致す段は 主家の為筋と存込仕成候心得あるとも 慎中の身分にて下総国小金駅等へ出張追々同志の者共多人数集屯 又は鎮静として出張致候松平大炊を欺き随従致し 城内へ立入るへきと仕成 其上常州那珂湊其外所々暴行 御討手並に主家へ敵対 剩へ主家縁辺へ相便申すへきと軍装を以て所々横行 国々

動揺致させ農民を悩す段 御大法を犯し容易ならさる所業に及ふ仕末 公
辺を恐れさる次第重々不届至国マヤ(極)に付嚴科にも処さるへきの所 追ては
次第恐入候義と心付 加州勢へ降伏致候に付 格別の御宥免を以て斬罪申
付もの也

山国兵部辞命の写し

其方義 常州筑波山賊徒共攘夷を口実に設け 野州太平山等へ屯集致候に
付 鎮静方申付受る処 却て賊徒共へ同意致し 又は元同藩市川三左衛門
等申立候趣 主家に於て採用相成候ては主人為筋に相成間敷と心得 其段
指し置き難く存込 折柄松平大炊より頼受るとて隠居慎申付身分附添歩行
武田伊賀へ随従暴行常州磯浜村等屯集 御討手並に云々(跡は武田の辞命
と同しゆえ略す)

田丸稻之衛門辞命の写し

其方義 常州筑波山其外屯集の者共鎮静の為罷越なから 却て右徒へ加る

のみならず農民を犯し 又は元同藩市川三左衛門等の存意行われ候ては
主家為筋宜しからざる義と存候は謂無き儀にもこれ無けれども 右事件に
付同国那珂湊等に屯集罷り在り 武田伊賀其外の者共と一同に相成 御討
手並に主家へ敵対 其上頭取にて多人数引まとめ軍装云々（跡は武田の辞
命と同じ）

山国淳一郎 村島万次郎 藤田小四郎 長谷川通之介 須藤敬之進 三橋半
六 根本新平 朝倉源太衛門 井田平三郎 高野長五郎 八木橋清之允 川上
清太郎 米川隼人 瀧川平太郎 川瀬専蔵 国分新太 前嶋徳之介 小栗弥市
竹内万次郎 内藤昇五郎 辞命の写し

其方共 攘夷の素志貫度公辺に於て因循の〇〇〇一己の過激マより右御廟等
相立候様致度とて 同志の者多人数常州筑波山其外所々屯集国々暴行 又
は市川三左衛門等の存意行われ候ては主家又は領分為さすと存候は謂無き
義にもこれ無く候へ共右事件に付同国那珂湊へ群集罷り在り 武田伊賀

其外の者共一同相成 御討手並云々（跡は前の文言と同じ）

其他浪士七百人程死罪になりしとそ 其外は加州の周旋にて 死罪宥免の者
数百人ありしとそ 此は皆越前へ預けとなる

田沼玄蕃頭は右の所置を以て江戸へ帰り 追討成功の復命せしとそ

扱京師に於て一橋様周旋にて 武田等宥赦の義京師より御沙汰これ有る模様
ゆへ 幕府にては右の所置をは殊の外急きしとそ

同十七日 奥右筆丹戸太夫（藤衛門改名す）馬廻へ転す 右は内弥と同論に
て戸田等打たれ候砌より引込遂に外補せしなり 寺門富太郎 増谷元衛門 小
室金一郎 三谷安次郎徒目付となる

武田等首級は幕府へ掛合て引取 二月二十五日水戸へ着す

二月二十八日 市川三左衛門 佐藤図書 友部八太郎 内藤儀左衛門 小川
喜衛門 本郷金右衛門等南上す 表向は追討復命御慎解嘆願の為なれとも 内
実は戸田等宥赦 内弥再勤 人心をまとめ置は 京師より御手入に相成候節も

人心一和致し居れば 国力を以て押返す事もなるへしとの評議 其外石州江戸に居ては暴論を張り御為にも相成らされは 御国へ下すとの事も評議して登りし由 併しなから本郷は 内心には江戸の奸癖家と力を合せて公平論を破る為めに登りたる由

此比幕府より小石川邸の小門を開 御家中の族文武修行の義は 御慎中にても苦しからざる旨申来りしとそ 小林六衛門 津田豊太郎 阿曾辺へ潜居したりしか召捕となり 三月三日 水戸へ着し入牢となる 三木源八も昨年召捕となり入牢す

二月中 君公御退隠鉄之允様御家督の義御申立成られ候へは 御慎解にも相成るへきと鄙見して 右件目論みたる奸人ありしとそ

君公御慎の義は奸人を挙用し 烈公の御遺業を破り玉ひたるに付 天朝よりの御沙汰にて御慎みなれば 何程政府より御開明の義幕府へ愁訴したるとて 奸人在役中は御慎解は六ヶ敷筈 此節幕府因循に流れ鎖港の事 並に長州所置

方も兎角遷延するゆへ 京師よりは頻りに 將軍家御上洛の事御催促これ有る
処 幕吏並に水奸等色々と手を廻し御上洛の事を拒きけれども 京師の正氣に
摧され終に三月五日御上洛の事仰せ出されける 御上洛になれば 天朝幕府の
命を以て水戸政治向御手入となるへしと奸人等悪察して 御上洛の事をは拒き
けるとそ

三月五日 三木源八等浮浪徒十九人 上下町引廻し磔罪 同日牢屋敷に於て
死罪の者二十人計りありける

三月中 御直書の写し

一文武は武士の大道にて終身怠り無く励むへしの学問の義 近来異説を唱
教諭方本意を失ひ候向も相聞 以の外に候 向後朱子学たるへし 武術の
義御先代様より当家に伝り候通相守り 新規を及はす実用専一に修行致す
へく候

此御直書は 友部八森太郎等の目論にて 幽谷党の学派を退け 翠軒派の学

風を弘めん為なるへし

三月七日 鈴木石州加増を賜り七千石となり 市川は三千石 朝比奈は二千五百石 佐藤は二千石となる 大井介衛門 友部八太郎 渡辺伊衛門 宮田金藏地方百石を増し都合三百石となる 内藤儀左衛門 高倉平三郎 加固祐介 本郷金右衛門地方百石を賜ふ 大岩伴次郎 生熊徳之介 大島理八郎 高根秀三郎 佐々木雲八郎 渡井伊介地方百二十五石を賜ふ 佐藤万衛門二十五石増し百四十五石となる 疋田伝八郎百二十五石となる 鵜殿内匠三十五石増し百三十五石を賜ふ 小野瀬孫藏二十五石増し百八十石下さる

三月十五日 大場大次郎(先手物頭より) 御国留守居 小柳津太郎は馬廻御国勝手 小池水之介書院番 渡井量藏同断 伊藏(藤)左内衛門 富田藤五郎御国勝手 稲葉算太郎(小納戸より) 小姓頭取 矢部醒軒七人扶持下さる 三浦贇男は蟄居となる

三月十九日 鴨志田伝五郎百石召上げられ慎隠居 倅金吉小普請 新家忠衛

門書院番 平塚亥之允御国勝手となる

三月二十四日 郡司孝介（大納戸奉行より）新番 青木又四郎奥右筆 丹羽源太郎 越智英之進 渡辺織部江戸中奥御番 加治平内江戸次番となる

同二十五日 矢嶋又左衛門 菊池五郎衛門 内藤甚平公子附御免となる

三月末方 笥助太夫 鶉殿平七 松平源之允二百石加増 荻庄左衛門百石加増 其他市川諸生何れも引立除目 先の一先の二御備へ出張せし人へは 御短刀又は白銀下されとなる

三月二十七日 友部徳之介 根本省吾 谷田部獅之介 大嶺雲八郎 加藤木鉄蔵 白石又兵衛五人扶持小普請へ入る 右の父なる者は何れも結城へ同意し奸謀を運らしたるゆへを以て家名断絶したる所 此度家名御立となる 政体忍はさる言

三月二十九日 市川 佐藤等下る

三月二十二日 郡奉行北河原常衛門小納戸となり 小宮山綏介郡宰となる

青山勇之介小姓頭取より史館編集へ転し 榊勇介郡方勤より系譜方勤となる
青山 榊は鎮家の振りになり除かれたる由

三月二十七日 吉野英臣馬廻頭 小川喜衛門 朝比奈新衛門先物(先手物)頭
となる 大監津川伊太夫 奥番頭久世十太夫定府となる 白井平次兵衛小姓頭
荻勇太郎小姓となる

四月五日 松平万次郎大寄合頭 大岩伴次郎郡奉行となる

四月五日 降参人御所置仰せ付けられたる人々には 榊原新左衛門 谷鉄蔵
富(田)三保之介 中山民部 谷弥次郎 渡辺宮内衛門 門奈三右衛門 里見四
郎左衛門 福地政次郎 同勝衛門 松本平左衛門 小池源太衛門 三木孫太夫
鈴木庄蔵 三好右衛門八 栗田八郎兵衛 新井源八郎 小田部幸吉 村田理介
真木彦之進 沼田久次郎 照沼平三郎 梶清次衛門 森三四郎 林了蔵 大胡
聿蔵 薄井十兵衛 綿引宇八郎 原熊之介 宮本辰之介 岡部藤介 床井庄三
林忠左衛門 下野隼次郎 園部俊雄 田尻新介 五十嵐惣四郎 興野介九郎

黒沢寛(傍書・覚か)介 木村三保介 木村円次郎 萩谷平八 雨宮鉄三郎 江橋五衛門なり

辞命は 大目付大久保紀伊守 勘定奉行井上信濃守 目付小股稻太郎より御城付へ渡す 辞命左の通

右の者共義 水戸領内不穩に付指し置き難く 御人数並に諸家人数をも指し向けられ候処 常州那珂湊へ引退き賊徒共一同同所へ楯マ(立)籠り 度々戦争に及び候段公辺御印は勿論 諸家旗指物をも心付かす 敵対致すべく心付これ無くとの申分は相立難く 殊に水戸殿家来重き役筋をも相勤候身分別て不届に付 嚴科に処さるへき筋に候得共 追て田沼玄蕃頭諭に随ひ同志の者申合 御人数引入候に付ては 出格の御沙汰これ有るべく候所 水戸殿より申立の筋もこれ有り候間 (切腹死罪)申付候

四月九日 塩津四郎左衛門五十石加増 佐野孫兵衛同断 宮寺忠衛門二十五石加増(宮寺は心に恥たりけるにや禄を辞して遂に受けすとそ) 齋蔵マ(藤)繁

之介 中根東太郎 介川治衛門 高田清吾 篠本七衛門 磯野源四郎 名越大
八郎 平山馬之介 斎藤新六郎 柏朔次郎 森秀之介 大内信蔵 松浦金蔵
蔭山又十郎 小室善兵衛 鯉渕幸三 鳴海何衛門 佐野三七郎 右は何れも五
石三石宛加増あり 是は 昨春夏中暴徒城下横行の節 石州宅へ詰て守衛した
る廉を以て加増ありしなり 世人是を石州御用と云て失笑しける 石州より不
義の禄を受て心に甘する小人の腹中 唾すへき唾すへき

四月七日 江戸政府より揚り屋入 渋田入の義士残らす死罪 其跡へは正家
某々等二十人幽囚すへしと申来る 水戸政府異論にて押返しけるとそ 実に薄
氷を踏む世態なり 恐るへし恐るへし

四月十日 降参人の家内を引受たる親類の者へ一人に付半人扶持宛下されと
なる 右は内弥調役中の建白なりしとそ

三月二十五日 武田 山国 田丸 藤田の首級 上下町並に湊村へ梟首とな
る

同日伊賀妻子は牢屋敷に於て死罪 彦衛門妻 山国 田丸の妻子は 永牢となる

四月十四日 長倉の家臣 山崎幾之進 太田長蔵 都筑某揚屋入となる 何れも正議にて打たれたるなり

四月十三日 太田道淳参邸 昼九ツ時より夜九ツ時迄の長談 何事か泄れされとも是は少しく宜敷事のよし

同十二日 太田源五郎小姓 渡辺伊衛門先手物頭 安松元衛門馬廻り 岡野庄次郎小十人 人見玄之介先手物頭となる

同十四日 小笠原五兵衛町奉行 福田儀介寺社役 中山五作大番となる
同十七日 執政大森江戸へ登る 是は本国寺に居る 大場主繕正始め有志士

を召捕りの事 幕府へ入説の目論みをして登りしとそ
四月十九日 諸向達し

御簾中様其後御男子御出生在らせられす候処 鉄之允様御義追々御比ママ(肥)

立成られ候間 此度御簾中様御養ひ遊はされ 御嫡子に御立遊はされ度
公辺へ御内意仰せられ進候 尚又 鉄之允様御事 鉄千代様と称え奉るへ
き旨仰せ出されける 此件政府にて評議中 執政より大夫人へ伺ひたる処
簾中も未た年若なれば此先世子誕生もあるへければ 今少々見合候て然る
へしと御意あれとも 執政等御意を背き鉄公子を世子にしたる段 臣子の
身にては甚相済ます言語同断の所業なり

同二十一日 鉄君御実母小石川へ御引取となる 此後より後宮奸毒の氣を増
し 奸人等御実母へ取入り奸家の根益深くなりける 御実母は幕府御鷹匠水谷
善四郎の娘にて 其名を稻と云て先年君公の御塞りとなり君寵を得て威を振ひ
奸人へ組し種々の謀計を運らせしゆへ 其砌り御暇となり家に帰り居る処 此
節又々帰邸したるなり

君公御慎解後になれば 城下へ妓楼を設け市中三絃を弄ふ事を指免し 並に
御家中絹布着用相許し 永く太平を樂み度と口外したる者大勢ありしとそ 小

人の浅見実^に苦か苦か敷事共なり

山野辺主水義 山野辺外記へ預けとなりし処 四月二十二日 賄料として二十人扶持並に金二十両下さる旨外記方へ達しとなる

此頃 小沢寅吉禄を増し賜ふ 然る処辞禄の願ひを出したれとも相濟難く願書下る 依て再び願書を出し 御慎解後なれば 禄を頂き申すへきと云たりしとぞ 当時の模様にては 一と覚悟せされは 右様の願ひは出せぬなり 小沢も決心して出したる由

四月二十九日 徒目付額賀次郎吉 庄虎次郎小十人となる 亀井津衛門(勘定奉行より) 広間詰 国友忠之進御国勝手となる

五月三日 佐藤兵介渋田御用長屋入となる

同日 横山九郎衛門 中主吉次郎 里見平次郎 佐久間善太郎禄を増し賜ふ

同日 渡辺諸生二十人計り白銀五枚宛御付となり出陣の労を賞せらる 是

は少しく人心を慰する為なり 渡辺諸生の中にて変心したる者は 加増を賜り夫々引立となりける

同九日 岡田佐次衛門勘定奉行 河津楠内小姓頭取となる 岡田は御国産掛りとなり 種々聚斂の謀計を企て 市店又は海辺漁夫より運上を取るゆへ 夫丈けには諸品の価ひ貴くなり 諸人の難儀となりける 岡田は其上賄賂を貪り 日夜酒肉に飽き夫のみならず 自分屋敷をは 美麗なる大普請をして 驕奢を極めける 真に贓汚の奸吏と云へし 鳥居右近 門奈桂齋 高橋暉民 大森惣衛門 原十左衛門 病氣に付 渋田より宿下けとなる

四月晦日 江戸表に山野辺主水屋敷これ有る処 右は鈴木石見拝領した

四月二十日 石川新吉二十五石加増 兎玉園衛門五十石加増を賜ふ

五月九日 鈴木長州執政御免三十人扶持下され 清水久三郎表右筆組頭となる 兩人とも大暴論を主張したるゆへ 奸人中よりも忌われて退けられしとそ 五月比 君公より幕府の御上洛御見合遊はさるへきとの事御呈書ありけれと

も 却て幕府へ御不都合となりたる由 一体幕府御上洛を拒かんとて太田道淳へ欠込み 何卒水府公より御上洛御延引に相成候様建白これ有る様周旋を頼むとの事ゆへ 道淳も同意し右件君公へ申上し処 公も御同意にて前文の如く御呈書遊はされたりしか 御不都合となりしとそ

五月十六日 大樹公御上洛となる

同十七日 執政大森下る

奸家再現以来本国寺へ金穀を送らざるゆへ 京勤めの族大に困みたれとも 自他有志の助勢にて 此節は取続き居る由 小石川にても 本国寺へは金穀を送らされは 民部様をほし殺すも同様なれば 是非金穀を送り然るへきと論したる役人も余程ありしとそ

神勢館破却 其跡へは向山常福寺を移すの事 岡田佐次衛門等建議せしとそ
此頃石川忠之進 橋本米吉幽死す

五月中 学問指南の義は願ひ済の上ならては相成らざる旨達しとなる

五月十四日 荻昇介 川方作左衛門大監察 相羽九十郎中奥小姓 菊池三次郎 小十人目付 笈介次郎定江戸勘定奉行 佐々木雲八郎馬廻り 小泉左十郎小十人目付組頭 高野新平 栗原庄次兵衛小十人目付となる

同日 政府より監府郡方町方へ達の面には

一 波山へ組したる者は たとひ御討手へ敵対致し申さず候者にてても死罪

一 吉田山より自訴致候は徒罪

一 那珂湊争戦中より自訴致候は 入牢二百日より五ケ年を限り取計り申す

へく 罪の軽重によりて牢赦相成候事

五月十六日 中村平兵衛普請奉行 富岡縫殿之進吟味役 青木卯之吉奥右筆 松浦惣太郎 松葉介之允徒目付となる 其外は老女小川跡御立に相成 山方桂次郎右相続仰せ付けられける 又は十河祐元名跡御立 平山欽弥右養子仰せ出され五人扶持小普請となる (小川は奸物 十河は奸計露頭して先年死罪となりたる者なり 然る処小川 十河の跡御立となる堪えず浩歎)

同十七日 藤田主書書院番頭となり 近蔵マヤ(藤)義太夫百石加増 佐治七衛門
五十石加増 市川市平 戸祭久之允五十石加増となる

同二十一日 中村紋四郎寺社奉行 加固祐介小十人目付組頭となり 青山量
太郎教授頭取御免上の寄合となる

同五月二十三日 結城寅寿名跡御立 大森七之介(弥三左衛門弟なり)右養
子仰せ付けられ二百石下され小普請組 平尾右近名跡御立 大森金五郎(弥三
左衛門弟なり)右養子仰せ付けられ十人扶持小普請 梅原八郎兵衛名跡御立
某の子右養子となり三人扶持小普請 根本省吾御徒召出し 加固巳之吉 千賀
三太夫大奥右筆頭取 小林三次郎蔵奉行より新番となる

扱 結城等名跡御立に至りては 国家の大変とも申すへき次第恐れなから君
公の御不孝にこれ有り 烈公地下にて何程か御残念に思召さるへし臣下の身分
にては 中心噎ふ如く同友相對して大息は良久し

同二十六日 橋詰定之允 大関旗蔵 鹿野慎一郎 相沢秀五郎 関八太郎徒

目付となる

閏五月六日 小宮山壮次郎奥右筆 友部徳之介御徒召出となる 大関旗蔵御徒となる

閏五月九日 佐野順次郎洪田官舎へ幽囚 倅亨三郎蟄居 小沢寅吉洪田入倅一郎蟄居 川村松太郎 林源太夫蟄居となる 小沢は先月二十五日 千波原へほんくいを押立 其ほんくいへ少しく嫌疑に触たる事を記したるゆへを以て右の如く仰せ付けられたる由 佐野の辞命は

其方義慎中をも相弁えす私情相遂ぐへきと人心を惑乱致し候所為これ有る趣相聞 不届の至りに付仰せ付けられこれ有ると雖格別の御宥赦を以て

云々仰せ付けらる

との文言なり

閏五月十四日 佐野藤衛門用人 渡井伊介奥番 片岡雄太郎 岡見彦五郎小十人目付 高野定之介 坂田久之允 三村善之介徒目付となる

閏五月末方 遠山熊之介用人 石川幹次郎小納戸格史館編集 櫻村民之進常
光寺馬廻り 小泉左十郎藏奉行 稲垣得三郎馬廻格御次詰となる 石河は内祿
と同論ゆへ貶せられたるなり

五月中 福地の妻渋田にて幽死す

七十才以上男子 十五才以下の女子渋田へ幽囚となりたる者 此度皆赦免と
なる

六月朔日 揚り屋に於て日向定之介幽死す

昨秋小田留五郎湊村を脱し潜伏して居たる処 六月朔日自訴す 依て渋田入
となる

同九日 揚り屋入となる 後藤弥四郎も揚り屋入となる 六月中江戸に於て
野中三五郎御国勝手 森太郎衛門小姓頭取教授頭取代役となる 藤田伝八郎
大内八藏御国勝手となる

六月十八日 宇佐美宗三郎 戸牧三三郎首級引廻し 其他浮浪徒十七人引廻

し死刑となる

同十九日 宇佐美惣衛門 戸牧藤之進免職となる 六月二十二日 今井誠右衛門五十石召上げられ慎隠居 岡野庄七郎郡宰 小沢三次郎 小原忠次衛門

(小納戸より) 大番となる

公辺より御渡ししに相成候御書付

六月二十二日 諸達しにす 水戸殿御警衛の為指遣し置候 御先手始め此度引払候に付ては 御国許惣体取締向等の義 今一と際嚴重に御申付御家来共へも厚相心得取締向格別行届候様成らるへき旨申し上げらるへく候事

六月二十四日 小監関十兵衛小十人となる

六月二十九日 芹沢祐七郎(先手物頭より) 寄合指引 岩渕末吉(小監より) 小十人 代田富太郎 佐久門善次郎 榎原鉄蔵 篠本源四郎 磯野理三郎 皆川金太郎徒目付 大嶺雲八郎 谷田部獅子之介御徒召出しとなる

六月中 布衣以上の族より 御慎解嘆願の書付を出したる処 右は筋違ひな

りと幕府より攻込まれ却て不都合になりしとそ

六月二十六日 小姓頭取久貝正吉 早馬にて江戸より下る 是は水戸政府の
独断にて幽囚の義士を死罪に処するの内評したるゆへ 久貝は君公の命を受け
右を拒き留る為に下りたる説なり

七月五日 戸田洪田にて幽死す 加州降人の中にて死罪宥赦の者 水戸へ引
渡す振りになりしゆへ 水戸表より監府等請取りの為 彼地へ赴き 都合百人
人計り請取 七月十五日着す 皆入牢となる

扱 奸吏等佞弁を振て村預け位の輕典に処する振りに欺きければ 降人も実
に其通りと思ひけれども 御領内へ着すと忽ち嚴重に繩をかけ 手荒き取計ら
ひをなし入牢としたるなり

七月初方 執政朝比奈御慎解嘆願として 閣老水野和泉守宅へ往きしか 御
用多の趣を申て面会せず 其後再ひ泉州宅へ推参したれとも面会なければ 朝
比奈も大に不都合のよし

水野哲太郎 小山田任之允駒込牢へ繋かれたる処 七月十五日 水戸へ下り
赤沼牢へ入る

町方勤篠島左太郎人となり酷薄にして 牢屋敷に於て死罪の所置は 多く篠
島の独断より出たる由 町奉行安松左一郎も暴論にて 義士義民を死刑に処す
る目論みをなしたる事尠からすと云う

七月の比 小石川に於て太田丹州 中村彦兵衛威権を振ひけるゆへ 諸生等
不平を起し兩人を退けんと目論みをなせり 尤兩人も諸生の跋扈したるを悪み
ければ 何か諸生を遠さけんとしたれば 互に波瀾を生しけるとそ 彼等仲間
の喧嘩笑うへき事なり

七月二十五日は勝ち軍の日なりとて 奸人等大祝ひをして喜び 此日は諸役
所も引けたるとそ

閣老松平伯耆守奸人の説を信し 本国寺の者を召捕んと巧マヤ企みしか 天朝
へ不都合となり 七月二十日 京師より江戸へ下る

七月三日 松平播磨守様水野泉州へ招かれたる処 水戸役人入替の事を泉州より吹込けるとそ 播磨様夫より小石川へ御廻り成られ 右件御人払ひにて公へ申上たる由

七月中 佐野源三郎 塩谷八百之介洪田に於て大病ゆへ 宿下けの義親類より指出せとも 願ひ相済ます遂に幽死す 尤政府は宿下けの論なれとも監府にて承知せず

大監市川市平組頭 本郷金衛門小十人目付 森秀之介等宿下けを拒し由
此頃市川市平南上す 右は政府にて公平論を立る者を除くの底意なり 大監津川伊太夫同意したる由 政府も市川を打の評議ある由 市川は昨年中大炊様の御道具品々を分取物と号して数多引取りしとそ 渡辺長兵衛右同断分捕物と号し品々引取たる由 実に貪婪無恥の小人と云ふへし

七月二十日 北河原常衛門勘定奉行となる

同二十二日 野中三五郎慎隠居となる

同二十四日 依田喜左衛門（目付より）先手物頭となり 松葉介之允定御供となる

同晦日 藤田主書百五十石加増 加藤内記五十石加増を賜ふ 七月五日 内藤弥太夫内藤儀左衛門五十石加増 三宅十衛門大関族之介二十五石加増 朝比奈千次郎五石加増を賜ふ 右辞命の大意は 年来国事へ心を尽したる廉を以て云々との由なり 右の奸人等は 数年奸計を運し正家打の事を働らきしと見へたり 可悪々々

七月十二日 陰山四郎兵衛 三木陸衛門慎隠居 久米鉄之進慎小普請 寺門政次郎遠慮小普請となる 此除目吹出すの時 政府にて加固巳之吉公平論を建て 一旦は破りたる由なれとも 加固の論行われず遂に発したるとそ

七月二十一日 御意の趣左の通り

暴徒共追討の砌 公辺御人にも戦死或は怪我等もこれ有るの儀に至り候へは 減祿等如何様仰せ出され候ても 相慎罷り在るへき義に候所 公辺格

別御容免の思召より段々厚御世話在らせられ鎮撫アヤマに及び 御懇〇の御儀と御恩沢御感戴遊はされ候御事に候へは 御慎等の義は縦令一ヶ年二ヶ年にも謹慎罷り在り候義に候 臣下の身分にては忍ひ難き義にはこれ有るべく候へ共 相慎公裁を待ち奉り候方然るべく候 面々にも骨折候事故 此上若心得違嘆願等指出候ては 却て御為筋には相成申ささる義と 其所深く御配慮遊はされ候に付 御家中一統末々迄 屹度相慎心得違これ無き様相達すへしとの御沙汰に候事

右の御意の趣を出せしは 先日布衣以上より御慎解の嘆願書を出したるに付 鶉殿平七閣老宅へ往きて右願書指出たる処 筋違なれは取受け難きと申されたるゆへ 已む無く御意の趣を触れたる由

七月中 幽囚人所置寛猛の事より奸人等仲間もめを生し 或は政府より分捕物品々早速納め候様 監府へ達したる所 納と不納と監府の論二た分れとなり 大監市川等 政府人を退くるの目論は此件より起りしとそ

久貝正吉 太田丹州の命を受け 水戸の模様探索の為め下る

七月中 遠山熊之介幽囚人緩めの義呈書したる由

八月中 江戸要路の論は 文武等あまり修行しては人心荒く相成 矢張天狗
風に陥れは 先つ文武よりも静に控へ居る方御為にも相成 又は戦場を踏たる
荒諸生の論は 一切採用せざる方然るへきとて 生花 茶湯 三絃等の遊ひに
日を送り 礫邸逐日懦弱の有様ゆへ 藤田千之允 高田九八郎等憤怒して水戸
へ下り邸中偷安の吏を掃て文武を振ひ起し度と諸人を激励したるに付 江水当
路此節余程波瀾を生したとそ

八月比 生駒誠蔵大学様御付 檉原留三郎小納戸 若林衛門四郎吟味役とな
る

八月中 雑賀勘解由洪田に於て幽死

御神主御付の族は寛大に所置する振りに相極り 政府より其口書を江戸へ登
らせたる所 君公も宅慎み位に取りはからうへきとの思召あれとも 大監市川

これを拒み 今一度吟味せされは相分からさるゆへ再吟味すへしとの邪論を張りたるに付 政府の寛典論は市川の暴論に破られ 再吟味の義水戸へ申来りたる由

赤沼牢へ入たる越前降人残らず斬罪の義 幕府へ伺ひし所相成らさる旨申来る由

九月七日 中村彦兵衛側用人となる

九月十日 飯田総蔵渋田に於て死 江戸にては丹州 津川 中村 市川等

威を振て 水戸の政府と軋り合ひ 佐藤 近藤 内弥 遠熊 菊善並に川方作左衛門 加固祐介等を 黜けへしとの事江戸より来る処 水戸政府の論にて押返しけれとも 再ひ除くへしとの事来りしゆへ 御国諸生憤激して 九月朔日千波原へ会合し 江戸当路の者を退んとの評議をして南上す 然れとも水戸政府にては押抜く事能わすして 九月十四日 大監川方作左衛門先手物頭へ転し 監府組頭加固吟味役となる 小監宇留野卯之介小十人となる (宇留野は内願の

由)

執政佐藤 参政近藤四郡巡村として出張の処 前日に執政等泊りになりたる節は 盛饌を出して恭敬する様にと 郡方より達しになり 其上盛沙迄もして道中筋警衛したり 此巡村大に百姓の難儀となり大不評判なり 其後本郷金右衛門巡村す 是は佐藤等不良の跡あらは 打退ん為の探索なりとそ

九月中 義民数人郡府より召捕となる 是は本国寺へ文通したるとの疑心なり 此時より郷中取締相始まり 義民益危急なりとそ

扱 江戸にては諸生の論を挫くには 執政朝比奈は 諸生と同意なれば是を除きて 鵜殿平七を執政にすれば 諸生は自然弱るへしと評議せしとそ 中村彦兵衛其説を主張せしとそ 鵜殿と中村とは縁家なり

九月中 杉浦羔次郎 尾崎豊後 興津所左衛門 大森多膳 鴨志田伝五郎
新家忠衛門 原田誠之介へ 監府より探索をかけたる由 是は此節同志の出入等もあらは 早速牢へ入れん為の探索なりとそ

町同心小林孝八なる者は 越前降人の処 先年斬夷の事ありしゆへ横浜へ指出したれば 夷人は是を磔罪に行ひ候由 水戸役人の計ひ方無情と云へし

九月二十四日 武田彦衛門妻牢死す

八月中旬比より幕府間諜の由にて 池田左馬介と名乗り御領内へ入込み 執政佐藤 天野宅等へ行き 又は郷中所々奔走 大子村益子民部宅へは四十日程逗留 太田河原子塩け崎小川潮来等へも泊りし処 九月末方 柳沢に於て召捕となり入牢す 是は却て獄中の事情を探らん為 わさわさ捕われたる由

十月五日 諸向達し

昨年来御引上げ相成候刀劔御払相済候条 好みの者は直に何程位と見込を相認指し出すべく候 但し半金は来寅年三月上納相済候

十月初方 清水久三郎小姓頭取 久貝正吉大監察となる

十月三日方 大樹公御辞職 御政務筋は一橋公へ御譲り遊はされ度旨御願遊はされ候段 京師より飛使下着す 幕吏一統手を束ねたる由

十月八日 閣老水野和泉守より 君公只今御登城成られ候様にと申来る 早速御登城遊はされたる所 御辞職云々の義水野より申上君公帰邸小石川中大騒きとなり 奸人等評議には 一橋公へ將軍職仰せ出され候ては 我輩無了遺依ては水戸へ下り渋田揚屋入の者は勿論 水戸に残り居る正家を残り無く嚴刑に処し籠城より外これ無しとの決議にて

十月十二日 執政朝比奈 側用荻庄 調役友部 大監市川 外路にては吉野英臣下着す 近藤内弥遠山菊善石幹等の議論は 幽囚人をは却て相緩め 人心をまとめ国力を以て防ぐ方然るべきとの建議すれ共暴論蜂起して 十月十四日 寺門政次郎 鈴木安之進揚り屋入となり 結城七之介大番召出となる 其後奸人共愈窮鼠の勢となり 是非有志の士打つへしとの論にて 十月二十四日 尾崎豊後知行召上げられ三十人扶持蟄居となり 杉浦羔次郎 三浦贇男 三木陸衛門 皆川八十吉 国分膳介 吉見軍治 高嶋雄之介 原田誠之介 小瀬弥一衛門 川辺重左衛門 大竹源三郎 山崎介之允 津田真平揚り屋入りとなる

同二十五日 岡田新太郎 同捐蔵 美濃部又五郎 三浦贊男 大竹勘次郎武
藤善吉 安藤奎之進 斎藤市衛門 高橋重太夫 吉見喜代八郎 那須寅三 小
山田任之允 津田豊太郎 小林六衛門 柿栖次郎衛門 水野哲太郎 有賀半蔵
死罪となる

辞命の大意を聞に

此者義 君臣の大義を取失ひ悖逆の所業これ有るに付揚り屋入申付置候処
公辺に於て武田伊賀始め夫々嚴重御所置相成候に付ては 公辺に対し捨て
置き難く これに依り死罪申付もの也

(以下頭書) 美濃部臨刑の時役人に向て武田へ同意し悖逆の所業なる覚へは
決てこれ無くと尽く論したるとそ (以上頭書) 右は夜中深更に牢屋敷に於て
極密に所置せしなり 政府にても此評議に預からさる者もありしとそ 此所置
の義に付 平書記尾羽平蔵 小宮山壮次郎異論にて 尽く拒きたる由 近蔵^マ
(藤)義太夫は辞表を呈して引込む

大樹公御辭職御申立 直様御帰府の思召の処 一橋公会津公頻りに御諫め申上 尚又勅使を以て御帰府御指留となり 政務の義是迄の通り掌握致候様仰せ出されたるゆへ 先つ京師へ御滞留となる

十一月比 江戸より本国寺へ金千両程か贈りし由 然る処本国寺にては請取らずして金をは返したる由

矢部醒軒江戸より鈴木石州宅へ下り 幕府の模様宜敷ゆへ此節なれば 御慎解嘆願も都合宜敷かるへしと云ひければ 十一月十五日 石州並に鳴海何衛門高倉平三郎登る 其節丹州中村等を打の目論にて登りたる由

然る処 幕府の模様追々反正に相成 板倉伊賀守（周防守改名）小笠原老岐守閣老再勤 却て除奸の事吹出すも計り難ければ 石州等大に不都合となり 邸外へは一度も踏み出さず丹州を打事も相成らずして十二月八日下る 此時に当り奸徒の方頻りに不都合のみになりたれば益憤を發し 今一と際正家を打て胸中の不正を泄さんとの評議起りければ 正家益切迫し所詮 此上凌き居事も

ならされは 国を去り家を離れ 先つ一旦の禍を免かれ候方良策か等と 額を蹙て憂苦しける 嗚呼国家累卵の勢ひ実に忍見さる事なり

昨年より正義の士 死刑入牢屏居等と相成 地を払て打たれける なかんすく二十四日二十五日と 兩度の暴政に至りては 朋党の論禍毒の惨至り極りたると云へし 昔し唐の末世 朱全忠篡奪の勢ひに乗し 在朝宿望の正士三十余人を白馬津に投し 又は明の末造には魏忠賢の奸計にて 東林の諸賢を斃し 遂に唐宋の天下滅亡せし 前車の敗轍を今日空敷踏むに至るか 胸を拊ち腕を扼し慷慨悲憤する事数回なり

十一月四日 阿部惣太郎 谷田部八介 神山繁衛門江戸中奥御番 松崎新介 小姓頭取となる

同九日 河合伝次 丹戸太夫普請奉行 高野新平小十人目付より新番となる (高野外転したる事柄承知せず)

同十九日 飯嶋魚之介 松井秀之介 谷田部獅子之介 上彦四郎 柏徳次郎

三宅亨三郎 井上真之介小監となる

同十四日 又候暴政発して塙清之允 杉浦辰蔵塾居 荻清衛門 岡見紋次郎
片岡七郎次 菊池富太郎 大内半之介遠慮小普請 近藤金吉 石川惣三郎 高
橋直次郎 鹿村準蔵 塙亮蔵 清水与三郎 金子与一衛門 福田五郎次慎小普
請 佐々幾之進 館久米太郎親へ御返し慎 千種甲午郎兄へ御返しとなる 富
田彦衛門 神代金四郎 師岡猪之介 村田正五郎へは 不慎に付厳重慎候様達
しとなる 此日 大井久米太郎も打たるへきの処 内藤儀左衛門と親類の故を
以て免かれたるとそ

十一月日 乾又八郎（勘定奉行より） 広間詰 宮崎新三郎（吟味役より） 御
国小十人 坂部三之允（吟味役より） 新番 菊池剛蔵（馬廻より） 御国小十人
となる

十一月二十四日 森秀之介 吉田七平小十人目付組頭 岸周平小十人目付と
なる 其外には格式進みたる奸人十五六人あれとも記さす

十一月二十九日 中村紋四郎参政 大嶺猶衛門目付となり 近藤義太夫は大番頭へ除かる 近藤は二十五日事件より 議論申立引込み 遂に外補したる段 感心したり 奸中の正家たるへし

十一月日 後藤弥四郎牢死

十一月九日 村島与十郎の後室渋田入となる 婦人と雖義気ある者は此の如くに打たるなり 浩嘆々々

十二月中 佐野孫次郎普請奉行 大木善之進金奉行 平野甚兵衛勘定奉行 山下吉左衛門書記頭取 加治平内小納戸となる

十二月十四日 藤田主書寺社奉行 岡見彦五郎奥右筆 平尾金五郎馬廻召出となり 徒格郡方勤柏原壮衛門小十人列蔵奉行となる

十二月二十二日 内藤儀左衛門寺社役となる 是は鳴海と不和を生したるゆへ 政府を除かれたると云説あり

十二月二十四日 大森多膳 興津所左衛門御役御免となる

十二月 地ママ(知)行取は金拾両に付八俵の相場 御切府取へは十二月の切米へは 三割増に金子下されとなる 是は人心を結ふ為なるへし

十二月中 君公より大夫人へ御書来りたる趣 是は十月二十五日岡田等所置は 朝比奈弥太郎 清水久三郎等頻りに進めたるゆへ已むなく決断したれとも 只今となりては大に後悔す云々との御文意の由

十月二十五日 一件君公幕府へ御不都合となり 執政朝比奈幕府へ呼出にて 二十五日所置の件吟味もせず 殊に夜中深更に所置したる事 甚相済まざる取計りなり 以後死刑は公辺伺ひ済の上ならては 相成らざる旨申渡さる 朝比奈大閉口の由 御三家の儀は 元来一国所置御許しに相成居たる処 此度一国所置を指し留められ御三家の御威光を損せしも皆奸人不正の取計りを致したるより 右の次第に陥りたるなり 扱一国所置の事指し留められたるはよき事なれとも 幽囚人毒殺の程は計り難く杞憂に堪えず 右の如く昨年の変革より小人奸吏尽く毒威を振ひ 正人志士は皆廢黜せられ 是迄幕府へ手続もありたる

者は 大抵幽囚となりければ 僅に免かれ居る微力の有志にては中々以て回天の策も相立たず 唯企望する所は天朝御盛んに入らせられ 尚更本国寺の者は皆正議の士にこれ有り 其上一橋公御正務へも御携りなれは何とか 幕府より御手入あるか 又は天朝より御沙汰あるへしと 日夜恢復の大命を待のみなり

時属晚冬寒風凛々万木凋落開窓倚案長嘆者良久

(時は晩冬に属し 寒風凛々 万木凋落 窓を開き案ツクエに倚り 長嘆する者良久)

否塞録卷下

慶応二年丙寅正月八日 幕府の大目付御目付小石川へ来りしか 君公御面会これ無きに付 監察も大立腹にて帰りけるとそ

市川 朝比奈 佐藤三人任官の義 公辺へ伺ひたる処相済まざる旨申し渡されたる由

十月二十五日 所置に付 大夫人尽く御憤怒にて 鈴木石州を御前へ召し玉ひて御攻込ゆへ 石州大に恐怖し 其後大夫人御機嫌を直さんとの了簡にて 庭中を美麗に普請し盆池を掘り等して 出御を願ひけれども遂に御出なし

正月十一日 市川市平留守居物頭 稲葉算太郎目付 古沢平之允小姓頭取大森金八郎御国小姓頭となる

十月二十五日の事に付 内弥より友部へ絶交の手紙を付けければ友部申訳したる由

正月十七日 水野泉州参邸す 是は一橋公より御家の事に付 泉州へ御せり
込あるゆへ 除奸の事言上の為め来りしとぞ

昨年尾張玄洞様より 烈公にて信用したる人々を退けたる段 甚宜しからず
と御異見の御手紙 君公へ来り 正月に至りて又候御同文言の御書来りたる由
正月十九日 市川主計（三左衛門倅）小姓頭となり 朝倉清七 七十五石召
上げられ隠居す

正月末方 平松茂介御使ひとして太田道淳方へ往て 小石川出入御指留の事
を述べたれば 道淳大に立腹したる由 右は京師より水戸奸人を黜け 正家を挙
るの除目幕府迄来りし処 水野泉州見込は一時に正家を挙ては奸人の怒を激し
却て大變を引出すも計り難ければ 先づ鎮奸合併の除目位にて押付け度とて
道淳へ周旋を頼みけるゆへ 道淳は右件に付参邸したれとも 奸癖家大に怒り
道淳をは出入指留たる由 内弥等は礫中の癖家を除き申訳をして 是非共道淳
の論を通させたきとの主意なり 諸生論は合併所にこれ無く唯道淳を指留の事

を目論みたる者を打て 申訳を致さんとの見込にて 此節奸人等議論二た分れとなりしとそ

長久保熊八 佐藤治衛門 小池清七死去 家名断絶となる 是は三人の倅々降参となり 或は湊村に於て戦死したるゆへなり 二月初に至りて 右三人の間柄へ二人扶持宛下されとなる

太田道淳小石川出入指留の事 君公より幕府へ御届けとなる 道淳よりも指留になりたる事を届けし処 双方の届け書取受に相成らす返されしとそ

正月比 執政朝比奈幕府へ呼出となり 幽囚人残らす宅慎の義申し渡されたる処 君公御慎解の上取計らうへき旨申立て其件を拒きしとそ

是より先道淳参邸の節 君公御退隠世子御家督の義閣老へ談せし処 御三方 此節皆御幼少にて 唯水戸家のみ相談相手と相成ゆへ 御退隠に及はず御慎解の義も京師へ申立 何分尽力の心得なりと 閣老より懇切の申聞ありし旨を 道淳 君公へ申上たる由 道淳の見込は 御退隠の節には 御慎解にも相

成るへきと存し 右件周旋したる由 道淳義 幕府の命を受け御政事向改正の
為め出入するゆへ 奸癖家にては 何をかな其落度を見出し出入を指留んと伺
ひし折なれば 御退隱の義を目論みし事甚宜しからざる仕方なる段を 清水久
三郎より 君公へ申上遂に出入を指留けるとそ 此件水戸表へ聞へ 大に動揺
の廉となりしゆへ 二月十五日 遠山熊之介側用人見習となり 一統の志願引
受南上す

正月二十四日 中西栄太郎小十人目付となる

二月二十三日 清水は表右筆組頭へ除かれ 軽部熊太郎目付より先手物頭と
なる 清水を抜しは御国諸生の怒気を静めん為の由

同日 大目付有馬阿波守 御目付竹内日向守 新庄右近参邸す 事情知れず

同日 執政朝比奈 側用人荻庄 道淳方へ行て 清水外補の廉を以て再ひ入
礫の義頼し処承知したる由

二月末方 丹羽九八郎大病に付 遠慮御免養子願ひ済しける（此時は病死し

たり)

扱遠山江戸に於て必至の尽力 先つ第一 幽囚人宅慎み 屏居人慎御免 二
三の鎮家を挙用 件々申上たる処 君公 存の外御呑込遊はされ 尚又尾州公
よりも御家政改正云々御文通ありければ 余程悔悟し玉ひて 二月二十六日
幕府書物奉行渥美其(名前忘却) 奥右筆松平太郎を招き玉ひて 種々御相談あ
りしとそ 遠山或る日 紀州御連枝松平左兵衛督様方へ往きたる処 御同人よ
り色々国事の談を伺ひしゆへ 種々感発したる事ありて 益公平論になりしと
そ 遠山の尽力届きたる哉

三月初に至り 邸中余程順風となり 清水は鎌倉英勝寺御付へ遠けられ(此
時大井介衛門大監再勤となる) 水戸へは前文遠山尽力の件々申来ければ 三
月三日 青山勇之介小姓頭取再勤となりけれども 其外の箇条は政府にて拒き
留たる由

三月十日 又候急使を以て右件催促の事水戸へ来る

其後 内弥 菊善召登りの事も 遠山周旋したる処 政府にて拒きし由 御
国諸生等 遠山の公平論になりしを忌みて 三月初より八日迄 学校御物見へ
集会し 丹州 遠山等を退けんとの評議せし由 江水政府よりも 遠山をは一
日も早く水戸へ下すへしとの論蜂起したれとも 唯友部は遠山をは庇蔭する由
諸生中議論益烈敷ゆへ 三月十五日 執政市川議論引受け登る

同十六日 菊地善左衛門喜連川御付へ貶せらる 是は遠山等と同意のゆへを
以てなり 依て内弥等と同意の諸生三十人計り 憤激して既に南発の処 内弥
鎮撫して稍く噓マヤ(喰)留しとそ 市川 遠山兩人共暫の内小石川へ御指留となる
是は兩人を下しては 御国益動揺すへしとて邸中へ指留たる由

三月六日 結城七之介大番組頭 伊藤辰之介同断 伊藤は五十石御足目下さ
れ 其他本郷金右衛門小納戸格監察組頭もとの如く 鈴木子之吉教授御免隠居
となる 訓導蔭山慎次郎大番へ転す(蔭山は浅学に付内願せし由)

三月八日 水戸表へ御親書御下け

此節諸生集會出發の模様にも相聞 此砌柄甚心配致し我等慎も永く相成

一同苦心致候義は臣下の情実尤には候へ共 万一出府致候様にては 公辺

へ対し恐入候事に付 何分謹慎罷り在り鋭気を蓄置申すべく 就ては人々

見込の品もこれ有り候は、書取を以て伏^マ(腹)藏無く申聞候様 右の義

諸生共へ品々申聞申すへきもの也

三月十九日 小川喜衛門 富田理介大監察となる(是より先小川は先鋒なり)

三月日 平松茂介 横山兵藏持頭列小姓頭取再勤(兩人是より先世子御側役)

越智英之進 丹羽源太郎小姓頭取世子御付 谷田部八助小納戸 望月定次郎

神山繁衛門 林伝三郎中奥小姓となる 平松 横山兩人君側にては頗る威を振

ひしとぞ

執政市川御慎解の義閣老へ歎願したる処 当時の御政事にては 御開明は六

ヶ敷何とか悔悟の御事業相願れたる上には 御慎解にも相成るへきと閣老より

云ひ渡されければ 先つ幽囚人帰廬等 一と御事業なるへしとの評議となりて

四月七日 友部水戸へ下る 其節閣老より幽囚人宅慎を拒けは 執政六人嚴重の御沙汰に相成るへしと申されければ 帰廬云々押返す事も相成らす 奸党大に辟易せしとそ

四月四日 高倉平三郎奥右筆頭取となる 同人人となり刻薄固陋 殊に学力もあれは大に毒を流すへしと有志士頗るこれを憂う 遠山江戸に於て色々尽力の中に近藤を執政へ撰用の義 君公へ申上し処 御許容となりけれども 執政朝比奈異論にて其事破れしとそ

四月九日 田沢弥之進目付 稲葉算太郎小姓頭取再勤 大関次郎衛門 加治権次郎中奥御番 今井与左衛門奥番組頭となる 藤田千之允 鶉殿内匠 山崎島之進中奥御番となる

水戸政府の論は 幽囚人帰廬の件は 君公御慎解に關係する事にて已むなけれは 解囚より外これ無しと一決せしゆへ 四月十六日 友部登る 同人出立跡へ 江戸より解囚の義は見合候様にと申来りければ 其事遂に破れしと云

又一説には 友部出立の後 水戸政府の模様俄に替りて 解囚の事破れしとも云ふ

四月比 幕府にては一時に執政を退け大恢復にすれば 奸人等窮鼠の勢になり 幽囚人へ逼るも計り難ければ 先づ穩便に説得し 幽囚帰廬後に恢復の手を入るゝ方良策なるとの評議ある由なれとも 石州等執政在役中は 決して解囚には相成らざる理合ゆへ 矢張幕府より存分に手入ある様にと 有志士一同企望しける 其節 万一幽囚へ逼る事もあれば夫迄の事とするより外これ無く国中苦心

四月十四日 静村の百姓等大勢 静の神輿を舁き出し 湊村へ押入商家を打潰しける 是は奸商等当路へ賄賂を使ひ雑穀を他所へ出したるゆへ（又は静の神木を無断にて郡方より伐りたるを 百姓大に怒りたるとも云）右の騒きになりしとそ 右の義を以て西郡宰大岩伴次郎は 支配下不行届の廉を以て免職となる 執政佐蔵（藤）マも郷村掛りなれば 是亦免職にて然るへきの処 大岩のみ

を退けしは 不平の政事と云へし

四月十一日 江戸に於て中村彦兵衛隠居となり（右は近比病身となりしゆへなり）遠山熊之介土蔵番頭へ貶せらる 内藤弥水戸にて此事を聞て歎しけるは遠山義一概に改正の力を伸んと急きしゆへ 破れを取りたるなりと云ひしとそ

四月十四日 内藤弥太夫教職御免軍用掛り是迄の通り仰せ付けられける

同十五日 鴨志田伝五郎慎御免となる（是は大病ゆへなり）

四月十五日 江戸に於て執政朝比奈世子御傳となる

四月二十一日 菊池永三郎 山下悌蔵訓導となる 其外は願ひ無く出府したる諸生 六七人逼塞となる（三十日にて御免となる）

四月二十九日 大森弥三左衛門学校奉行兼職 戸祭久之允町奉行 芹沢祐七郎新番頭 額田彦三郎 松平蔵之允寄合指引となる

五月四日 高根秀三郎江戸小納戸 栗原庄次兵衛奥右筆となる

五月六日 神輿を持出したる巨魁の百姓十六人計り 郡方より召捕となる

五月十五日 岡見甚内幽死

五月九日の聞込 君公御内馬場にて御乗馬の砌り 我等の申聞を能聞くものは 此節馬計りなりと仰せられたるとそ 奸人の公命を違背する事推て知へし

五月七日 鯉渕村にて百姓一人召捕となる処 書状二三通懐中しける 是は

桑原力太郎 豊田小太郎 加藤木賞三 大内半之介等周旋の書状を託し 何か

幕府有志の徒へても文通せんとの見込か 不幸にして囚はれたる由なり(右の

百姓はとしかつ村の富三郎とか云ふ者の由 少しく義気ある者か 其後数度の強問にあひけれども 事柄少しも白状せずして遂に攻殺されたとそ 憐れむへき事なり) 百姓召捕となりし事を聞て 豊田 大内 加蔵(藤)木等は 空敷

奸人の毒手に中るも拙ければ 先つ禍を避んととの存意にて亡命す 関直之介も同しく亡命す 渡井量蔵も如何の存意か亡命しける

六月十一日 三田寺善太郎踏込召捕 評定所御用長屋入となる 是は文通の疑心ゆへなり

同十四日 桑原評定所御用長屋入となる 桑原は従容就囚の意ゆへ幽囚となりしなり（此節は 洪田入の者は皆評定所へ引移しける）

五月二十九日 佐々木雲八郎大番となり 五百城縫殿介小十人目付 大嶺雲八郎 松本辰藏徒目付 菊池甚左衛門吟味役 朝比奈千次郎徒士組頭 樫原鉄藏小十人となる

六月四日 吉村主殿目付 大関族之介西郡宰となる

六月十八日 市川市平勘定奉行 渡辺富之進留守居物頭 神山繁衛門小姓 若林衛門四郎次番 山田嘉一郎 久世十太夫隠居となる

六月十九日 閣老水野和泉守免職 勘定奉行小栗上野介御役御免慎 都筑駿河守勘定奉行再勤となる 都筑は正家の由なり 水野 小栗は不善の人ゆへ除かれしは幕府の幸なり 小栗へは奸人等尽く喰込みければ 小栗も奸へ同意し 水戸正家打の事は頗る働きしとそ 同人打たれたるは実に水戸の幸なり

六月二十四日 執政市川下着す

六月二十六日 津川伊太夫先手物頭 高田清吾普請奉行 松島平左衛門書院
番 龜井宇八 篠善吉次番となる 津川 高田は諸生と不和ゆへ貶せらる 龜
井 篠は嫌忌を避ん^{マヤ}為め言孫したるか 奸人も氣を許し 遂に兩人へは本国寺
引戻しの命を受させ上京する事になりて 右の如く仰せ付けられたるとそ(龜
井は父津衛門とも覚ゆ 後日何れ調ふへし)

六月四日 加藤内記 駒井兵左衛門先手物頭となる

六月二十一日 中山備中守大坂表へ罷登候様にと幕府より達しとなる 牛門
上坂の事を占するに 多分水戸家改正の事なるへしと正家一統企望しける

六月二十七日 渡辺半介評定所御用長屋に於て俄に病死す

六月二十八日 上野宮様より 君公へ御書来る

寸楮を呈し候 追日不勝の天氣に候処 高堂御揃弥御安静珍重の至りに候
其後は意外の御無音打過候段 御海恕たまわるへく候 扨申入候も何か憚
の様に存候へ共 黙止にも不本意に付左に申起候 外の義にもこれ無く伝承

には其国御家臣 一昨年来御混雑にて○手夫々御裁断もこれ有り 尚数百人の輩今に収繫に相成居 定て命にも拘り候もの少なからざる事にこれ有るへきとの由 法中にて右様の義承り候へは不便至極 別て数百人の命にも拘候ては一方ならざる悲痛に堪えず存候 古語にも罪疑惟輕好生の徳普于民心と申候へは 何卒御熟慮を以て右御収繫の数百人 都て寛典の御処置相成生路を得候は、 其者共の欣気は申迄もこれ無く 右に關係幾千萬人の悦にこれ有るへく 且又今年は程無く先大人烈公の七回忌も御近寄に候へは 右御追福貴家御祈祷これに過くへからず候 此程より存込続候に付 甚失敬の様には候へ共 憚をも顧みず聊申入越候 何卒々々御熟慮を以て 呉々も寛典の御所置相成候様是祈候也 やまやま不具

水府公
貴下

慈性

尚々 時下折角御時(自)愛專一と存候 将又 本文の義 元より伝聞に出

候事故 相違の廉も計り難く候へは 何分承り候通りにては不便至極にこれ有り 且法中の身のみにもこれ無く好生悪殺は 仁人君子の常德に候へは 申入候はすとも定て御寛典の御所置相成申すへくとは存候へ共 外ならざる貴家の事故 御遠慮申さす存込丈け申入候間 呉々も多輩の者生命を得候様御仁計(恵)これ有り度 熟祈候也 此二陶不銘に候へ共 折節の俣御目に懸け申候 御笑味候は、多幸候也

六月九日 石州 市川 佐藤慎の義 御親書を以て水戸へ来る 君公右様の思召に成り玉ひしは 如何の御都合か審らかならず

同十日 石州大監 小川 荻鼻組頭 本郷南上 前文の御書を破らん為なりとそ 御親書は秘して当人当人へは達せされは 石州は御親書の事は知らざる振りにて登りしなり

同十一日 表御家老笥助太夫 番頭小山小四郎 藤田主書 岡本津大夫南上 是も同断の存意なりとそ

六月二十九日 山下吉左衛門 乾又八郎大番となり 近藤弥兵衛 島田静六
菊池伊三郎 小泉新介 塩谷五郎次 乾元之介御国勝手となる

六月二十七日 目付大井介衛門 近藤小金吾下る 是は牛門上坂前に解囚せ
されは 君公御不都合の廉に相成るへしとの事にて下る 君公よりは勿論解囚
の御下知はありたるへし

七月三日 諸生八十人計り南発 皆駒込へ繰込 右は小石川模様相替り 執
政入替幽囚帰廬件々表発すへきとの内情泄れ聞へければ 是を破り且又牛門上
坂に付ては 同人へも面会一と存意建白するの見込にて登りたる由 此時は道
中筋関門嚴重になり 印鑑所持せざる者は一切指留る様 幕府より諸関所へ達
しありける折ゆへ 諸生へは監府より印鑑を渡したる由 願ひ無く出府の人へ
印鑑を渡す事は 失体と云へし

七月四日 執政朝比奈其他は 津川伊太夫 岩上勝衛門 高田清吾並に諸生
三十人程水戸へ下る 右は解囚の義 上野宮様より御書来り 又は一橋公より

も右件の御書あり 其後玄洞様小石川へ御出に相成 牛込上坂 前執政入替
幽囚帰廬等の御事業なければ 天幕へ御不都合に相成るへし等と御話しこれ有
り 君公も既に其思召なれば 大変革となるも計り難ければ 先つ水戸へ下り
一と相談せんとの見込にて下りたる由 諸生登り後は 君公の御正議も諸生の
威勢に挫かれ 少しく避易の御様子なりとそ 此時要路又は君側にて二三人も
御助勢申上る人あれば 挽回にも至るへきの処 一人として忠力を尽す者なき
は 遺憾と云ふへし 駒込詰諸生議論^カ二た分れとなり 公平論を立たる諸生は
近藤を執政へ挙げ 遠山を側用に復する事を中山備州へ上書す 又奸癖諸生は
牛込へ往て備州へ面会 暴論を伸 黜陟の義書取にて指出たる由 此頃近藤
遠山挙用の義 水戸政府へ申来りし処拒き留たる由
七月七日 奸人四十人計り除目あり 是は倅々の軍功に依て親々へ加祿した
るなり

同九日 下妻廻り追討の子弟残らず別家召出しとなる

七月中 御城下夜廻り厳重取締め相始り 諸生等は弘道館御物見へ相誥 日夜の番をしたり 是は此時正家の挙動を探索し 少しく疑敷事あらは直様打退んとの為なりとそ

是より先 矢部醒軒大坂にて召捕となる処 友部八太郎奸策の密書を懐中したり 此引張りにて友部は七月九日 御役御免 中の寄合御国愼となる

長州御征伐に付ては 御家よりも兵隊上坂致させ度旨幕府へ伺ひたる処 相済まさる段公辺より御達となる

七月十三日 安藤織部踏込召捕となる

七月十五日 牛込中山江戸出立にて上坂す

同日 駒込詰諸生半丈け水戸へ下る

同日 執政朝比奈 天野等南上す

七月十七日 塩津四郎左衛門 関口熊之介先手物頭となる (兩人是より先大番組頭)

七月十九日 公方様薨御 奸人等これを聞て大に恐れ 此上は必ず一橋公将軍職となるへし 左候ては大変なりと云ひたる由

亀井 篠兩人上京御免の義願ひければ 反覆したるとて奸人等これを悪みしゆへ 七月二十二日 亀井は書院番となり 篠は御国馬廻となる

諸士以下の降人百三十人程 帰郷の義歎願に付幕府より御家へ問ひ合せし処 赦免の振りに取り計らうへき旨申立ければ 降人等も全く赦免せらるゝ事と思ひ 且又幕府にても帰国の義指許しければ 降人は飛鳥の籠中を出たる心地にて 七月晦日には既に長岡駅迄来りし処 道中警固の奸吏同所にて俄に縄をかけて 皆赤沼牢へ入れしとぞ

加固祐介 尾羽平蔵 (権之介改名なり) 兩人郡宰見習へ挙用の義諸生より申立たる由なれとも 政府異論にて太田原伝蔵 宇田川市衛門郡宰見習となる (七月晦日除目なり) 此日荻勇太郎小姓頭取となり 井上藤太郎同断となる 山田忠四郎小納戸より書院番となる

七月五日 江戸に於て青木又四郎書記頭取となる

八月二日 大竹源三郎赤沼に於て幽死す

同日 江戸に於て岩上勝衛門寺社役 松浦金蔵小十人目付となる

八月中 評定所幽囚人太田原伝内 浅川慎之介病氣に付 親類中より宿下け

願ひたる処相濟みけり

八月三日 江戸執政伊藤七内幕府へ呼出しとなる 事情分からず

八月四日 高根秀三郎書記頭取 松本金之介(小十人目付より) 相差吉太郎

(徒目付より) 小十人 肥田新八郎 四宮朝之介御国勝手となる

八月八日 石原主馬参政となり 菊地善左衛門書院番となる

八月七日 田沢弥之進(目付より) 小姓頭取 山崎嶋之進小納戸となる

同九日 大目付神保佐渡守参邸何事か泄れす

同十一日 寛介太夫 藤田主書 岡本津太夫 小山小四郎下る

同十七日 小野角衛門用人 近藤小金吾小姓頭 楠梯之人大監 人見又左衛

門小十人頭となる

同十八日 太田丹州執政御免にて二十人扶持下され 鵜殿平七執政となる

同十九日 石州水戸へ下る 同日 参政増山対馬守参邸 事情秘して泄れず

八月比 米価高直となり 江戸は百文に付九勺 水戸百文に付一合二勺となる

原市之進 梅沢孫太郎兩人一橋御付となりし処 其後幕府の御目付となる

奸人等これを悪む事 仇敵の如くにて兩人を打退んと 日夜工夫を運らしたる様子なり

八月二十七日 寛助太夫召命にて登る

八月二十四日 諸生十人南上す

同二十五日 諸生十人南上す

同二十六日 諸生十人南上す 都合三十人南上したるは何事か

此比 一橋公暗殺に遭たるとの事 世上へ尽く流布す 幕府にて此説の出た

る根を探索したる処 水戸奸人より其説を流したるなりと 幕人云ひ合けるとそ

八月比か 矢部醒軒大坂の獄中にて病死せしとそ

八月二十七日 諸生兩人 医生綿引政雄宅へ踏込て召捕にす 是は弟泰輔京師に居るゆへ 往復したるへしとの疑心にて召捕られたる由

八月二十七日 田沼玄蕃頭小石川へ来る 何事か知らされとも奸人は大に喜ひけるとそ

中山備中守大坂表より君公へ呈書す 書中更に分からす候へ共 恢復云々の一件なりとそ 奸人方にては中山呈書的一条は 皆脱人加藤木 大内 豊田 渡井等の醸成候事にて 公辺の御趣意より出たる事にはこれ無しと云ひ触しける

鈴木長州退役後江戸へ住居せし処 道淳参邸を拒き 其他在役中種々相済まざる所業公辺へ引張となり 不都合の事あるゆへ 九月八日水戸へ下る

九月三日 北河原彦之允目付 津川伊太夫喜連川御付 齋田佐左衛門金奉行
深沢奎之允庭奉行 鶉殿内匠小納戸 友部徳之介徒目付 渡辺長兵衛小十人目
付再勤となる（渡辺は分捕物一条に付小普請となり居たる也）

同九日 高須藤七郎吟味役 松葉介之允御次番となる

九月中 桜井恵之進 山崎幾之進幽死す

同十一日 石州召登り 是は大炊様御所置一件糺問の事にて召るゝとの由
其節大夫人より石州へ 中山と万端相談して国家の為骨折る様にと仰せ越され
たる由（又一説には 石州を御前へ召玉ひて御直の仰せとも云ふ） 石州登り
前 内弥を招き相談せし処 中山と万事打合する様にと内弥よりも入説せしと
そ 石州此時一身の禍を遁れん為め 市 朝 佐の三政を打退て 御開門を歎
願するの見込なりとそ 右の如く心中変したるは中山より呈書せしを 君公に
て石州へ見せ玉ひけるゆへ 大に恐怖し俄に正論を吐く事になりたる由 反覆
の心中 唾すへし唾すへし

九月六日 中山下着す 有志の士これを聞て大に喜び 何れ近日改正の事仰せ出ださるへしと一同相對して談せり 是より先 菊池剛蔵一と尽力するの見込にて江戸へ微行す

幕府の若年寄 大目付 御目付等 水戸恢復掛り仰せ付けられ水戸表へ下る事になりしは 菊池の周旋にて出来たる由 此時の秘事なり

九月二十八日 幕府御目付岩田織部正 堀錠之介小石川へ来る 兩人共水戸改正掛りになりし人なれば云々 一件にて参邸マムしたる由

九月二十五日 中村中紋四郎マム(参政より) 大番頭 吉田七平(小十人目付組頭より) 馬廻り 飯島魚之介 柏徳次郎 小泉彦次郎(小監より) 小十人 弓削左内定江戸小納戸 浅羽亀之介小監となる

九月比 大夫人より御物見へ詰居る諸生へ 四斗樽一つ鮭五本下されになりしとて 吟味方より右品を御物見へ送りければ 諸生共御次へ罷出て御礼申上ければ 当番の小姓頭取松崎新介 奥へ出て御礼申上しか 品々大夫人より下

されになりし事は 一切これ無しとの事なり 是に至り途中の陰策蹟はれけり
右の事にて松崎は書院番へ貶せらる

常陸衣手集と云ふ歌書聖堂にて梓行するに付 吉村主殿歌作を出したる処
其前書に 部田原に於て賊徒を追討する時よめるとありけるか 賊徒の二字は
聖堂より察当ありて削られけるとそ

渡辺諸生の中にて 奸人へ同意し御物見へ詰たる者あり 又御物見へ詰めす
正義を唱る者もありける

中山備州下着後引込居たる処 十月四日より出勤 其日 閣老井上河内守宅
へ往き 帰り掛け小石川へ来る 御用談ありけれども泄れす 推考するに中山
恢復の台命を受けて下りたるへし 定て云々一事も近日表発すへしと同志中皆喜
て云ひ合へり

十月 伊藤猶之介評定所官舎に於て幽死 此比 鈴木縫殿屋敷へ両度程火を
付けたる者あり 何人の所業か知れず

扱水戸改正の事 愈幕府より御手入となる筈に決定し 閣老井上河内守 参政遠山信濃守 大目付戸川伊豆守 御目付岩田 堀錠等水戸掛り仰せ付けられ 近日公辺御役人 夫々水戸表へ下る模様ゆへ 有志の士皆雀躍して日夜南望しける

十月八日より御物見詰諸生皆御引かせとなる 右は近日公辺御役人下着の響きあるゆへなり

十月九日 田沼玄蕃頭参邸す

同十日 石州退役申立先千住迄逃げ下りしか 側用人荻庄左衛門君命を受けて 千住へ来りて 石州をは小石川へ引戻しけるとそ 是は石州水戸へ下りては

諸生の勢焰を増し大害を引出すも計り難ければ 中山の尽力にて指留たる由

同十一日 参政遠山参邸す 右は岩田 堀錠兩人先詰として 水戸表へ御指下しの義を申上たる由 此節江戸道中嚴重になり 中山の印鑑所持せざる者は 縦ひ病用と雖も通行相成らざる段 幕府より達しとなる 是は諸生江水奔走の

路を杜絶する為の由

同十八日 井上 遠山 戸川 吉田並に中山小石川へ来る 其節井上より君公へ封書を指上げたるとそ 是は黜陟の御書付の由なり 此時堀錠は既に江戸出立 十月二十日 下着し弘道館へ繰込となる

扱井上等参邸の義は容易ならさる事なりとて 諸生中皆御殿中へ相詰め 何れも死に物狂ひとなり 百方防禦の奸計を尽し暴威を張りて君公へ逼り 又井上等へも烈敷弁論し 御殿中大混雑となり 井上 遠山は七ツ時過漸々帰宅 戸川 岩田は翌十九日帰宅す 右の通り奸人の勢熾んゆへ君公も已むなく 二十三日に執政鶴殿平七 伊藤七内を以 黜陟件々今少々の内御猶予相成候様にと 幕府へ御申立となる

十九日に江戸諸生より水戸諸生へ文通には 昨日 井上等参邸一件は鈴木朝日奈 佐藤 大森の五執政死罪 本国寺降参人等御引戻の一件ゆへ 此方より一左右次第大発して 防禦の力を尽すへし云々と一と際大きく運ひたれば

水戸表頗る動揺せしなり

二十三日 田沼参邸す 岩田は奸人の勢烈敷ゆへ 尋常の事にては中々快復六ヶ敷との事情を言上の為め 十月何日上京す

同二十四日 参政増山対馬守 田沼玄蕃頭 御側衆久永石見守 酒井備中守 朝倉播磨守 町奉行有馬阿波守 勘定奉行小笠原撰津守 作事奉行大久保肥前守 松平備中守御役御免となる 右は水戸奸吏より賄賂を受けて 奸人へ同意したる者の由

尚又十八日 井上等参邸の事も前日に奸家へ通し 此度水戸改革の事は原梅沢より醸成したる事にて 幕府にては張込む者これ無きゆへ 勢を張て押抜き候様にと内通したる廉にて 退役したると云ふ説あれとも 其件のみにもあるまし 外に何か箇条ありての事と推せり 幕府役人下り一件を 義民の中にて 喜色を顕はしたるゆへ 郡府より召捕になりし者数人ありしとそ

十月二十一日 美濃部管三郎 安食五郎七評定所に於て不快の処 宿下け相

済む

同日 吉見軍治揚り屋にて幽死す

十月二十九日 江戸に於て執政朝比奈御役御免慎となる 台命御遵奉の
一と
廉なり

同日 森亀之介奥右筆となる 幕監堀錠（幕府徒目付満田作之介 加藤正五
郎 赤井鎌太郎 神谷貞五郎 四人は 堀錠と同道にて下りたる人なり）下着
後は 政府も肝胆を寒し又候調和論を起し 遠山熊之介用人雇ひとなり 内藤
弥太夫は城付雇ひとなる 是は堀と応接役なり 幕府監府折々揚り屋並に評定
所を見廻りける 奸人等益恐れ且は怒りけるとそ

内弥城付雇となりけれとも出勤せされは 政府より数度出勤の催促あり 其
他諸有志よりも出勤の義すゝめければ已むなく出勤せり 内弥其日執政佐藤へ
往て 御政事向私存意に御任せ下さられす候ては 堀と応接相成兼る旨を弁し
たる処 佐藤も勢ひ挫け居たる折なれば しふしふ承諾したるとそ

十一月初旬 諸生伊藤辰之介 小泉清吉 大関旗蔵 猪飼貞之介 塙栄次郎
岩瀨介左衛門 白石又兵衛江戸より下る 右は台命件々を押返す相談の為なり
しとそ

十一月四日 執政天野江戸より下る 是は執政佐藤 大森兩人退役の台命を
以て下りしか 諸生大勢天野宅へ押込 右の除目を防ぎければ 天野は登城も
相成兼引込しとそ 書記魁高倉南上して右の除目をは押返しけるとそ 然れと
も佐藤 大森は不都合の事ありて 出勤もてきすして 四日より引込しとそ

十一月十日 三木陸衛門揚り屋に於て幽死す

十一月五日 内弥 堀錠と応接に及ひたる処 堀曰く 諸生の動揺位は拙者
無力にても必ず取締め申すへしと云ひしとそ 夫より野村 長谷川の人となり
を称道に及び 尚又此度結派残らす御潰しの事を談し 並に千住の市店にて石
州妓女と失策の事等を謗議せしとそ 内弥方にては 大場主膳正挙用の義決て
相成らざる段は烈公の遺言もこれ有る処 右の遺志に背き大場を挙用したるは

相濟まさる次第なりと云ひければ 此件は堀も愕然としたるとそ 其外内弥と堀と議論の件々あれとも記すに違あらず

十一月六日 内弥召命にて登る 右は中山備州快復の台命を受けたれば 近口水戸へ下り件々取計らはんとの存意ゆへ 其前に先つ水戸の事情を探らん為内弥をは呼寄たる由なり

十一月十五日 久木直次郎 笠井権六 中山与三左衛門 小沢寅吉 小川留之介 大内市五郎 増谷菊次郎 市川沼之允 兼子鉄次郎 其他自訴人石川東之介 楊孝之進等を始めとして 自訴の分は残らず幽囚赦免にて宅慎となる 是は堀錠尽力の由なり

十一月十七日方には 中山 内弥を同道し江戸出立にて水戸へ下る振りに評議も粗決定しければ 江戸の奸人尽く切迫し 是非内弥を打退て中山の下りを指留めんと悪策を巧み 十五日夜 吉野英臣 生駒誠藏兩人石州へ往て 明後十七日 中山 内弥下りの件は容易ならさる事共なり 其密議を聞に 内弥

種々の謀計を中山へ授け 第一に執政五人切腹 諸生七分通り死罪 幽囚人再勤 並に結派家名断絶 緑山破却（向山常福寺 緑ヶ岡へ移り寺院を建て緑山と地名改まる 尤普請中恢復となりければ半途にして止みけり 緑ヶ岡は御茶園もこれ有る処を潰して 坊主の住居とするに付議論尽く起りしゆへ 常福寺より執政市川寺社役 内藤儀左衛門等へ莫大の賄賂を使ひ 遂に緑山へ引移る事になりしなり 浩歎々々）

降参人帰郷等の目論み相違なく 夫のみならず政事変革の陰策を 幕府へ入たる直筆の手紙も此程手に入り此にありと 内弥の似せ筆を書いて出し色々と佞弁に任せて讒言しければ

石州忽ちこれに欺かれて大に怒り 今夜中に内弥を召捕るへしと独断し 内弥方へ書状を贈りて呼寄せし処 内弥は召捕るゝとは夢にも承知せされは 葵御紋付の肩衣を着し悠々として石州方へ赴きしか 詰め居たる諸生十人計り前後左右より一度に取付き 肩衣の上より縄をかけし処 石州憤怒尚止まずして

一刀を抜き手討にすへしと内弥へ斬掛んとするゆへ 奥右筆等傍より飛出て押へけれども 怒気益烈敷遂に足を以て内弥を椽より下へ蹴落しけるとそ 其夜は挑燈部屋へ押込め 二三日過て先手物頭へ預けとなる

右の始末に付 中山下りも俄に見合となるのみならず 中山は石州の威勢に恐れたるか 夫より不快を称して引込ける 此時 中山無事に下りとなれば 堀も一と際力を得て 遂には回天の功を奏するに至るへきの処 右の敗れを取りしは 未だ天時至らさるとは言いながら 内弥の疎漏にて少々諸生へ密議を泄したるより事起りしとなり 中山下り件々は前文の如く烈敷大恢復にはこれ無く 奸人をは寛典に処し 先づ興津所左衛門 大森多膳 近藤義太夫等を調和して挙用し 漸々と恢復の策を施す見込の由なれとも 吉野 生駒は年来の奸物ゆへ 政事の変革は詰り一身の禍ともなるへしと悪察して 畢竟は右の策略を運らして内弥を除きしとなり

十一月十七日夜 江戸より藤田千之充 岡野庄次郎 松葉介之允 安松元衛

門下着 執政市川宅へ到着し一統口を揃て云けるは 内弥一件に付ては必定水戸表も同意の者あるなれば 速に打退けるへしとの事を以て下りたる旨を談しければ 市川も大に憤り 先つ菊池を召捕るへしとて 其夜監府へ達しければ翌十八日暁方に 目付方菊池剛蔵宅へ踏込み 評定所へ引来り官舎へ幽す 此時は火急の事ゆへ政府へも相談せず 全く市川決断より出たるなれば 外の政府人は十八日に御城へ出仕して始めて承知せしとそ 菊池の幽囚となりしは江戸へ微行の事漏泄し 尚又弘道館詰幕府監察方へ内々往復したるとの疑心にて打たれたる由

十九日には 遠山熊之介 石河幹次郎評定所官舎へ幽囚となる 右は内弥と同意なるへしとのゆえなり

執政佐藤へは非常の場合ゆへ出勤する様 政府より内意あるゆへ 十八日より佐藤は出勤すれども 大森へは出勤の内達なし 是は大森は至極の暴物 殊に結城派ゆへ別物としたる由 去りなから有志の眼力にて見る時は 奸人中は

別ての差別もなき様なれども 彼か内幕にては 結派ママと云ふは少し異なる所あるか 右の如く奸徒暴を極め 台命を背きし廉々もあれば 十九日に堀錠 市川を学校へ呼寄て 諸生動揺を鎮撫する様にと達しけれども 市川少しも其命を用ひず 然れば堀一人の力にては如何とも仕方なし 其上 去月十八日 一条にて 参政遠山等下りも見合となり 岩田は上京し 中山は引込ければ 奸人の勢益熾なるゆへ 尋常の事にては快復覚策なし 此上は兵隊を指向け奸人を掃除するより外これ無く 先つ一旦は此地を引払ひ 上京もして事情を言上せんとて 十一月二十一日 弘道館を引払て江戸へ帰る

二十一日早天 諸生堀の引払になるを聞て学校へ相詰 堀へ建白したる箇条を聞く 三ツ 学校御本間を自分の居間とし不敬の事一ツ 菊池剛蔵微行の節密会の事一ツ 菊池剛蔵宅へ御徒目付神谷貞五郎来りて密談の事一ツ 兵隊指向けの義 内藤弥太夫と相談に及ひたる処 貞芳院殿入らせられ候御城へ兵隊を指向ける義 恐なから上様（此時は一橋公既に御宗家御相続なり）御孝道に

於て如何 此件佐野藤衛門を以て伺ひ出たる処 右様の義口外したる事これ無しとなれば 弥太夫へ対決の方然るへきとの事 右の箇条御申開きこれ無き内は 南上御指留申候云々と呈書したる処 堀の返答は如何か分からず 扱有志中の存意は 堀等引払に付ては 台命違背の廉を以て君上の御危難となるも計り難く 台命を拒きたるは全く奸徒の所為なれば此事由を告訴し 且又昨今数人の正家を打の目論みもあれば 空敷彼か密網にかゝるも残念なれば 一旦此地を立去 他邦に身を潜め 回天の力をも竭さんと決意して 堀の跡を慕て脱走する人々には 板橋源介 井坂昇太郎 菊池富太郎 多賀谷力之 川村新七郎 塙左五郎 同朝次郎 富田藤五郎 三浦六郎 茅根八蔵 小林三次郎 根本三四郎 平塚亥之允 同八次郎 久米鉄之進 同兼彦 郡司孝介 塙清之允 近藤金吉 篠善吉 永井東四郎 赤井亮之介 同五郎次郎 大竹与三郎 平山繁次郎等なり（其外数人あれとも忘却） 又此時府下に踏留る正家の論には 全く一身の危急を避ん為 君を捨て国を去るは 臣子の忍ひさる所

其上睨と見込も立たざるに軽率に進退し 却て国事の害となりては益相濟まさる次第 万一不幸にして奸計に中れば 夫迄の天命とあきらめ従容就死より外これ無しと論しけり

十八日より 諸生大勢常葉山御宮へ大会を催し 昼夜城下を巡邏し嚴重の取締なり 郷村へは廻文を触出す 其文言には

此度 天朝幕府の命を以て国家に拘候義表發致候所 右は京師在留の暴徒原 梅沢等の奸計より出候事にて 此義に相成候ては水戸の安危此度に窮り申すへく 依ては諸生一同東照宮靈御宮へ大会 岩船会合同様大節義相唱候間 一昨年中力を尽候様是非一と相談致度候間 御国恩を相報候心得の者は多少に限らず 村々心得の者共早々同所へ罷出 遂一模様承候様致すへき事

右の通廻文しければ 郷村よりも追々城下へ馳集る 堀引払に付ては近日幕府より兵隊押来るは必定なれば 城下に残り居る正家を打て君上を御下国にし

籠城すへしとの評議に及び 二十二日に諸生十四五人程南発す 是は君公御下
国の事件なりとそ 然る処諸生立場の者の趣意は（菊池善左衛門等也） 此上
正家へ手を付けるに於ては 又々脱走人大勢となるは指見なり 左候ては愈水
戸の暴政と云ふ事に陥り 他邦の聞へも宜しからず等と弁折ママ（説）して暴諸生の
論をは説破せしとそ

市中郷村よりは酒（四斗樽也）並に鶏卵 煙草 砂糖等を贈りけれども 内
実は品々献し候様諸生より吹掛けたる由 諸生日夜御宮に於て酒肉に飽き沈酔
して日を送り 又は無識無恥の士は 御宮へ往て酒を飲み肉を食ひ下戸の者は
砂糖湯等を飲み 或は飯を結び袂ママに入て帰るもあり由 是世人皆誹謗しける

十一月二十五日 諸向達し

此度陰謀露顕致候者これ有るに付 夫々御所置仰せ付けられ候所 取留もこ
れ無き流言等に恐怖致し 一体に人心浮立動揺致候ては相済ます 殊に此節郷
出等致候義これ有り候ては宜しからず候条 何分謹慎罷り在るへく候

右は内弥等を穿鑿なしに死罪にする目論みにて 陰謀露頭の四字をは達しに出したる由

十一月二十八日 執政鵜殿 伊藤兩人幕府へ呼出となりし処 堀錠下り中 諸生不敬の所業ありし事 総て台命違背の件々数ヶ条詰問ありしとぞ

十二月朔日 内弥下着 評定所御用長屋入となる

御宮集会の義は 君公へは秘し置たれとも 幕府より同所引払候様にとの察当ありければ 君公には始て御承知となり 早速御宮引払ふへしとの命あるによつて 十二月五日 側用人太田十郎左衛門下りし処 御宮を引払ふに付ては御慎解になる様にとの歎願書を指出して 十九日に御宮をは引払ひけるとなり 此程 幕府有志の士は水戸へ兵隊を指向ける節には 奸徒窮鼠の勢となり 貞芳院殿を人質に取り籠城するも計り難ければ 其前に西丸へ御引取云々との議論なる由 奸人これを聞て大夫人西城へ引移の儀は 百方防禦の策を運らせしとぞ

十二月四日 大木善之進書記頭取再勤 津川伊太夫大學様御付 岩崎勝太郎
喜連川御付 高根秀三郎訓導 近藤清六使番 横山忠兵衛世子御傳兼務 寛助
次郎広門詰となる

十二月十一日 戸祭久之允用人 小室金一郎奥右筆 菊池為三郎(三左衛門
改名なり馬廻格次詰より) 新番清水儀兵衛(中奥御番より) 書院番となる

同十九日 富田理介町奉行 加固祐介奥右筆再勤 上彦四郎松井秀之介(徒
目付より) 御徒となる(是は公平論にて外補したるにはこれ無く外に箇条ある
よし) 柏安之介徒目付となる

十二月三日 天朝より上様へ御沙汰書 左の通り

水府人心居り合わさる義に付 先年仰せ出され候趣もこれ有る所 今以鎮
定致さす如何の事に思召され候 今度沿革の折柄に候間早々中納言登京致
され 厚く教諭を加え正邪曲直弁別致し 贈大納言遺志継述尊王の道相励
むべく 大樹に於て迅速取計り候様御沙汰の事

奸人これを聞て大に肝胆を寒しけるとそ

十二月 松田半左衛門 中山五作 里見平次郎（常之進改名なり）江戸へ登る 是は牛門を欺き味方に引入れ 尚又八州を頼みて脱走人を召補る見込の由（備前侯にては 脱走人の志を憐みて江戸の御屋敷内へ御かくまひ成られたるなり） 君公へは脱走人如何様の浮説を流すも計り難ければ決して信用し玉はさる様にとの呈書する評議をして 右の呈書を持って登りたる由なり

十二月二十三日より牛門出勤す 是は幕府へ打合せての出勤なるへし

十二月二十四日 青山量太郎隠居となる

十二月二十日 石州幕府へ呼出されたる処 不快を称して出仕せざる由

十二月中 地方物成切符の族御借上仰せ出されしか

十二月二十五日 鳴海何衛門 大木善之進切符返上地方百五十石 高野九郎兵衛小姓頭取格地方百石となる 御借上中役人の御慰勞は如何なり 殊に高野ママは此度の引立にて 都合一ヶ年に三度の褒賞を蒙りたるは 前代希なるへしママ

諸人頗る解体の様子なり 切符の族へは 金十両に付 一割五分割増金下され
となる 甲子以来奸党一家を肥さん為め 非常の役替褒賞等あれども 惣体の
御家中へは 僅の割増位ゆへ俗情益不平なりとぞ

十二月二十九日 執政佐藤 大森両人御役御免慎となる

同晦日 伊藤久内執政 伊藤豊三郎目付となる 諸生等執政両人打たれたる
ゆえ 御城へ集会評議一定の上 伊藤辰之介 鈴木四郎大夫 藤谷春水 渡井
伊介(鉄之介改名) 南発したる処 議論通らすして帰りしとぞ

十二月二十八日 渡辺長兵衛小十人目付組頭再勤 斎田悦之介吟味役となる
十二月二十九日 禁裏崩御(御諡号孝明天皇と申奉る) 海内正議の人これ
を聞て皆痛歎しけるとぞ

慶応三年丁卯正月八日 岩田 堀錠京師より江戸へ下り 如何かの都合にて
下りたるか 少しは快事もあるへしと有志中云ひ合へり

同十九日 右兩人参邸す 御用の品分からす

豊田小太郎京師に於て何者にか暗殺せられける 此件色々風説あれども稔と
確説を聞かざるゆへ事柄をは記さす（正月初旬聞込）

神勢館へは既に鑄錢場を設け 同所へ遊女屋を拵へる筈に評決したる由 岡
田佐次衛門等の建議なりとそ

鳥居瀬兵衛の後室 国事歎願の為かにて脱走したる処 南筋に於て召捕とな
り評定所官舎へ幽囚となる 是は婦人にて金子を多く所持したるゆへ 何者に
か欺かれて誘ひ出されたる事由 愚なる事共なり

正月十日方より 結城の党類寺院へ集会 台命を拒く件々評議のよし 又一
方の諸生は 結派ママを打て遠山 内弥 石幹三人の幽囚を解き 藤田千之允 安
松元衛門 岡野庄次郎を退くるの論なり 是は幕府より手入なき内に 此方に
て取計らへは格別都合もよかるへしとの見込にて 右の論を起したるとそ

正月十四日 平松茂介 新地百石下され足目五十石を賜りける 今井与左衛
門蔵奉行となる

同十九日 天野伊内二百石加増 芦川市兵衛（参政より）大寄合頭 加固巳之吉五石加増 岡野新三郎小監となる

同二十二日 岩田 堀参邸の処 君公御面会なし

正月十日 民部大輔様（余八麿様御事）洋学御修行として仏国へ御渡海となる 此件の事由を聞くに 本国寺の者は民部様を大将として回天の力を尽す見込にて 数度改正の義幕府へ建白すれども 幕吏とかく因脩し却て本国寺を忌み 上様にてても恐れなから水戸手入の事は少しく御因循の御様子なりとぞ

扱本国寺よりは 異国へ御指遣しは以の外宜しからすと建議すれども 原梅沢より説得には 御渡海になれば水戸恢復は必定なりとの事ゆへ 已むを得ず御渡海となれども 恢復の義は唯々遷延するのみにて 少しも実験なければ全く本国寺の勢ひを削らん為めに 欺きて御渡海にしたるか等と本国寺にては云ひ合ひしとぞ 又一説には上様にて万国の形勢を御洞察遊はさる 深き思召のあるゆへなるへしと云ふ説もあり

二月二日 石州実母の看病を願ひ立水戸へ下る 此頃友部八太郎慎御免となる

二月二日 大目付戸川伊豆頭参邸す

同七日 九日と岩田参邸す

同十六日 猪飼伝衛門目付 三村万吉 高野雄吉徒目付 櫻村民之進大番

三田寺善太郎慎御免 戸牧勘兵衛遠慮御免となる（戸牧は病死ゆへなり）

二月二十九日 代田富次郎小姓頭取 海野龍平小納戸となる

三月朔日 郡奉行鯉渕幸蔵 小宮山綏介書院番となり 三宅十衛門 小室善

兵衛郡奉行となり 馬揚祐介矢倉奉行より書院番となる

小石川に於て両公子御手習御手本 間部下総守より指上げるとそ

三月八日 執政伊藤七内改正の命を受けて 水戸へ下る筈になりし処 諸生論

にて喰留られたる由

三月四日 小柳津太郎は幕府へ呼出の義申来りし処 政府よりは如何に申立

たるか拒き留

三月十五日 小柳津は先手物頭加藤内記へ預けとなる 是は幕府へ呼出さるゝ迄なり 小柳津呼出しは幕府にて 何か心あたりのある事の由 此上又々外の人呼出し申来候ても指留るは勿論 是かために幽囚となる様にては 却て当人の迷惑となり 国事に於て寸益これ無きゆへ 此先はなまなかの御手入はなき様にしたき物なり 所詮 幕府より御世話成られ候思召なれば 兵隊御指向けにも及はず候へ共 非常に決断せされは 挽回は六ヶ敷事なりと有志中談合せり

三月十五日 物頭以上御城へ呼出し執政市川諸人に向て 役人入替幽囚赦免なき内は御慎解六ヶ敷旨 公辺より御沙汰に付 先達て朝比奈 佐藤 大森三人退役となれとも 今に御開門これ無く 此度又々役人入替候様御沙汰の処 右様にては御國中居合如何 各方存意も候へは 封書にて指出候様にと申達しる処 小山小四郎 松平左近率然として 此上役人入替と云事は 縦令城を枕

に討死するとも出来さる事なりと即答しけるとそ 朝比奈新衛門は詰所へ帰り同役に向て 大罪人を赦しては国家か斃れるゆえ 君公にては 永の御慎にても抛無き事なりと云ひしとそ 唯 川方作左衛門其時に御慎解になるならば役人一統退役にて然るへきと正義を唱へしとそ

小山松平 朝比奈の暴論は 実に言語回(道)断マヤなり 近藤義太夫 中村紋四郎等は公平論ゆへ 右の暴論は通らすして 番頭中よりは全く無事の議論を封書して出しける由 岡崎平兵衛は一人にて 何か長文を封書して出したる由

三月十六日 雑賀孫市調練司 芦川市兵衛学校奉行となる

同十八日十九日と 江戸執政幕府へ呼出しとなる 政事改正する様 御催促ありしよし

同二十三日 幕府の吏戸田与三左衛門小石川へ来る

同二十四日 大目付戸川参邸 此日執政幕府へ呼出となる 何れも云々御催促の由

三月十五日 尾崎豊後屋敷焼失 附火の由 同人再勤の義幕府より申来しゆへ これを忌む者火を付けたる説あり

三月初旬より 要路余程のもめ出来たる由にて 鳴海 本郷同意して大監小川を除くの目論みなれとも 江戸よりは鳴海 本郷を退けへしと申来りし由 此節恢復の義 幕府より打続きて吹掛ありしは 皆本国寺並に備前邸へ潜みたる脱走等の周旋少なからすと云事

三月二十三日 佐々雲八郎 大畠理八郎 生熊徳之介 野村喜左衛門 安松元衛門 中川彦四郎 大関旗蔵 蔭山千太郎 戸崎留五郎 其外諸生二十余人南発す 其存意は役人を除けは御開門になるとの事ゆへ 執政三人を慎みとすれとも 只今以て何等の御沙汰なければ 幕府の評議睨と聞届くる迄は一步も引かす 且又中山を御国へ下し 一人立の所を無理に押付くるの目論み 其外幽囚帰廬は御開門後にて然るべく 君公御慎みも未だ解さるに 家来の幽囚を解は筋違ひなり との事を建白する為め南発し 直に牛込へ押込みけれとも

以前の勢とは大に相替り 中山と面会の節は 別ての議論も吐さる由

扱前文御慎解なき内に 解囚は筋違ひと云ふ事は奸徒の僻見なり 幕府にては 君公御慎みの義は無罪の義士を幽囚にしたる事悪政の一と廉なれば せめて解囚の事にも取計らへは 其廉を以て御慎解にもする見込なるへし 其事情を察せずして 右様不理の論を吐く事苦々敷事共なり

三月二十四日 笥介太夫定江戸執政となり 白須六郎衛門留守居物頭となる
乙丑以来 南北へ奔走し要路へ説を入れ 種々の働きをして諸生の魁首なる者は 佐々木雲八郎 安松元衛門 藤田千之允 岡野庄次郎 小田部壮三郎 松葉介之允 高田九八郎等にして 威権赫灼たり 又朝比奈千次郎は別て威権もなき様なれとも 数度南北奔走幕吏へ入説 奸計深きところ 佐々木等と同日の論にあらす 奸中の利刀なり 其上中々恕才なき物ゆへ暴論は口外せず 折々公平論を唱へ其施設する所隠微にして測り難く 矢部醒軒とは頗る入魂なりとぞ 其他の諸生は 唯暴論を吐くのみにして 指ての優劣もなき様に見へ

たり

三月二十六日 閣老小笠原壹岐守上京す 是は兵庫開港歎願として横浜滞留の夷人大坂へ廻りければ 此件に付ての事なりとそ 又小笠原は水戸掛り仰せ付けられたれば 水戸の事件を以て上京したるへしと云ふ説もあり

三月二十九日 友部八太郎持頭列軍用掛り再勤となる

四月初旬 石川吉次郎評定所官舎に於て病死 遠山熊之介評定所官舎に於て憂憤の余り手の指を嚼て血を出し 杉箸を筆として血書し政府へ出したる文に曰く

明也 賦性狂愚悻直 不識幾微 不避危言 但欲一心為国家報効 以此為人所惡 幸頼君上仁恕 与当路吹嘘 得保職祿 其恩愛之厚 肺肝祿之不已 去冬某日忽見拘囚 陷不測之辜 日夜戰兢 反覆思之 未知罪由 至今春已五閱月 終無鞫訊 近今百病叢身 必死於幽中 死固分也 亦何憾焉 然所恨者 徒被謗議 誠知疑似之不明弁於他日 請審問其譴 而後得

決邪正察嫌疑 仮令斃於牢獄猶生之年也 噫籠鳥網魚 生死只仰諸君氣息
耳 筆墨不可得 因噬指血書 述懷一律以呈政府諸賢 不敬之罪伏賜優容
為幸 時三月何日 才拙動逢嫌疑煩 幽囚深愧背君恩 緹縈未見能為贖
穆賞何知又訟冤命 落庖厨如老豕 夢飛山峽似窮猿 丹心一片向誰訴 偏
願諸賢決片言

四月九日 鈴木謙之介大監となる

同十三日 美濃部管三郎再び幽囚となる

四月十五日 中山備州 鵜殿平七 改正の命を受けて下りになる処を 諸生の
議論にて鵜殿をは指留ける 中山は下りの義幕府へ伺ひたる所指留となる 中
山存意は 幕吏も下らざるに諸生の申立あればとて 一人にて下りては所詮行
届かざるのみならず 却て彼か奸計りに陥るも計り難ければ 幕府より指留と
なる様手を廻したるゆへ 中山下りは幕府より指留となりし由 中山も下らさ
るに 鵜殿一人下りては何の益もなき事なりとて 諸生の建議にて鵜殿は指留

となりし由なれとも 諸生の底意は云々に付 鶉殿に下られては困るゆへなる
へし

四月二十日 朝比奈新衛門 松田半左衛門 諸生の歎願を引受け南上したれ
とも 議論一切通らすして 漸く君公へ拜謁のみし 鎮撫の御親書を賜りて下
る

四月下旬 小柳津太郎八 先鋒関口熊之介方へ預け替となる

四月二十六日 三谷政弥太役金奉行 和田善太夫吟味役再勤 渡辺伊衛門使
番となる(渡辺は一旦退役し此度又々出現したるなり)

五月四日 自発の諸生下る

五月十一日 遠山熊之介病気に付宿下けとなる

五月初旬 石州退役願たる由 是は父長州より退役する方身の為にも相成る
へしと論されたる由

五月七日 荻庄左衛門下る

同二十三日 横山兵藏 大木善之進下る 是は幕府より云々催促あるに付てなり

五月十六日 美濃部管三郎大病に付再ひ宿下けとなる 程なく病死す

五月二十八日 大監大嶺猶衛門 吉村主殿云々押返す為南上す

此比 介川善之介牢死す

五月二十九日 中川彦四郎（御徒列系纂方勤より）定江戸吟味役となる

六月三日 小笠原壹岐守江戸へ下着す 就きては水戸改正も愈近きにあるへ

しと 正家皆手に唾して待居たり

同五日 執政寛大監 大井楠書記 魁青木 諸生にて生駒誠蔵 吉村直三郎

下る 幕府より云々催促あるゆえなり 右様の事情ゆへ大嶺 吉村は議論少し

も通らすして 六月九日に水戸へ下る

六月十一日 松崎丈左衛門（新介改名）大番組頭 今井菊太郎使番となる

此日 小監橋詰定之允 鈴木庸之介 坂田久之允小十人となり 小監檜山源

太郎御徒となる

橋詰等存意は 幽囚人今日に至る迄穿鑿もせず 其内に追々病死にも及びては 御政体も立たざるゆへ 精々吟味を遂げ 一日も早く所置する様にと 本郷 金と議論に及びけれとも 元より無罪の人なれば穿鑿は出来ぬ筈なれば 唯永く幽閉して殺すの目論ゆへ 本郷は我心計の妨げなりとて 橋詰等をは外補にしたるなりとそ

六月十日 執政鵜殿平七 伊藤七内 小笠原壹岐守役宅へ呼出となる 改正
催促の由

同十二日 小姓頭取久貝正吉下る云々催促の公命を受けたる由 奸人等頗る上様を忌み奉り 暗殺に遭ひたる等と云ひ 或は駿河へ五万石にて御退隠 尾張公將軍職等と云ふ説を流し 又は近来洋癖となりて米穀を食し玉はず 無刀にて歩行胡服を着し 其外異国より美女を召抱ひ玉ひて 大に御寵愛ありける等と 種々の悪説を出して人心を動かしかける悪むへきの至りなり

六月十三日 遠熊 石幹再び幽囚となる（石川は不快にて宅下けとなる）

六月十七日 井上河内守 遠山信濃守退役となり 松平太郎外国奉行支配組

頭となる 松平は甲子の年田沼と同一く水戸へ下り 奸人よりは手蔓ある者ゆへ
此度政府を離れしは奸徒も余程困りたる様子なり

頃日 奸徒の論には 朝 佐 森三人を除けは御開門になるとの事ゆへ 既に三人を慎とすれども 何等御沙汰なきのみならず 此度又々石州を退け候様にとの幕命は 実に御無理にこれ有り石州打たれたる上は 市川も打たれ 後には本国寺脱走人帰郷に至るへきは必定なれば 石州を退くる事は決て相成らすとの趣意なれども 江戸にては石州打の義は抛なき次第なり 右を拒けは却て大勢へ連及に及ふへしとの論なれば 台命件々水戸にても台命件々を残らす拒く事も相成らす 興津所左衛門 大森多膳大寄合頭となり（幕府よりは兩人共執政 此は十一月四日の除目なり 再勤の御沙汰ありしを拒き表勤としたるなり 此へ記せしは筆誤なり）

六月二十二日 遂に石州は執政御免指控となり 太田丹州 松平安房執政

藤田主書参政 中村紋四郎寺社奉行 小山小四郎大寄合頭 内藤儀左衛門小姓
取格寺社役元の如く 小山亀五郎馬廻へ別家召出 額田藤四郎 太田鉄之介小
十人へ別家召出となる 此除目別ての快事にもあらず 去りながら松平は好善
の人 太田 藤田 中村は先公平家か要政中の事なれば 此除目でも先少しは
泄憂の一端なり

薄井友衛門 常光寺奸僧郷土某兩人京地へ微行 堂上方並に本願寺へ賄賂を
使ひ奸策を施したる処 露頭に及び堂上方は慎みとなりたる説なり 薄井等は
虎口を脱れ 漸く京地を逃出し 水戸へ下りしとぞ (六月十八日聞込)

此比 下馬乗源藏と云ふ者 三村千之允と変名し 江戸本所原市之進屋敷に
居たりしか 右家内の者より用向を頼まれ京都へ赴きしを 小石川監府これを
聞き 路を逐て大磯駅に於て召捕したりし処 懷中より変名の密書二三通出
たる由

六月二十五日 筧等南上す 是は御用金も取揃ひ 且又石州をも打ければ

此廉を以て幕府へ申訳けする為なりとそ 是より先勘定奉行渡辺富之進君前に於て石州を打ては 在町共大動揺となり 中々在町より御用金献上所にあらす

七月 御切米も在町より上金せされは 御家中へ渡すことも相成らすと申上ければ 石州打は用金取揃ひ後にすへしとの上意ありければ 六月二十三日に石州打暫く見合せ候様にとの早便来る 然る処石州打たれたる後ゆへ 政府にては頗る残念に思ひ 今一日石州の御用召を延せは拒き留るの所なりと云ひしとそ 然る処筧は御用金も取揃へ 尚又石州を打し事をも持て登りしゆへ 渡辺は虚言を申上たる事になり 君前殊の外不都合となりけるとそ

住谷寅之介京地に於て土州藩人の為に斬殺されしとそ

七月九日 太田丹州執政部屋に於て解囚の議論しけれども 執政市川不承知の由

七月十一日 杉浦羔次郎牢死 遠山宿下けの義御用人中より願ひ 内弥宅下

けは 松田半左衛門 朝比奈新衛門 内藤儀左衛門等願指出したる由

七月二十六日 近藤次郎左衛門書院番頭 五百城縫殿介奥右筆 栗原庄次兵衛定江戸小十人目付組頭 中主金藏徒目付となる

七月末方 岡部城之介牢死

頃日 錢相場下り諸色高直となりしは 全く鑄錢を始めたるゆへなりは小者大に憤り 細谷の鑄錢場を打潰すへしと申合せし事頻りに聞へ 夫のみならず別段上の御益にもならされは 鑄錢の義は此度廃止となる

幽囚人の病状をは世間へ泄さゝる様にと 掛りの医者へ監府より達しありしとそ

此節 小石川邸中にて内弥と同論の者は 佐野孫次郎 相羽九十郎 浅香三次郎のみなりとそ

水戸恢復の義に付 幕府より 大目付御目付等近日下りになる模様なり 奸家へ漏泄を恐れ 此度は江戸出立後 君公へ右件申上るの内議ある由

八月二日 大田原伝蔵定江戸小納戸 佐々末吉徒目付となる

八月十一日 弓野源蔵並に先鋒同心善兵衛踏込召捕となる

八月十四日 屏居人の子弟の族 学校修行並に墓参御免となる

八月十四日 御神主様御付にて 幽囚となりたる人の家内へ御扶持下されとなる

八月十四日 京都より文通 今日極々早朝に 御目付原市之進旅宿（京都西町 与力組屋敷）へ 遊撃隊の者と申立来り 市之進床に臥居候所へ押込 いきなり市之進の寝首を打落 其首を提げ板倉伊賀守屋敷へ引提参り候所 其以前同人玄関へ遊撃隊の者に御座候間 御用人中に御目通り致度由申通候ゆへ用人罷出面会致候所建白書を指出 御出勤懸け御逢相願度趣申述候よし 用人の書面を持 奥へ立入候よし 扱右の者小用に参り度趣申 次の間へ参り其間にて切腹大騒動致居候処へ 表門前へ首を提げ血刀を持 兩人欠（マヤ驅）込参り候ゆへ 番人直様門の潜りを^ベ 門内を守り 入らさる様嚴重相固候ゆへ 市之

進首を持参候者一人は門潜りの外にて切腹致し 今一人も切腹致すへきの所へ市之進家来兩人程欠(驅)来り切かけ候ゆへ 此者立向ひ戦ひ候所 とうとう右一人を兩人の家来にて打留 右兩人の首と市之進の首とを取返し 同人旅宿へ立ち帰り候由

今日騒動一方ならず 御右筆神谷恒次郎と申人 出勤懸け騒動を見物致候由今日の新聞ゆへ一寸申遣候

元御先手与力吉田佐介 同倅勇太郎屋敷を明け 伊賀の者鈴木恒太郎 同豊次郎共七月下旬 江戸表出奔行衛相分らす候所 上京当八月十四日 鈴木兄弟共 御目付原市之進旅宿へ罷出 御為筋の儀申上度存し奉り候間 御逢相願度旨申入候所 市之進髪月代罷り在り候間 暫時相待候様取次の者申聞候処 直様奥へ踏込市之進を一刀に打果し 首をは板倉伊賀守殿旅宿へ持参り罷出候所 市之進家来共欠(驅)来り 途中にて鈴木兄弟を打取候へ共 事由相分らす勇太郎は伊賀守殿旅宿へ罷出 建白書を指出其俣自殺致候趣 建白書に曰く

原市之進 梅沢孫太郎共 水藩にして源烈公に奉事し先哲の間に交り 兼て尊攘の大義を取講究 当時頭要の地位に居て奸謀を運らし 剩へ今度兵庫開港の儀に付 恐多も 先帝の勅旨を顧みず天聴を欺罔し奉り 我君をして勅許を忘し奉るの挙に致らしめ 源烈公の御遺志を奉し 我君を輔佐し 尊攘の盛挙御施行あらしめてこそ至当の義なるへし 死を惜み己か榮利を貧り苟安を旨とする件々少なからず 臣等の多言を待たす国体を破壊し天倫を滅裂し共に天日を戴かすの賊臣也 臣等衆の悪む所は必ずこれを誅すと申義に原き今身を以て当り 上は先帝在天の靈に謝し奉り 中は君家の汚辱を雪ぎ 下は衆人の所望に答る也 天下有職の士幸にこれを諒とせよ 水戸奸家此事を聞て 天へも登る心地して大快をなせり

八月 参政京極主膳正 平岡丹波守 大目付川勝美作守参邸す 是は水戸掛りを命せられたるゆへ 云々催促の為なるへしと云ふ説あり

幕府の小監に井上忠八郎と云者あり 此者姦人へ組し 内弥を打しは頗る井上

の計策ありと云ふ 井上の説には 脱走人誥り強訴の議論なり 万一通らざる節は小石川へ斬込の存念なれば 脱人をは見付次第召捕へし 幕府の方は 脱人の手蔓は切れたり等と諸生へ説を入れたれば 諸生も頗る勢を得たる由 八月二十四日 神代金四郎評定所官舎入となる 是は人の名を売り金作をしたるゆへなり 其外は石野隼之介追放 青木主一郎 白須繁次郎永の御暇となる 右は不埒の所業あるゆへなり

八月二十九日 橋本八郎衛門普請奉行 増谷元衛門小十人目付となる

此頃 吉田於免三郎牢死 川又友三郎 岡本徳四郎 寺門源太郎 高木門太三浦千之介江戸牢に居たる所 八月末方下りて赤沼牢へ入る

八月比 水戸表に残り居たる有志の内より 幕府へ建白書

一公辺御目付方並に中山備中守下りの義

一国士民皆渴望罷り在り候所 弥御下りの砌り万一昨冬堀錠之介下され候時の如く台命を拒き候者これ有り候へは 正議の士一統精力を出して御輔

佐申上候覚悟の者 凡三百人位は御座候

一中納言殿慎解の事は 興津所左衛門 大森多膳再勤 幽囚人帰廬等の決断これ有り 悔悟の事業相頭れ候後にこれ無くては 開門は六ヶ敷御内情に御座有るや 右は当今の大難物ゆへ 中納言殿独力にては行われ難く候へ共 御役人衆御下りになれば必定出来申すへく候

一執政四人を退けたる廉を以て悔悟の振りに御取計り下され 此上黜陟の義は公辺より御手入御座候様存し奉り候

一小笠原壱岐守殿歸府に付ては 迅速に御手入これ有る義と企望仕候処何れにも因循の御廟等の様存し奉り候へ共 軽率に手を入候ては 如何様の国乱を引出候も計り難きとの御係アツ(懸)念にて とかく手後れに相成候義に御座有るや 此節有志の士忠憤の余り身命をかけ 告訴の議論も御座候一残暑の砌幽囚人病死の程も覚束なく 既に先月も杉浦羔次郎牢死 其外追々病人大勢に罷成候事に御座候

一 礫邸の正気を増には 横山忠兵衛 同兵蔵 荻庄左衛門 平松茂介等外
補となり 側用人へはせめて 名越十蔵にても再勤相成候は、 大海一滴
の寸益は相成候事と存し奉り候

一 慎解の後は 幽囚人をは宅下け致すへしと奸人皆申唱候所 此件何共安
心仕らす候

一 太田丹波守公平論にて 解囚の義も骨折候へ共 市川三左衛門承知これ
無く 松平安房 伊藤久内等は 三左衛門の權威に挫けられ存分口出しも
相成らすよし

一 慎解に相成候へは 朝比奈弥太郎 佐藤図書兩人再勤する様 郷中一統
より歎願致し候由の処 当時の苛政は百姓共大抵怨み居候ゆへ 兩人再勤
は好み申さす候へ共 歎願する様にと内意これ有るに付 抛なく願立候趣
一 奸人共此程安堵致し候様子 必至と働き候者は三十人位にて 折々虚声
を張候迄に御座候 跡先の考へこれ有る者は追々足を引申候 又死力を出

して君命を拒み候底意の者は 僅に指を屈候のみに御座候

一 奸人共の内情は 公辺より云々御吹かけ御座候共 とこまでも押し返し居り 時日相延候内には 天下の時勢も何とか変革これ有るへく 其節には云々事件も御沙汰止みと相成るへしとの見込に御座候へは 幾度御説得成られ候共御無益にこれ有り 就ては大御決断を以て御取掛り遊はされず候ては 恢復は六ヶ敷様存し奉り候

一 鈴木石見守退役後 諸方の毒気も格別薄く相成候へは 御役人衆御下りに相成候へ共 昨冬の如く防禦の力を尽す程の勢はこれ無き様子に御座候一 此表に残り居る有志の者は 安座して公辺の御助勢を待ち奉り候存念にはこれ無く 公辺にて弥御決断遊はされ候へは 正議の士一同先立て回天の忠力を竭すへきと存し奉り候間 前文件々 何分御汲取にて迅速御手入御座候願奉り候

九月六日 生井秀三郎小十人となる 是は町方に居て大に賄賂を貧りしゆへ

なり

九月六日 江戸に於て楠悌之介先手物頭 鵜飼徳左衛門小姓頭取となる

此日 戸田与左衛門 平岡庄七参邸す 事柄分からず候処 水戸掛りの人な
れは定て云々催促の為なるへし

同七日 八日と両度 京極主膳正 川勝美作守小石川へ来る云々催促の由
右に付早足^{ママ}水戸へ来る 依て十一日には 執政御城へ居残り評定あり

同十四日 同断 評議あり

八月比 下町小松屋へ糸屋伊介と名乗り町人体にて止宿す 幕謀の由 此者
甲子戦争の砌り 水戸へ来りたる 御小人目付小林徳十郎と云者にて 姦家へ
は手続ある趣

八月二十六日 下着 其夜石州へ往きし処 生井秀三郎 藤谷春永同席にて
色々談話ありしとそ 此者何故下りたる哉 幕姦と水奸と打合せの為か 又は
水戸掛りの役人に頼まれ奸家の事を御搜索の為か 実事分からず

明九月十一日 学校御慰勞の除目あり 戸田 渡辺の諸生も大勢賞を蒙る
是は公平を示し人心を慰する為なるへし

九月十七日 平岡庄七上京す 事由知らず 万一水戸事件なれば痛歎に堪え
す 先達て小笠原上京にて 大抵手入の評議も治定したると思ひけれども
又々伺ひ直す様にては所詮埒明かす 水戸雲霧の快晴は 黄河の清むを待か如
く期すへからさるか 長大息の至なり

九月初旬 宍戸の百姓頭立たる者数人 惣体民家の志願を引受け 大炊様御
家再興の義歎願として幕府へ出る 是は讚州 大学 播磨の三御連枝にて 宍
戸再興の義御尽力の思召ゆへ 歎願する様御内意あるゆへなりとぞ

九月二十八日 執政市川召登り 佐々木雲八郎 安松元衛門 里見平次郎
大島理八郎附添て登る 市川登り掛け 宍倉郷士浜野茂衛門方へ往きて四百両
金作したる由 大不評判なり 君公へは十月八日始めて拝謁 其節諸生を引連
しは何故なるとの上意ありし処 病用にて登り候へは 何も引連たるにはあら

さる旨御答申上候へとも 弥引連たるに相違なかるへしと 頗る憤り玉ひて其席を立て奥へ入り玉ひければ 市川も大に不都合となりたる趣 其後漸く一度拜謁あるのみ牛込へも往きたれとも 備州は面会せさりしとそ

十月十九日に市川下着す

十月初旬 宍戸遺民江戸より帰村す 其節幕府より達には 大法を犯し直訴したる段相済まさるに付ては 嚴重所置申付くへきの処 主家再興の願ひ尤と思召され 願書御取受に相成候間 在所へ立帰り御沙汰相待候様にとの命ありしとそ

十月六日 寺門勘介奥右筆 岸周平同断となる

十月二十四日 江戸に於て小幡又蔵矢倉奉行 相川元次郎御次詰となる

同日 水戸に於て鯉渕幸蔵勘定奉行 小宮山綏介史館編集 松村栄次郎（土蔵番より）交代馬廻り 芦沢兵庫（徒頭より）寄合指引となる

十月十九日 堀錠之介清水付小普請支配となる

右は水戸恢復の事を必至と周施するゆへ小人共これを忌て遠けたるか 何に致せ水戸の不幸なり

十月二十二日 佐野幸三郎牢死

十月二十三日の夜 江戸より早便来る 右に付 大監中夜中登城す

同二十四日朝 又候急便来る 此日 執政城中へ居残りにて評定あり

二十六日の朝 又々飛使来る 右様三度早足来りしは 京師に於て公方様大政御返上 將軍職御辞退の事御所へ御申立に相成 幕府大變革の事件申来りし由 江戸の諸生等京地の變革にて大に勢を得て 二十四日には 御殿へ出仕し其勢ひ烈敷 非常の場合ゆへ 上公迅速御登營遊はされ候様 尚又鈴木 朝比奈 佐藤 大森四人も 此度は是非再勤して然るへきとの存意を主張し 邸中一統へは四人再勤の義掛けたる所 何れも諸生の威勢に恐れ 皆同意の旨申立ければ 君公へは四人再勤の義は 邸中一定の論なりとて 無理無体に御攻付申上たるゆへ 抛無く諸生の存意御採用遊はされたとそ

此日 小石川諸生中より呈書の写し

恐れながら中納言様御指控以來天下の形勢日々変し 月々に迫り内憂外患
頻りに相迫り 実に天下の危急存亡マヤの時に指至候義 御指控中とは申
しなから御家の御立場柄 是非非常の御奮発も在らせられ御輔翼の御重任
御立遊はされ候様仕度存し奉り候 御慎解の義も四ヶ年の今に至る義 臣
子の常愁誠に以て遺憾千万に存し奉り候

然る処 此度京州表御事件並に外国の形勢 実以至急の御変態此上無く
恐マヤ(驚愕慨歎)の極 尚も三百年來太平の御徳沢に浴し片時も安んじ難き場
合に御座候 御家の義は申迄もこれ無く候へ共 東照宮神慮を以て特に御
定置遊はされ 幕府御輔佐遊はされ候御職掌に在らせられ 御譜代大名磨
下の士に至る迄人心御引まとめ遊はされ 此節人心当惑の折柄篤と御下知
在らせられ 速に御向背を御定 十分に御下知御備方_方在らせられす候ては
相叶わさる義と存し奉り候

然る処 昨年以來水戸表人心とかく居合兼候 自然御備方にも相拘り甚以御国力相損居候折柄に御座候へは 事理徹底人心確定仕り 御国力充実御備方御拡張遊はされず候ては相成らざる義 一体鈴木石見守 朝比奈弥太郎 佐藤凶書 大森弥三左衛門四人御退けに相成候義は御指控の義に付 天幕へ御不都合と申義は已むを得ざる事より仰せ出され候かにも承知仕候へ共 前々より皆悉く根なし言ゆへ 今以何等御慎解の御沙汰もこれ無く 却て人心を惑し 国力を損候義にて 此上無く御不為にて 詰り天幕へ御不都合に罷成申すべく候 最早此度に至候ては 武備御充実は勿論闔国一致仕候らはては 内は国家を守り 外は天下を御輔佐遊はされ候程の御儀にて 御次第もこれ無き儀に御座候間 右石見守初夫々復職御再用遊はされ候へは 人心も一時に確定仕るべく候 自然御国力御充備罷成御備へも相立全国の力確乎と御備遊はされ 副將軍三百年の御威光を御振遊はされ 進て天朝幕を御羽翼遊はされ 退ては則闕内を御鎮定遊はされ

御基本相立候様仕度 就ては石州初精英の士急速御召寄 武備御充実相立
不時御上京御出馬御指支これ無き様仕度 恐れなから中納言様には東照宮
への御忠節 下臣民は三百年の御恩沢を報し 御創業以来の天下散滅仕ら
ざる様御尽力在らせられ候義専要と存し奉り候 方今危急の形勢に指迫り
痛心黙止難く恐懼に堪えす 此段書付を以て申上候間 何卒急速御英断在
らせられ候様仕度至願奉り候 恐懼誠惶謹言

十月二十四日 川勝備後守（美作守改名） 御用これ有るに付上京す（其節
水戸掛りをは 免せられたる由）

十月二十八日 京極主膳正当分の内外国御用取扱を命せらる 右の如く京極
川勝 堀錠等何れも水戸掛りの処 転役上京或は外掛りを命せられる様にては
水戸の快晴は何れの日にある哉 浩歎々々

十月十日 水野大炊頭参邸す

右は尾紀御両家より上公御慎解の義 幕府へ御歎願成られたるに付 右件言

上の為なりとそ

十月二十七日 夜江戸より急足来る

右は薩州 長州 土州 芸州 柳川 宇和島の六頭比叡山へ籠り 幕府と抗衝する勢ひなりとの風説あるに付 此件申来りしとそ

依て二十八日 市川宅へ政府吏一同会議したりしとそ

此日 荻庄左衛門江戸より下る 石州等再勤除目を以て下りしとそ 此頃

石州宅へ政府人監府人並に岡田佐次衛門 藤谷春永 生井秀三郎等集会 四人再勤の評議したり由

十月二十八日 江戸に於て友部八太郎御用調役再勤となる 一旦幕府へ御不都合の廉を以て慎となりしを再勤させしは奸徒の暴断より出たるなり 万一天朝より嚴重の御沙汰ある時には 一国の全力を以て押返す見込にて 此程奸徒頗る勢焰を張りたる様子なり

十月二十九日 執政を以て御登城の義幕府へ御伺ひ成られしか 相済まさる

趣に付 執政も已むなく帰邸したる処 程無く明晦日 御登營成られ候様申来
ければ 晦日には既に御供揃迄になりし処 君公俄に御不快にて 遂に御登營
御延引となる 此儀遠察するに真の御不快にもこれ有る間敷 奸人等御登營の
上正議の御腹へ染入を恐れ 奸計を以て御留め申たるなるへし 愈右様の事な
れば 蔵倉の佞弁を揮て魯平公の孟子に見へんとしたりしを妨けたると同様な
り

十一月二日 三日と続きて 夜通し急便江戸より来る

十一月四日 大森多膳 興津所左衛門大寄合頭となる 谷佐之衛門磯浜詰先
鋒となり 丹戸太夫江戸小納戸となる

同六日 鈴木石見守 朝比奈弥太郎 佐藤図書 大森弥三左衛門慎御免とな
り 大森は調練司となり 朝比奈 佐藤へは 此砌非常の場合に付 執政同様
の心得を以て重立候御用これ有る節は 登城の上談判致さるへく候様にと達書
渡る

四日 二正出現に付ては此機を逃かさず 何分挽回に至る様にと 正家皆企望したれとも 今日を除目にて 一統愕然却て苦心を増したり 扱先達てより諸有志精々幕府へ入説必至と周旋すれとも とかく諸生の威勢に恐れ偷安して取掛る模様なし 第一 閣老小笠原殊の外因循し 同人の存意は 奸徒を用ゆる志にはあらされとも 又激論の正家を挙る意にてもなし 久木 笠井等を選り用する見込にて説得論の由 上様とても矢張説得の御論にて 兵隊を向けては貞芳院様へ対し相済ます候へは幾重にも説得すへし 去りながら水戸の事は小笠原始め掛りの役人へ委任したれば 恢復の策は総て役人の胸中にあるへしとの御論なれば 小笠原等此所を汲取て決断せされは 何十年を経ても 妖氣を一掃する事は六ヶ敷かるへし 又本国寺脱走人 又は水戸に居る正家より周旋する処 大道は皆同しなれとも 小節目に至りては二三説に出たるへし 幕吏も少しく疑惑して手入の遷延する模様もありしとそ 小笠原水戸掛りにては何事も因循するゆへ 打抜くへしと脱人の内にも憤怒したる者ありて 備前邸よ

り平塚亥之允上京して 小笠原を除く事を建議したれとも 上様にては 小笠原の才氣を惜み玉ひて 退役の義は許容し玉はすととなり 右様恢復の手入れ遷延する内に 外は則幕府の大革命にて天下益多端となり 内は則奸徒の四魁出現して陰氣愈凝結し 回天の期なきに成行しは 小笠原の姑息苟安によるゆへなりとぞ 噫々

小石川にて番頭宇都宮勇之介 大監北河原彦之允陰然忠力を尽し 正家へも内密機事を通したる由 宇都宮は極秘に小笠原へ改正の呈書したる由

十一月四日 君公御登営となる 夫以来は執政大監へは御逢なし 営中にて稲葉美濃守（閤老なり） 浅野美作守（参政と覚ゆ） 牧野土佐守（御目付なり） 戸田与左衛門（役名忘却）と御面会 種々御用談ありしとぞ

此日の御登営より大御門を開き置たるゆへ 翌五日 執政筑幕府へ呼出され開門の義指し込まれし処 半句も申開きなくして帰邸 夫より監府を詰問したる処 開門の義を御門番へ達したる覚これ無きとの事なり 又監府より 四日

当番御門番を穿鑿したれども 監府より達しゆへ御門をは開き置たると 御門番より申立あれども 遂に御門番の罪に陥りし由 是は四日の御登營を幸ひに御門を開き置き まきらかさんとの策なりとそ 奸吏の拙策抱腹に堪えず

奸魁四人再現したれは奸人等其勢に乘し 太田丹州 鶉殿平七 松平安房を退けんと評議せしとそ 奥右筆佐野七太郎真の公平論となり改心せしとそ 此節 悪政中にては 此等は先つ可なりとすへし

十一月八日 急便来る 右は四日御登營を申来りし由

同日 飛使来る 右は平岡庄七京地より七日に江戸へ下着したる趣申来りたる由

同十二日 早便来る 此日は城中大混雑 執政は暮六ツ時退出せしとそ云々 吹掛りたるかと察せらる

同十三日 監察一同市川宅へ会議す

同十四日 急使来る 右は余程の事と相見へ 朝比奈（此節は水戸に居るな

り) 佐藤登城す 尤も真の執政にあらざるゆへ 表御家老の詰所に控へ居たる由 此日も執政は暮方退出 諸生は学校へ会議したり 定て云々催促の事なるへし 平岡庄七 戸田与三左衛門 二三日目位に参邸す 御人払ひにての御用談ゆへ 何事なるか知れず

同十四日 執政幕府へ呼出しとなる 其義に付十五日の夜 急便来る

翌十六日 執政登城急寄合ありしとそ 十四日 呼出一条は 毛利内匠台命にて上京の処 軍兵大勢引連れは 大勢にて入京相成らざる旨を申達しけれども押て参内し 是非共以前の如く官位相復候様にとの歎願 夫より会津侯京師守衛御免となり 其所へ薩土の人数操出勢焰殆と二条御城へ逼る模様の趣告来りけるとそ

同十七日 急便来る

右は十五日 執政幕府へ呼出にて御慎解の義は 悔悟の御事業これ無くては天朝の方御六ヶ敷との事を申渡され 外に御書付一通渡る 此度は殊の他烈敷

恢復の義到来したるか 小石川大混雑になりしとそ 水戸表にては此件押返す

へしとの議論にて 同二十二日 市川三左衛門並に大監吉村主殿 鈴木謙之介

書記魁高倉平三郎 平書記加固祐介南発 小金駅迄登りしか 小石川より南上

指留の義来りけれども 押て新宿迄登りし処 又々南上相成らさる旨申来ける

か 今更空敷水戸へ下る事も相成らすとて 先つ小石川へ上着せし処 金田御

門にて指留められたるゆへ 色々と弁折マヤ(説)してくり込められとも遂に拝謁も相

成らす 市川は恐入申立大不都合となり 十二月三日に市川等水戸へ下る

十一月二十九日 安松元衛門大番 朝比奈千次郎奥方番となる 藤咲龍之介

長嶋鉄太郎徒目付となる

十二月初旬 弓野源藏赦免出牢となる 十一月十八日石州宅にて会議ありし

とそ

十二月八日 幕人阿部孝之介と云ふ者水戸へ来りしか 此日 執政天野 阿

部を招き種々談話あり 其席に小室善兵衛 岡田佐次衛門 生井秀三郎 大久

保久八連座せしか 皆阿部の舌頭に挫かれたる由 阿部は定て探索の為なるへし

十二月十九日 小柳津太郎八宅慎となる 此日 執政筧幕府へ呼出となる云々催促なるへし

是迄入穀御免となりし処 他所米相場下りければ 右下直の米穀を入れては奸人等自分売米の直段下るゆへ 十二月十五日 入穀を禁しけるゆへ 小者は頗る難渋の様子なりとそ 貪利の政と云ふへし

十二月十五日 十六日 十七日 十八日 二十日 二十一日 二十二日と打続きて早便来る 頗る切迫の模様なりとそ

同二十三日 書記頭取千賀三太夫 書記渡辺安太郎江戸より下る 何事か泄れす

此頃 佃嶋降人より 京師容易ならさる御模様ゆへ 上京して上様の御守衛致度旨歎願せしか 願ひの趣御奇特に思召され候へ共 当分相済み難きに付

幾重にも鎮靜罷り在り候様 閣老稲葉美濃守より申渡しとなりしとそ

安松元衛門 高田九八郎 小田壮三郎 塙栄次郎四人へ 評定所に於て内弼を吟味する節 対決する様にとの達ありしとそ

十二月二十四日 市川三左衛門執政御免にて表勤となる 是は幕府より件々数度の催促ゆへ 政府にも台命件々を残らず押返す事も相成らず遂に表発したるなり 国政の上より見る時は 去月六日 奸魁四人再現し 又々毒気深くなりしゆへ 市川外補したるとて別ての快事にもならずと有志中云あへり 朝比奈 佐藤並に興津所 大森多膳 尾崎 野中 久木 笠井召命ありしゆへ 十二月二十七日 朝比奈江戸へ登る 佐藤は六ヶ敷模様につ不快を称して登らず 興津等召登りは政府にて秘し隠したる由 扱右様正奸混同にて召状来りしは如何成御内情か解けず

頃日 江戸御守衛の為 水戸表より人数指登らせたき旨 幕府へ伺たる処相済み難くとの事に付 政府より先の一御備中へ 御備人数と見えさる様 少々

宛微行する様にとの達しありければ 十二月二十八日より少々宛登り始め 正月四日迄に残らず登り切りとなる 陣将は小山小四郎なり

右御人数を登らせたる事の由を聞くに 表向は京師の模様容易ならさる大変革となり 有栖川宮様国事掛り 会津侯桑名侯御役御免となり 堂上方夫々入替り 薩摩 長州 土州 芸州 尾張 越前等へ天下の政事御任せにて 薩州の勢ひ益熾んなれば 上様にも二条御城を退去し 大坂へ引移り玉ひて幕府大瓦解 尚又二十五日には 酒井左衛門尉一手の者 薩州の屋敷へ押寄放火 戦争となれば 此上如何様の大変に及ふも計り難ければ 江戸御守衛の為御指登せとなりたると申唱けれども 内実は幕府より 数度恢復の義催促あるゆへ 兵力を張て幕府を脅さんとの内策なるへし

十二月晦日 執政幕府へ呼出にて 君公御慎御免の義仰出されける

右は御登營の上御説得申さんとの見込の由なれとも 最早説得は無益なるへし 真に水戸の事御世話遊はされ候思召ならば 大決断して取掛らされは

万々挽回は六ヶ敷事なり 併し君公御登營の義は奸人頗る忌しとそ

明治元年戊辰正月三日 伏見の一戦あり

同十二日 上様蒸気船にて江戸御下着（伏見の事は別冊に記したれば今此所に記さす）

是より京地皆薩州等の掌握となりて 上様朝敵ゆへ追討すへしとの論 京地に於て尽く蜂起し 愈幕府大破の模様なりとそ 幕府にて 此極に至らざる前に水戸を恢復して 正を挙げ奸を退け 又は諸家御預けの義士並に佃嶋の降人迄も宥免し 御家に於て夫々挙用すれば 真に幕府の羽翼ともなるへし

扱水戸の根固くなれば 本国寺の人々も存分忠力を伸し 幕府輔佐の良策もあるへし 幕府にては 今日の危急に至りても水戸を恢復するの意はなきか痛歎に堪えず

正月十一日 鈴木石州 朝比奈弥太郎 佐藤図書執政再勤となる 是も畢竟は改正手後れとなるゆへ 奸毒の氣益蔓延し 国病殆救うへからざるの形勢なり

同十七日 小田部壯三郎軍用掛り見習となる

同二十四日 大岩伴次郎 岡田熊太郎矢倉奉行 松原亨四郎 本郷精一郎交

代馬廻りとなる（松原本郷小十人より）

正月十二日 上様江戸御下着に付 忠邪曲直を弁別の一件表発の模様を聞き
付け 邸中の奸人相謀りて 君公を御国へ下し大命を押返すの策を企て 同十
七日には 御供を揃へ置て申上しは 去る十一日 関東征伐の官軍京師出立の
趣なれば 一と先下国し玉ひて人心を御まとめ 其上にて再ひ御登り遊はされ
候様にと 極切迫に御進め申せしか 一切許容し玉はず 側用人太田十郎左衛
門頻りに御進め申ける処 君公御憤怒の余り 御扇子にて太田の頭を打玉ひけ
るとそ 奸計丸て相達せしゆへ 世間へは御下国の思召なれとも 御大變の場
合なれば 却て此地に御留り幕府御守衛遊はされ候様にと申上 漸く御下国の
義を御押へ申けると 自分の罪を免かれんとの為 右様の虚説を流したるなり
扱君公御下国の模様を聞て 同十八日 諸侯の家来並に麾下の士三十四 五

人程小石川へ来りて 御下国の義は以の外宜しからず 我々共は中納言様を先鋒として上京し 上様の御冤罪御告訴の義願い奉りたき存念にて 参邸したるなりと云ひけれども 御上京の事は元来奸徒の好まざる所なれば 異論を張りて其件遂に破れたるとそ 縦ひ御上京成られたるとても 天朝遵奉し玉はずしでは 大なる御不都合となるへし

十八日 先の二御備江戸へ登る 表向は御守衛の為なれども 内実は勢焰を張りて 天幕の命を押し返すの目論みなりとそ 陣将は興津所左衛門なり 右御備江戸登り前に 奸党頗る興津を忌て 陣将引替の議論を起せしとそ

同十九日 江戸より諸生高田九八郎 蔭山千太郎 添田養庵早駕籠にて石州宅へ下着し 口を揃へて云ひけるは 仁和寺宮様 関東征伐の為錦の旗を賜り西国の軍兵数万人随従して水陸より押来る模様 去る十一日 既に右の官軍京地出立ゆへ 今にも関東迄押来るも計り難く 万一箱根の險を敵に越されては容易ならざるゆへ 一日も早く箱根迄防禦の御人数御指出相成様致度 箱根以

西の諸侯は 大抵傍觀の者多く相見候へ共 幕府の為必至の覚悟を極めたる大名も 数多これ有るとの趣 大久保加賀守より早便を以て 江戸へ注進これ有り

然る処 上様には臆病神に誘われたるか 合戦しては朝敵になるゆへ 降参するか又は仏国へ逃去るより外これ無しとの御意に付 大名御旗本の人々大に奮激し 右様の思召にては徳川御家は夫れ切りなれば 何卒今一度御戦ひ遊はされ候様にと御諫め申せとも 一切御聞入なければ 閣老板倉忠憤の余り諫死 其外御旗本兩人程死を以て御諫め申たる者あり 君公には詰切御登營にて再ひ御進発の義尽く御攻付成られけれども 少しも御承諾遊はされざるに付 君公も御あきれ成られ

夫れなれば 私水戸へ下り城を枕に討死するとの思召 既に十七日には御下国仰せ出され御乗馬迄も遊はされたる処へ 大名旗本の面々大勢馳来り 御下国となりては大変に御座候間 何分御留り成られて公辺御守護下され候様

我々共にては水府公の御下知に従ひ再ひ防戦の心得なりとて 頻りに御押へ申上 尚又邸中の人々も尽く御留申上しかは 先つ御下国は御見合となりけると至極切迫に話しければ 石州大に驚き早速登城し 夫より城中大騒きの様子なりとそ 諸生下りは 内実は改正の義に付周章して下りしを 京師の一条と説を流したる様子なり 又官軍京地出立の説ありしを事実と思ひ切迫しけるかも知らさるとも 恢復の義吹掛りたるは相違無き由なり 石州は飽までも御下国論を主張し 右件 表御家老番頭等へ相談に及ひしか 何れも同意せさりければ 石州の暴論も行なはされとも 奸人等必至の様子にて幽囚人を断頭にし御国を固め一と戦ひするの議論は益起り 容易ならざる模様となりける

余 方今内外の形勢を洞察するに 幕府は瓦解して愈危急の折なれば 水戸改正の手入する余力もあるまし 且又京地は王政復古して 討幕の軍議大に起れば 王師の余憤水戸へかかり 違勅の罪を問ふに至るも測るへからず しかのみならず 奸党跋扈して君公を壅蔽し 国歩日増に多難となれり 臣子たる

者此至難に処して 黙々座視する志にはあらされとも才力薄劣なれば 比干の
紂王を諫争し 又は申包胥の秦庭に告訴し 或は狄梁公の乱朝に周旋せし如く
今日邦家の為に其道を尽す事あたはず 恥を忍ひ垢を含て歳月を忼愒したる我
輩の罪 逃るる処無し

嗚呼 甲子以来 忠臣義士厄難に罹りて天地否塞し 大道湮晦する事殆と五
年 今や新春に逢うと雖滿州の陰気凝結して氷雪いまた積けす 仰ては頑雲の
暗きを歎し 俯ては濁流の深きを憂ひて 此書を作れとも 悲憤益胸臆に逼り
て 時事を叙するに忍ひず 筆を投する時は明治元年戊辰の正月なり

翻刻 否塞録

水戸藩幕末抗争の日記

発行日 平成二十四年三月三十一日

編者 茨城県立図書館

郷土資料整理ボランティアグループ
唐沢矩子、木村寿子、辻 雅子、中山真一
堀江克己、山崎弘道、柚原俊一、綿引文子

事務局 茨城県立図書館情報資料課 深谷充、長山尚子

発行者 茨城県立図書館

〒310-0011

茨城県水戸市三の丸一五三三八
